

平成24年第4回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
9.	6	木	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 ・学校規模適正化対策調査特別委員会報告 ・請願			
	7	金	休 会			
	8	土	休 会			
	9	日	休 会			
	10	月	本会議（2日目） ・一般質問（6人）			
	11	火	本会議（3日目） ・一般質問（2人） ・総括質疑、委員会付託 常任委員会		学校規模適正化対策調査特別委員会	
	12	水	常任委員会			
	13	木	常任委員会			
	14	金	休 会			
	15	土	休 会			
	16	日	休 会			
	17	月	休 会			
	18	火	常任委員会			
	19	水	休 会			
	20	木	休 会			
	21	金	休 会			
	22	土	休 会			
	23	日	休 会			
	24	月	休 会			
	25	火	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	26	水		常任委員会、議会運営委員会		議会全員協議会 行財政改革対策調査特別委員会 災害復興対策調査特別委員会
	27	木		休 会		
	28	金		本会議（最終日） ・ 常任委員長報告 ・ 議案審議 ・ 追加議案審議 ・ 決算特別委員会設置 ・ 請願 ・ 発議 ・ 報告 ・ 所管事務調査報告 ・ 継続審査、調査 ・ 閉会		

平成24年第4回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成24年 9月 6日

閉会 平成24年 9月28日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案44	専決処分の承認を求めることについて（専決第5号） （平成24年度さつま町一般会計補正予算（第3号））	24.09.06	24.09.06	承認	—
45	さつま町暴力団排除条例の制定について	〃	24.09.28	原案可決	総務
46	さつま町火災予防条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
47	さつま町営住宅等条例の一部改正について	〃	〃	〃	建設経済
48	平成24年度さつま町一般会計補正予算（第4号）	〃	〃	〃	3 常任
49	平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	文教厚生
50	平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	〃
51	し尿汲取収集車（4t車）購入契約の締結について	24.09.28	〃	可決	—
52	平成24年度さつま町一般会計補正予算（第5号）	〃	〃	原案可決	—
53	平成23年度さつま町歳入歳出決算の認定について	〃	継続審査		決算
54	平成23年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃		〃
55	平成23年度さつま町水道事業会計決算の認定について	〃	〃		〃
56	平成23年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃		〃
57	平成23年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	〃
請願1	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について	24.06.07	24.09.28	採択	文教厚生
請願2	さつま町立学校適正化基本計画の策定に関する請願書	24.09.06	〃	採択	学校規模適正化対策調査

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
H23 陳情 1	悪臭防止対策に関する陳情書	23.06.07	継続審査		文教厚生
発議 5	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書(案)の提出について	24.09.28	24.09.28	原案可決	—
報告 9	平成23年度健全化判断比率の報告について	〃	〃	報告済	
報告 10	平成23年度資金不足比率の報告について	〃	〃	〃	
学校規模適正化対策調査特別委員会報告の件		24.09.06	24.09.06	〃	
所管事務調査報告の件		24.09.28	24.09.28	〃	
議員派遣の件		〃	〃	決定	
閉会中の継続審査・調査について		〃	〃	〃	

平成24年第4回さつま町議会定例会会議録

目 次

○9月6日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号） （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	4
議案第45号 さつま町暴力団排除条例の制定について （提案理由説明）	1 1
議案第46号 さつま町火災予防条例の一部改正について （提案理由説明）	1 1
議案第47号 さつま町営住宅等条例の一部改正について （提案理由説明）	1 1
議案第48号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第4号） （提案理由説明）	1 1
議案第49号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） （提案理由説明）	1 1
議案第50号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） （提案理由説明）	1 1
学校規模適正化対策調査特別委員会報告の件 （報告・質疑）	1 3
請願第2号 さつま町立学校適正化基本計画の策定に関する請願書 （特別委員会付託）	1 6
散 会	1 7

○9月10日（第2日）

一般質問表	1 9
会議を開催した年月日及び場所	2 1
出欠席議員氏名	2 1
出席事務局職員	2 1

出席説明員氏名	2 1
本日の会議に付した事件	2 2
開 議	2 3
一 般 質 問	2 3
平田 昇議員	2 3
名誉町民称号の顕彰について	
行政推進について	
川口 憲男議員	2 9
林業振興について	
岩元 涼一議員	3 6
原発問題について	
町道の維持管理について	
米丸 文武議員	4 6
地域活性化について	
新改 秀作議員	5 4
国民健康保険事業について	
人事管理について	
木下 賢治議員	6 3
周辺地域の活性化について	
スポーツ振興による元気なまちづくりについて	
延 会	7 0
○9月11日（第3日）	
一般質問表	7 3
会議を開催した年月日及び場所	7 4
出欠席議員氏名	7 4
出席事務局職員	7 4
出席説明員氏名	7 4
本日の会議に付した事件	7 5
議案付託表	7 6
開 議	7 8
一 般 質 問	7 8
内田 芳博議員	7 8
職員海外派遣について	
柏木 幸平議員	8 3
学校教育について	
議案第45号 さつま町暴力団排除条例の制定について	9 1
（総括質疑・委員会付託）	
議案第46号 さつま町火災予防条例の一部改正について	9 3
（総括質疑・委員会付託）	
議案第47号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	9 3
（総括質疑・委員会付託）	

議案第48号 平成24年度さつま町一般会計補正予算(第4号) ……	94
(総括質疑・委員会付託)	
議案第49号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
……………	104
(総括質疑・委員会付託)	
議案第50号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) ……	104
(総括質疑・委員会付託)	
散 会 ……	104
○9月28日(第4日)	
会議を開催した年月日及び場所 ……	105
出欠席議員氏名 ……	105
出席事務局職員 ……	105
出席説明員氏名 ……	105
本日の会議に付した事件 ……	106
開 議 ……	107
議案第45号 さつま町暴力団排除条例の制定について ……	107
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第46号 さつま町火災予防条例の一部改正について ……	107
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第47号 さつま町営住宅等条例の一部改正について ……	107
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第48号 平成24年度さつま町一般会計補正予算(第4号) ……	107
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第49号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
……………	107
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第50号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) ……	107
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第51号 し尿汲取収集車(4t車)購入契約の締結について ……	115
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第52号 平成24年度さつま町一般会計補正予算(第5号) ……	117
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第53号 平成23年度さつま町歳入歳出決算の認定について ……	121
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	
……………	121
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第55号 平成23年度さつま町水道事業会計決算の認定について ……	121
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第56号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ	
いて……………	121

(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第 57 号 平成 23 年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について ……………	121
(提案理由説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について ……………	127
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
請願第 2 号 さつま町立学校適正化基本計画の策定に関する請願書 ……………	128
(特別委員長報告・質疑・討論・採決)	
発議第 5 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書(案)の提出について ……………	130
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 9 号 平成 23 年度健全化判断比率の報告について ……………	130
(内容説明・質疑)	
報告第 10 号 平成 23 年度資金不足比率の報告について ……………	130
(内容説明・質疑)	
所管事務調査報告の件 ……………	131
(報告・質疑)	
議員派遣の件 ……………	135
(決定)	
閉会中の継続審査・調査について ……………	135
(決定)	
閉 会 ……………	136

平成24年第4回さつま町議会定例会

第 1 日

平成24年9月6日

平成24年第4回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成24年9月6日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 萩原康正君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 松山明浩君	議事係主任 神園大士君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
企画課長 湯下吉郎君	社会教育課長 岩元義治君
消防長 高木卓朗君	建設課長 三浦広幸君
健康増進課長 小椎八重廣樹君	耕地林業課長 山口良一君
介護保険課長 中村慎一君	農政課長 平田孝一君
総務課長 紺屋一幸君	災害復興対策課長 松山兼二君
財政課長 下市真義君	
安全安心対策課長 崎野裕二君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 4 4 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号）
- 第 6 議案第 4 5 号 さつま町暴力団排除条例の制定について
- 第 7 議案第 4 6 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 8 議案第 4 7 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 9 議案第 4 8 号 平成 2 4 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 0 議案第 4 9 号 平成 2 4 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 1 議案第 5 0 号 平成 2 4 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 学校規模適正化対策調査特別委員会報告の件
- 第 1 3 請願第 2 号 さつま町立学校適正化基本計画の策定に関する請願書

△開 会 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成24年第4回さつま町議会定例会を開会します。
教育委員会委員長及び農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、15番、桑園憲一議員及び16番、市来修議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの23日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月28日までの23日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。
一般的なことについてはお手元に配付してありますので、口頭での報告は省略します。
監査委員から例月出納検査及び学校備品検査の実施結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。
これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第4「行政報告」を行います。
町長の報告を許します。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしてあるところではありますが、この中で川内川改修促進期成会及び川内川下流改修促進期成会、川内川上流河川改修期成同盟会、

合同によりまず要望会を7月5日に川内川河川事務所、そして、8月1日に九州地方整備局にて実施をいたしてまいりましたので御報告をいたします。

さつま町としましては、川内川河川激特事業の関連工事の今年度完了による地域の安全安心対策が向上したことに対する御礼と、鶴田ダム再開発事業の推進並びに虎居地区の内水対策（排水機場等）と時吉地区の環境整備事業の早期事業着手について要望を行ってまいりました。

また、この8月1日の要望会にあわせまして、さつま町独自で九州地方整備局長、企画部長及び河川部長に対しまして関連する事業の特段の推進をお願いしてきたところでございます。

なお、8月28日は国土交通省水管理国土保全局の局長が鶴田ダム再開発事業の現地視察をされたあと、虎居の推進地区の分水路にもおいでいただきました。局長につきましては、前の大臣に随行されていまして、2回目でございますが、お会いをいたしまして御礼や今後引き続いての改修もお願いをいたしたところであります。

次に、平成18年県北部豪雨災害からの復興祭についてであります。

御承知のとおり、本年度で河川激特事業の工事がほぼ完了いたしますことから、来年の平成25年2月3日に平成18年豪雨災害からの復興祭としまして激特事業の竣工式及び祝賀会、復興記念碑除幕式等の一連の行事を、本町におきまして国・県・流域市町参加のもとに実施をしてみたいと考えております。

また、復興祭イベントとしましては、河川敷を利用したウオーキング大会をさつま町で開催する計画であります。この復興祭に関連する予算につきましては今議会にも提案をいたしておるところでございます。以上で行政報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第44号 専決処分の承認を求めるところについて（専決第5号）」

○議長（中尾 正男議員）

日程第5「議案第44号 専決処分の承認を求めるところについて（専決第5号）」を議題とします。

議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第44号 専決処分の承認を求めるところについて（専決第5号）」であります。

これは平成24年度さつま町一般会計補正予算（第3号）について、緊急を要したため地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるところであります。内容につきましては財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは「議案第44号 専決処分の承認を求めるところについて（専決第5号）」でございます。なお、この専決処分は平成24年8月1日付でさせていただいたものでございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○平田 昇議員

私は、この説明があった議会全員協議会の場でどうしても理解できなかった点がございました。このポンプが機能しなくなったことによってどれだけの来園者が減ったのか、それを回復することによってどれだけの来園者が見込めるのか、そういった分析の上に立った予算要求はないのかということであったんですが、明確な答弁はなされなかったわけですね。

結局私の受けとった印象は前例踏襲、今までやってきたことだからやむを得ないと。そういう考え方の事業の推進、これを今はしっかり考え直そうじゃないかというときにきているわけですよ。いや、これはだめだとか何とかということは言いませんけれども、ここで、これをしっかり説明して、こうすることによってこういう価値が出てくるんだと、投資効果が出てくるんだという読みをしっかりと明確にされなかった。

現状のままでは私はこの案には反対です。専決処分を認めることに賛成できません。

○議長（中尾 正男議員）

ほかに質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

8ページの、今の公園費に関連してお伺いしますけれども、町長の基本的な考えをお伺いしたいと思います。

この観音滝公園につきましては、今後どのようにお考えなのか。次の選挙に出るという話もされていますので、やはり行財政改革の面からいきますと、指定管理料1,500万円は別にして、ここ4年ぐらいで6,000万円ぐらいの修繕費というか維持管理費用を使っているわけですね。

となりますと、地方自治法からいきますと公の施設は福祉の増進を目的にしてつくるとなっていますけれども、いろんなことを議会のほうからも要望されたときにお金がないということだめになっておるわけですが、私はこういう施設があることによって、福祉の足を引っ張っているんじゃないかという気持ちがするんです。旧町の思いは判るんですよ。新聞等を見ますといろんなところでこういう公の施設を廃止するとか、民間に移譲する、そういうことがなされています。だから、町として今後どのようにお考えなのか。

というのが、財政課の話によりますと、合併の特例がなくなると12億円ぐらい交付税も減ると。私は8億円ぐらいと思っていたんですけども。12億円減っても、公債費とかその辺が、今までの努力でどんどん減ってきていますので、ある程度はいけると思うんですが、今の国の状況を見ていると本当に先行きが不安です。

そして、町民の方も、我々議会もですけども、総論は賛成、各論になると反対ということになりますけれども、町長として基本的にこの辺をどのようにお考えなのかをお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

この問題につきましては、もう以前から議会の間でも論議がなされておるわけで、それなりのお答えもしてきております。今、ちょうど指定管理の期間内でこういう突発事故が起きたということですので、やはりこの管理を委託をしている町の立場としては、やはり管理責任というのがありますので、やっぱりこの期間中はしっかり修繕をして当初の目的に従った委託をしなければならぬと、そういう責任があると思うんですよ。

やはり、途中でやめるとなりますと、基本的にその施設の廃止をするか、あるいは休止をするか、いろんな見方がありますけれども、今の時点で、いわゆるまだ起債の償還も終わっていない

時期でありますので、それについてはやっぱり責任ある管理というのは継続してやらなければならないと思っております。

いろいろ論議がありますとおり、行革の中で過去においてもこういった施設についてのあり方というのが非常に問われてきております。合併をしていろんな施設がたくさんあって、公共施設の管理経費というのがものすごいものになっておりますので、やはりこれからの財政運営を見たとき、対極的な視野の中でいろいろ論議を尽くしていただきながら、これについては当然我々も、ある一定の方向を見出していきたいということは、この前答弁したとおりでありますので。

今後はやはり、そういった起債償還が終わる、そしてまた、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律のそういう問題等も十分調査を踏まえた上で、そしてまた、地域の皆さん方のこれまでの思いということで作られた施設でありますから、その辺の調整というのは当然として発生をするわけでありますので、その辺も、やっぱり地元との皆さん方の理解を深めた上で、そしてまた、最終的にはやっぱり議会の皆さん方の御判断ということになるかと思っております。

その辺は今後庁内でも部内で公共施設の管理運営のあり方というのは一つ一つ今、点検中でありますし、もう既に廃止、一部休止にしたところもありますが、そういう中でどうあるべきかというのはしっかりと詰めをしながら、また適切な時期に御提案申し上げていくことになろうかと思っております。

○麥田 博稔議員

今、町長が言われましたように、私も最初の質問で言いましたよね。総論は賛成、各論になったら反対なんです。それで、議会報告会で回ってみてもそういう行財政改革をしようという意見も結構あります。けれど、ほんなら具体的におたくのここをやりましょうかという話を出しますと、これは困ると。

議会もそうなんです。選挙とかいろんなことが控えていますから、なかなか自分のところを言えません。言えませんちゅうか、言いたくないちゅう気持ちがあるんですが、やっぱり町政を担う町長になりますとある程度の基本姿勢はつくって、そして議会の理解を得る。今言われましたけれども、やはり議会の理解も必要です。

ただ、今も財政の楽観論が出ているんですよ。私も持っていますけれども。今度のこれを見ても28億円ぐらい財政調整基金があるし、余裕が出てきたんじゃないかという話がありますけれども。

きのうの新聞で、やはり地方交付税を出すのをちょっと遅くするというような話。市町村は出すち、県だけは絞るち言うけれど、私たちの町は県にもぶら下がっていますから、県が絞られると補助事業ができなくなった、自前だけのやつしかできないという、極端に言えばそういうのが出てきますので、やはりここは次の課題になると思うんですけども、議決もしているわけですから、今言われたように途中で切るちゅうわけにいきませんけれども、やはり将来的にこうするんだという絵を描かないと、やっぱり財政的に大変だと思うんです。

前もちょっと言いましたけれども、建設課では住宅の長寿命化、橋梁の長寿命化、いろんなものをつくって10何億円の予算をつくりますけれども、なかなか財政的には、全体のことを考えると、過疎地域自立のあっちもつくってあるし、ただローリング、ローリングでずっといけば計画はつくってあるけれどできないということで、何でよということになりますから。

やはり、厳しいけれども本当に2万2,000～2万3,000人のまちに必要な施設なのか。これがあるべきなのか。旧町の思いは重々判りますよ。けれども、合併して8年となってくると、やはり2万2,000～2万3,000人のまちにふさわしい体制をとらないと福祉のほうに金を回すということができなくなると思うんですね。だから、そこは町民の方々にも理解してもら

必要があると思う。合併前に公民館制度があって旧薩摩町なんか金がかかるからちゅうことで、旧宮之城町方式にすると。これはもう合併のときの話ですけれども。

私は極端に言うと、毎年1,500万円の金があれば500万円ずつ永野、求名、中津川にやっつて、あそこを公民館制度にしてくれて、観音滝公園はなくなりますけれどもこれでいいですかと言ったらそっちがいいち言う方もいるかもしれない。

だから、お金の使い方をどのようにするかということがこれからは大事になると思いますけれども、厳しいことを言いますが、今後はやっぱり十二分に検討して、それで今言われましたように総務課の担当のほうでもいろいろ努力をしているようですから、十分町民の方にも理解してもらいながら、そういう政策を進めていただくよう要望しておきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

要望ということでございましたが、この問題については、ほかにもいろいろ施設がありますし、やはり財政的なことは当然視野の中に入っておりますので、やっぱり交付税が5年以内に元に戻るという一本算定になるわけでありまして、その辺のところは試算をしながら今後の財政シミュレーションの中でどう財政運営をしていくかということになりますと、やはり歳入、あるいはまた一方では歳出見直しということも考えていく必要がありますので、その中の一つとしてこういった施設のあり方というのを基本的にやっぱり見直していくということになるかと思っております。そのことはもう十分踏まえておりますので。

議会でもいろいろこういう御意見もいただくわけですが、議会の中でも行財政改革対策調査特別委員会なるものが設置をされておりますので、その中でもやはり統一した意見をこちらのほうにも提言していただければ、非常にやりやすいと思っておりますので、その辺はよろしくお願いを申し上げます。

○新改 幸一議員

ただいまのこの水中ポンプの件でお伺いしますが、前、議会全員協議会でもちょっと話があったと思うんですけれども、たしかこのポンプは外国でできた製品だということで、日本じゃつくられていないと。

このポンプの予算、1,000万円から組んであるんですが、実際の執行のやり方ちゅうのは、もう会社は1社だけなのか、数社あってそのポンプをきちんとした競争入札をもっての執行になっていくのか、町と見積もりに対しての話をしながら価格を設定されるのか、そこら辺のところは前にちょっと説明があったかもしれませんが、再度確認のために中身を教えてくださいたいと思います。

○企画課長（湯下 吉郎君）

ただいまの御質問ですが、議会全員協議会のときにも説明いたしましたけれども、このポンプについては油田用のポンプということで、非常に深度が深くて国産では対応できないということで、1社しか製造できていないということで随意契約になります。

その際に当たりましては、言われますように競争原理が働きませんので、こちらとしても非常に高額でありますから会社と交渉してできるだけ安価な形で、そしてしかも正確に設置をしていただくということをお願いしております、競争原理は働きませんが担当の中ではこの値引き、あるいは、そういうことについてはしっかりとさせていただいて、その価格の設定を抑えていく努力はしているところでございます。

○川口 憲男議員

町長の、先ほど麥田議員への答弁の中にもありましたように、行革の中で、観音滝公園のことを含めて、この鶴田ダム周辺公園等管理費で例えば60万円のエアコン代が出ているんですが、

町長、今後やっぱり公共施設でいろんな問題点というか、もう直さにゃならんというのが出てきているんですけど、それに絡んで公共施設整備基金も積み立ててあるんですけども、今の状況の中でどのような整備計画、その調査等がなされているのか。いろんなところを聞きますと、雨漏りがするところもあるとか、あるいは音響がどうというのがあるんですけど、こういう公共施設の管理のあり方、先ほどちょっと答弁の中にもありましたけど、そこらはどういうふうに考えていらっしゃるのか。

エアコンの場合は急に出てくると思うんですけども、例えばほかの面では、ある程度考えられるところがあるんじゃないかと思うんですけど、その考えをお示し願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

基本的なところだけお答えをさせていただきます。今、それぞれ部内でもこういうことも検討を重ねておりますので、状況については報告をさせていきたいと思います。

これだけ公共施設が、やっぱり合併後もものすごい数でありますし、やはりその中で町民の利便性を高めていくためには身近なところにあったほうが一番よろしいんですけども、先ほどからありますとおり、やっぱり管理費ということになりますと非常に膨大な経費になるわけでありまして、やはりこの辺についてはまとめられるものについてはまとめる、民間にお願いできるものは民間にお願いするとか、その辺の整理検討は必要になってくるかと思っております。

従いまして、公共施設の管理の中において、どうしても、さらに住民の利便性、福祉増進を図るという面もあるかと思っておりますので、その関係。そしてまた、民間譲渡をしない限り委託の場合においては、やはり抜本的な改造とか改修になりますと当然、設置者である町のほうで整備をしていかなければならないという責任がありますので、そういうためにこの基金の設置をいたしたところでございます。

今のところ1億円ちょっとですけれども、やはりこれについては、例えばクリーンセンターの関係とかあるいは環境センター、そういった大がかりな施設もありますし、毎年数千万円修繕費が必要でありますので、こういうことも考えますともっともこの基金を、財政の関係を見ながら、積み増しをしていく必要があるかと思っております。

その辺の今後の管理については、それぞれ担当課のほうで常に点検をしながら整備を進めておりますけれども、中にはやっぱり耐用年数がきて、もう早くしなければならぬというのがありますので、個々にやっぱりそういうところは点検をしておりますので、それについては廃止をすべきもの、廃棄処分をすべきもの、そしてまたやっぱりそういう施設の管理上長寿命化を図らなければならぬというものについては、営繕の必要を生じるかと思っております。それぞれのことについては、担当課長からお答えをさせていただきます。

○総務課長（紺屋 一幸君）

公の施設の維持の関係でございますが、公の施設の管理のあり方、あるいはあり方そのものについての検討会というのを今まで続けてきております。先般の議会の特別委員会でも幾分か報告させていただいておりますが、それぞれ施設ごとに経過年数等の把握を行いながら、今後必要になるであろう維持管理費等についても推測はいたしておりますけれども、実際にはその施設が、何もない状態で、耐用年数がきたからもう即補修をするということにはしておりませんので、そういったものの状況を把握しながら点検を引き続き行っていきながら必要に応じて実施をしていくという考え方はしております。

ただ、大規模改修等につきましては、町長からもございましたように、その施設の考え方をきちっと整理した上で、ここで大規模な修繕を行うべきものなのか、あるいはまた小規模の修繕だけをやっていく形にとどめるべきなのか、そういったものの判断というの、やはり検討を進め

た上での予算の執行という形になろうかなというふうに今、考えているところでございます。

○川口 憲男議員

町長の説明や課長の説明で理解はいたしました。ただし、例えばこの大鶴ゆうゆう館の場合も何回となく行ってみますと、もう外壁等にのりがはったりしている。これから先、鶴田ダムを生かして観光施設とかいろいろなことを考えていらっしゃる。先般、観光協会のほうでもずっといろんな通りやらを見て回ったときにも、そういうところは、こやこいでよかたろかいね、というようなところがありました。今後の庁舎内の検討会の中でそこあたりも重々していただきたい。

例えば、今回の補正でプールの整備計画がちょっと出ていますけれども、以前から同僚議員の一般質問の中で、さびが落ちてはだして歩くと危ないというようなところがありました。そういうところもあるだろうし、ほかにも見受けられるようなところが多々ありますから、やっぱりこういう公的施設の抜本的改革でなくても、部分的改革でも整備基金を積み立てていながら整備するちゅう方向性が示されているわけですから、議会のほうにもどこどこが机上に上がるよと担当課のほうでも示していただけたらと。

そして、先ほど町長のお話にありましたように、我々のほうにも行財政改革対策調査特別委員会がありますから、そこあたりでも煮詰めると、そういう方向性に持っていけると思いますので、ぜひそこあたりまで書類といいますか、そういうものが上げられるように。早急にはできないでしょうけれど、早い時期にそういうのをしていただけるように要望しておきます。

○平八重光輝議員

9ページの県大会出場経費の中の備品購入について、まず消防長にお尋ねします。

毎回出場されるわけですが、そのたびにこういう備品の購入がなされております。これは、こういうものを買わないと出場できないような備品といいますか、そういうのが必要であったのか。今あるものだけでは出場に支障があるからこういうのを購入しましたちゅうことなのか。品物の中身までは言いません。別に買ったことがどうちゅうことでもなくて、どうしても必要なものであって買われたもんだらうと思いますが、その中をちょっとお尋ねいたします。

○消防長（高木 卓朗君）

ただいまの御質問にありました備品購入費21万円の内訳でございますが、これは消防操法用のホース6本を購入いたしております。通常の火災現場等で使用するのと若干違いまして、操法用のホースということで、特につくられた製品がございました。こちらは非常に訓練で酷使いたしますので、もうすれて水が漏れてくるということで、この大会用のホースというのを購入して、毎回出場分団には配付いたしております。以上です。

○平八重光輝議員

少し関連になるかもしれませんが、実は消防団員の方からいつもお聞きするんですが、この大会に出場された方からもお話がありますけれども、さつま町の消防団員の装備といいますか、服装は非常に劣っていると。言い方はよくないかもしれませんが、薩摩川内市のものと比べると非常に違うと、靴なんかについてもいろいろ御不満を伺います。

そういう中で、今、さつま町でされているのが普通であってほかのところは非常にいいのを使っているのか、ほかのところでは使っているのが普通であって我が町のもの少し古いちゅうか、劣っているのか判断は私にはできませんけれども、やはり一生懸命頑張っている消防団が靴はどうだとか、いろんな不満も聞くんですが、できるだけやはり普通といいますか、安全でしっかり消防活動ができるような服装というのも大事であります。

そういうことで、予算的には消防長が非常に苦勞されているいろいろ提案されていらっしゃるこ

ろもあるんでしょうけれども、町長はその辺への予算的な措置についてはいかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

消防団の装備の関係であります。操法大会でも県下関係のところは今回も出場されてそういった服装関係も見ることがあったわけですが、さつま町消防団がこういう装備をされていることが劣っているということには決してならないと、標準だと私は思っております。

ただ、今回の補正にも提案をさせていただきますと、靴の場合は半長靴ですときておりましたが、いわゆる火災とかそういう現場で作業をされるときに、やはり編み上げ靴でないと危険性があるというお話もございましたので、やっぱり現場でそういう安全性が確保されないという向きがあれば、そういう身を挺しての作業ですから、安全なものにしていく必要があるだろうということで今回、全団員、編み上げ靴に変えようということで御提案申し上げているところでございます。

○平八重光輝議員

2回目の質問の仕方がちょっと悪かったかもしれませんが、2回目の質問は別に操法大会の話ではなくて一般的な消防団の話でありまして、靴にも非常に不満がありまして、今回購入されるということでありますが、もう一つ、もうちょっと予算をまたみていただいて、筒先等も一人でできるやつをぜひ全消防団に配付していただければなあと思っておりますが、そういうお考えは、まだそこまではなさっていらっしゃらないでしょうか。

○消防長（高木 卓朗君）

ただいまありました消防活動用の筒先でございますが、これにつきましても年次計画で、持っていない分団に配付すると。備品調査を実施しましたところ、持っている分団は数本持っている、持っていない分団はゼロというところがありましたので、数本あるところについてはないところに一応配置がえをさせていただくと。それでも足りない分については年次的に購入して配置していくという計画であります。

○平田 昇議員

関連して、私も団員から訴えられたこととありますが、ぜひ聞いてくれと。

出動した消防団が放水まで至った。同じく出動したんだが、時間がおくれたかどうか知らんけれど、放水までに至らなかった。これに対する手当ては半額だと。そうなんですか。

そして、団員が出動によって犠牲にする私費、実質的時間は変わらないんだと。こういう意見があるわけとありますが、どうでしょう。

○消防長（高木 卓朗君）

ただいま議員から御質問がありました、従来におきましては消防団が災害等に出動した場合は、一回4,500円支給いたしておりました。ところが、途中から先ほどありましたように、火災現場に出動したが水を出さなかった、ただ来ただけであったと、そういった分団については半額支給という規定も設けておりましたが、今ございましたように、その後検討いたしまして全額支給するということに改正いたしております。以上です。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思

ます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。「議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」はこれを承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾 正男議員）

起立多数です。よって、「議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）」は承認されました。

△日程第6「議案第45号 さつま町暴力団排除条例の制定について」、日程第7「議案第46号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第8「議案第47号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第9「議案第48号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」、日程第10「議案第49号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第11「議案第50号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（中尾 正男議員）

日程第6「議案第45号 さつま町暴力団排除条例の制定について」から、日程第11「議案第50号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」までの議案6件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第45号から議案第50号まで一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第45号 さつま町暴力団排除条例の制定について」であります。

この条例は、本町からの暴力団の排除に関し基本理念を定め、町及び町民並びに事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策を定めることにより暴力団の排除を推進し、町民の安全で平穏な生活の確保を図るため制定しようとするものであります。

次に、「議案第46号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第47号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、山崎団地の建てかえによる一部用途廃止に伴い、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第48号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」についてであります。

今回補正は、財産管理費として旧宮之城中学校校舎等の解体にかかる経費を初め、道路維持費、団体営土地改良事業費、道路橋りょう河川災害復旧費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,358万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ137億5,935万7,000円とするものであります。

次に、「議案第49号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、一般管理費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ3億1,499万1,000円とするものであります。

次に、「議案第50号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、介護予防事業の新たな事業として高齢者の自主的な健康づくりや社会活動に対してポイントを付与し、高齢者の健康維持と介護予防への取り組みを促進するための地域介護予防活動支援事業費のほか、支援ネットワーク構築事業費、償還金及び一般会計繰り出しに要する経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,698万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ30億2,670万1,000円とするものであります。

内容につきましてはそれぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○安全安心対策課長（崎野 裕二君）

「議案第45号 さつま町暴力団排除条例の制定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○消防長（高木 卓朗君）

引き続きまして、議案書の46ページをお開きください。「議案第46号 さつま町火災予防条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは続きまして、「議案第47号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは続きまして、「議案第48号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」につきまして、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね11時15分とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時13分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けます。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

「議案第49号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第50号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は、9月11日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第12「学校規模適正化対策調査特別委員会報告の件」

○議長（中尾 正男議員）

次に、日程第12「学校規模適正化対策調査特別委員会報告の件」を議題とします。

学校規模適正化対策調査特別委員会から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮ります。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、学校規模適正化対策調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

学校規模適正化対策調査特別委員会委員長の発言を許します。

〔木下 賢治議員登壇〕

○学校規模適正化対策調査特別委員長（木下 賢治議員）

学校規模適正化対策調査特別委員会のこれまでの取り組みの経過等について、中間報告をいたします。

まず、当特別委員会が設置されるまでの経緯について御説明申し上げます。

さつま町教育委員会は、社会情勢の変化や大幅な児童生徒数の減少などを背景とする本町の義務教育の諸課題に適切に対応し、活力のある学校づくりを進めるため、平成19年6月に、学識経験者をはじめ、地域の代表者及び学校教育やPTA関係者など、町内各界の有識者19名からなる「さつま町立学校適正規模等検討委員会」を設置し、町立学校の適正規模、適正配置に関する基本的な考え方、教育環境整備の進め方について検討を諮問されております。

この検討委員会では、地域の実情や町内外の情報をもとに、2年間かけて活発にそして慎重に議論を重ね、平成21年6月、「さつま町立小・中学校の規模等の適正化について」の最終報告

をまとめ、答申として提出されています。

本町の児童生徒数の現状や将来推計により、今後において全町的に見ると増加する見込みはなく、学校の小規模化が加速していくという予測のもとに出されたこの答申では、まず適正規模等の基本的なあり方として、学校の適正規模は、小学校においては、1学年15人から20人程度を超えることが望ましい、1学年で10人に満たない人数になり完全複式学級の状況に移行することが見込まれる事態になった段階で、再編を視野に入れた検討を始めるものとする、小規模校特別認可制度については、再編と同時に廃止するものとするとし、また中学校においては、将来を見据えると1町1中学校が望ましい、当面は1町2中学校が適当と考える、1学年3学級以上が望ましいと提言されています。

そして、学校の適正配置は、新しい地に新しい校舎を新設する必要はない、通学距離等を考慮する、保護者や地域住民など関係者の意見を十分聴くこととし、さらに、共通配慮事項として、地域と連携した取り組み、児童生徒の環境変化への配慮、通学手段の確保、学校施設の利活用、以上の4項目に関して特段の配慮を求めています。

この答申を受けた町教育委員会は、答申の内容を町民に説明しながら意見収集を行い、検討・協議を重ねた末に、答申の趣旨を尊重した「さつま町立小・中学校の適正化計画」、基本計画(案)を策定されたところであります。

この基本計画(案)の概要は、まず平成26年度を目標年次とする第1次計画では、山崎中学校と宮之城中学校を統合する、薩摩中学校と鶴田中学校を統合する、平川・白男川・泊野・柇野・紫尾の5小学校を統合するという計画になっております。

そして、平成29年度を目標年次とする第2次計画では、流水小学校と柏原小学校を統合する、求名・永野・中津川の3小学校を統合し、薩摩中学校跡地で開校する計画になっており、さらに第3次計画では、児童生徒数の状況を見て検討するとしております。

さつま町議会では、学校再編の問題は、町の重要課題の一つととらえておりましたが、この基本計画(案)が平成23年6月に公表されて以来、その賛否をめぐる活発な議論が町内の各地域で交わされることとなり、当議会としましても、この計画については、各議員が情報を共有しながら調査・研究していく必要があるとの判断から、平成23年12月22日の12月定例議会最終日において、当特別委員会が設置された次第であります。

次に、当特別委員会のこれまでの取り組みについて、その概要を申し上げます。

平成24年1月20日開催の第1回特別委員会において、委員長に不肖私が、副委員長に柏木幸平氏が選任され、今後の委員会活動としてまず、東教育長に出席を求め、この計画(案)対して出されている町民からの意見等について説明を受けることを決定しました。

2月21日開催の第2回特別委員会において、東教育長から、保護者や地域住民に基本計画(案)を説明して回る中で出された意見や要望等について説明を受けましたが、通学区域、通学手段、再編方法、スケジュール、再編と地域づくりなど項目ごとに、町民の意見を整理、把握されておりました。

教育長に対する質疑の中で、住民への説明会時に様々な意見や要望が出されたようであるが、今後この基本計画(案)をどのように取り扱い決定していく考えかたがたしましたところ、再編対象校の枠組み、スケジュール、その他を含めてまだ結論は出していない。いただいた意見を精査しながら今検討しているところであるとの答弁でありました。

質疑のあとは、教育長の答弁を踏まえて、今後特別委員会として調査・研究すべき事項について協議しております。

そして、4月17日開催の第3回特別委員会及び6月4日開催の第4回特別委員会において、

隣接自治体における学校再編計画の内容、学校再編が及ぼす町財政への影響、町内における集合学習等の実施状況等について調査を行ったところであります。

その調査結果の概要について申し上げますと、まず、隣接自治体における学校再編計画の内容についてであります。薩摩川内市の計画は、主に統廃合による再編計画になっております。しかし、一部の地域においては、小中一貫校を新設する検討もされるようであります。

また、伊佐市では、小学校の再編はコミュニティの醸成・定着を図るために当面見送り、生徒の学力向上や良好な学校運営の維持のために中学校の再編を検討・実施されるようであります。

また、出水市では、調査時点において再編計画の策定はなく、新聞報道でもありますように複数校による集合学習の取り組みにより、小規模校存続を模索されているようであります。

次に、学校再編が及ぼす町財政への影響についてであります。

町財政課より提供された情報から判ることは、学校再編により学校数や学級数が減少しますと、対象校に係る維持管理等の経費はもちろん削減されることとなりますが、その一方で普通交付税が減額になるということでもあります。従いまして、統廃合による学校再編が町財政に良い影響のみ及ぼすと一概に言えないと思われまます。

次に、町内における集合学習等の実施状況についてであります。町教育委員会から提供された情報によると、平成23年度においては、小学校同士で各教科授業や集団宿泊学習など合計22回実施されておりました。

以上のような委員会活動のほか、議員活動として行った保護者代表との意見交換や議会報告会等の中でも、各委員それぞれ町民の意見等を直接伺ってきており、それらの活動も踏まえ、6月27日開催の第5回特別委員会において、改めて東教育長に出席を求め、質疑や意見交換を行ったところであります。

その中で、通学手段の具体策を示してほしいとか、小規模校同士の再編を見直してほしいという町民の意見に対する今後の対応についてたどりましたところ、答弁では、現段階で通学ルート等の具体案を出す、既に計画は決定しているのではないかの誤解を招くおそれがあることから、今後計画が決定し次第、保護者や地域住民の意見を聞きながら示したい。再編対象校の見直しについても同様に、保護者や地域住民の様々な意見を聞きながら、答申の趣旨に沿って進めていきたいと考えているとのことであります。

また、この基本計画については、時間をかけて地域住民ともっと議論すべきで時期尚早であるとの意見がある一方で、地区によっては早く進めてほしいとの意見もある。これらをどのように調整していく考えかたどりましたところ、同じ地域でも、古くからそこに住んでいる方々の意見と実際に児童生徒を持つ保護者の意見とが違ってくることもある。難しい面もあるが、今後の学校教育の活性化という観点から、地域住民の理解を得られるべく、学校再編の必要性を説いていきたいと考えているとの答弁であります。

このように、第1回の特別委員会以降、一連の調査や情報収集活動を行ってきたところですが、これまでに得られた情報等を整理した結果、全体的に感じ取れましたことは、先の答申の中にあります共通配慮事項の4項目、地域と連携した取り組み、児童生徒の環境変化への配慮、通学手段の確保、学校施設の利活用、これらに関する取り組みや説明が十分とは言えないと思われることであり、この点については、7月31日開催の第6回の特別委員会におきまして、各委員に共通した認識であることを確認したところであります。

そして、8月22日開催の第7回の特別委員会におきまして、この共通配慮事項を尊重した町教育委員会の積極的な取り組みを促すため、次の4点について申し入れるべきであるとの意見の一致をみた次第であります。

1、計画公表から1年以上経過し、今年6月計画決定予定も先送りとなっており、保護者や地域住民の中には不安や行政に対する不信感を抱いている方も見受けられるので、更なる説明や意見交換を積極的に進めること。

2、保護者や地域住民の意見等をまとめて提出される意見書、要望書等については、内容を精査し、「さつま町立学校適正規模等検討委員会」による答申の趣旨や教育委員会の方針にかんがみて、対応できること、対応できないことを相手方に示すこと。

3、再編対象校の枠組みについては、当該地域の現状調査及び保護者や地域住民からの意見収集を再度行い、その結果を分析して判断すること。

4、再編後の通学手段については、できるだけ具体的な案を、また地域活性化策、校舎・敷地の活用策については、町長部局とも協議し、全国の事例等を参考にしてその対象校区において想定できる案をそれぞれ、保護者や地域住民の要請に応じて示すこと。

以上の4点については、平成24年8月24日に町教育委員会に対しまして文書にて申し入れを行ったところであります。町教育委員会におかれましては、真摯に御検討いただき、各項目の実現に努めていただきますよう要請いたします。

さて、当特別委員会では、学校教育の活性化を目的とする学校再編計画について調査・研究を行うにあたり、町民から直接意見を伺う機会が最も重要であると考えて活動してまいりましたが、そういう機会に各委員が積極的に臨んできたことにより、これまで一步踏み込んだ考察と議論がもたらされてきていると感じております。

今後もそのような機会を大切にしながら委員会活動を継続していく決意ではありますが、各地域におかれましても、児童生徒の保護者に限らず、そこに暮らす方々が集い、話し合う機会を積極的につくられ、できるだけたくさんの方々がこの問題に関心を持って、一緒に考えていただきたいと希望するところであります。

最後に、保護者や地域住民に信頼されるよりよい義務教育環境の構築に資する「さつま町立小・中学校の適正化計画」、基本計画が策定され、さつま町の学校教育の活性化が一層図られますよう、町教育委員会のさらなる御努力と委員各位の御協力をお願いいたしまして、学校規模適正化対策調査特別委員会の中間報告といたします。

〔木下 賢治議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの学校規模適正化対策調査特別委員会委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。

これで学校規模適正化対策調査特別委員会の報告を終わります。

△日程第13「請願第2号 さつま町立学校適正化基本計画の策定に関する請願書」

○議長（中尾 正男議員）

次に、日程第13「請願第2号 さつま町立学校適正化基本計画の策定に関する請願書」を議題とします。

お諮りします。この請願については、会議規則第92条第1項の規定によって学校規模適正化対策調査特別委員会に付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、この請願は学校規模適正化対策調査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。9月10日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前11時41分

平成24年第4回さつま町議会定例会

第 2 日

平成24年9月10日

平成24年第4回定例会一般質問
平成24年9月10日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(8) 平田 昇	<p>1 名誉町民称号の顕彰について</p> <p>(1) 故原田正純氏に名誉町民の称号を追贈すべきと考える。町長の考えを伺う</p> <p>2 行政推進について</p> <p>(1) 町の行政は、事業仕分けにより進められるべきと考える。町長の考えを伺う</p>
2	(5) 川口 憲男	<p>1 林業振興について</p> <p>(1) 町有林の維持管理は、現在も進められていると思うが、今後更なる森林の活性化を図るために、この維持管理を林業事業体に委託する考えはないか伺う</p> <p>(2) 森林の活性化の果たす役割は、有害鳥獣対策、若者の雇用拡大、水源確保、さらには山地災害防止など大きなものがある。国・県・町のいずれにおいても、厳しい財政状況ではあるが、身近にある資源を活かす森林の活性化は、地域の経済浮揚につながり、ひいては町の高揚策になると思う。町長の意気を期待し、考えを伺う</p>
3	(10) 岩元 涼一	<p>1 原発問題について</p> <p>(1) 川内原発1号機、2号機は定期検査終了後、現在も停止した状態にあるが、避難区域の見直しなど国が進める安全対策が本町にも示されているか伺う。また、周辺自治体による連絡協議会の現状について伺う</p> <p>2 町道の維持管理について</p> <p>(1) 自分たちの生活道路であるとの意識から町道の草払いを行っている公民会が少なくない。しかし、高齢化と人口減によりこれまでのような奉仕作業が困難になりつつある公民会もある。今後の維持管理のあり方について伺う</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
4	(4) 米丸 文武	<p>1 地域活性化について</p> <p>(1) これまで農林業・商工業・企業誘致・若者定住など地域活性化に取り組まれているが、少子高齢化や人口減少が益々進み、町の活力が失われつつある。これまでの取り組みによる成果をどのようにとらえているのか伺う</p> <p>(2) 町長は次期においても、引き続き町長として町政を預かりたいと表明されているが、今後どのような施策によりさつま町を活性化させる考えか伺う</p>
5	(6) 新改 秀作	<p>1 国民健康保険事業について</p> <p>毎年厳しくなる国民健康保険事業運営であるが、次のことについて伺う。</p> <p>(1) 最近数年間における事業運営の推移</p> <p>(2) 現在の高額滞納者の生活実態</p> <p>(3) 収納率、総滞納額及び滞納対策</p> <p>(4) 保険税の改定についての考え方</p> <p>(5) 今後における問題点とその対策</p> <p>2 人事管理について</p> <p>職員の勤務意欲と資質向上の観点から、次の点について伺う。</p> <p>(1) 人事異動を行うにあたっての基本的な考え方</p> <p>(2) 職員の能力等についての評価方法</p>
6	(19) 木下 賢治	<p>1 周辺地域の活性化について</p> <p>(1) 周辺地域では過疎、高齢化が著しく進展している。町内平等の施策が基本であるが、それぞれの地域の実状に応じた施策も必要と考える。町長の考えを伺う</p> <p>(2) 地域活性化の支えとなる若者の定住を促進するため、入居基準が緩和された町営住宅の設置に取り組めないか伺う</p> <p>2 スポーツ振興による元気なまちづくりについて</p> <p>(1) スポーツには、健康・体力づくりはもとより、町民一体化の気運の醸成や町の活性化を促進する大きな力があると考えます。本町は県内屈指のスポーツコンベンションタウンであることから、もう一步踏み込んだスポーツ振興施策は考えられないか伺う</p>

平成24年第4回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成24年9月10日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番	森山大	議員	2番	東哲雄	議員
3番	麥田博稔	議員	4番	米丸文武	議員
5番	川口憲男	議員	6番	新改秀作	議員
7番	平八重光輝	議員	8番	平田昇	議員
9番	舟倉武則	議員	10番	岩元涼一	議員
11番	内之倉成功	議員	12番	柏木幸平	議員
13番	楠木園洋一	議員	14番	内田芳博	議員
15番	桑園憲一	議員	16番	市來修	議員
17番	新改幸一	議員	18番	木下敬子	議員
19番	木下賢治	議員	20番	中尾正男	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	萩原康正君	議事係長	中間博巳君
議事係主幹	松山明浩君	議事係主任	神園大士君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育長	東修一君
副町長	和気純治君	社会教育課長	岩元義治君
企画課長	湯下吉郎君	建設課長	三浦広幸君
健康増進課長	小椎八重廣樹君	耕地林業課長	山口良一君
税務課長	松尾英行君		
総務課長	紺屋一幸君		
財政課長	下市真義君		
安全安心対策課長	崎野裕二君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成24年第4回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含め60分とし、質問回数制限はありません。質問通告に従って発言を許可します。

まず、8番、平田昇議員の発言を許します。

[平田 昇議員登壇]

○平田 昇議員

おはようございます。通告に従って、一般質問に入ります。

故原田正純氏に名誉町民の称号を追贈すべきと考える。町長の考えを伺うわけでございます。

ことし6月11日、本町平川地区出身の医師原田正純先生が亡くなられた。マスメディアは、原田先生のこれまでの功績と逝去を悼む多くの人たちの声を報じた。自分は医学上の知識は何一つ持たないが、今までに先生の人柄と医師としての働きぶりをよく知る方々の話を聞いて、自分も先生を畏敬する一人になっていた。

先生の生涯は、多くの人を苦しめる公害、水俣病などに対する戦いであった。昔読んだ先生の書の中にあつた、一度悲惨な患者を診て、それからは目をそらすことができなかつたという一節が自分の心に焼きついている。もっと先生の実績を知りたいと思つているとき、幸い町の図書館でこれまでの先生の語りをつづつたという「マイネカルテ」という書が目についた。

この書を読んで、先生の実績がいかに賞賛すべきものであつたか、自分流に解釈すれば、日本が敗戦の荒廃から脱し、高度成長期に入り東京オリンピックが開催された翌年、昭和40年、熊本県水俣湾周辺地区で猛毒の有機水銀による神経疾患、難聴、しびれ、言語障害、精神異常などの多数の患者、そして死者が出た。当初、この責任はチッソ、企業にあるとされたのだが、国そして熊本県に責任を問う賠償補償の問題に発展していった。

なぜ、こうなつたか。企業、国、県が即対応することをしなかつたからという企業、行政上の問題。もう一つは、水銀によると認定される患者と、症状は似ていても認定されない患者、二つに分類されたという、この医学上の問題。こうして呼び込んだ混迷が今も続いている。私たちも何とかしてくださいという方々が、今でも6万5,000人もいると新聞は報じている。

私には、こうした問題を分析して論じる力などない。私がここで強調したいことは、多くの人たちが苦しむ難病に最後まで正面から立ち向かつて闘われた原田正純先生を我がまちの誇りとしてたたえたい、ということである。

高度成長期に入って、我が国は経済成長を高めるため、ただ進め進めの体制になつた。例えば、三井三池炭鉱の爆発事故で傷ついた労働者への対策より、石炭を採掘する事業の再開を優先した。石炭再生産のための調査は爆発の2日後に始まり、傷ついた労働者への調査は爆発後1カ月後に始まつたという、いかに産業振興が重視されていたかが、その書に記されている。

また、幼子たちに水俣病の症状が出れば汚染された魚介類を食したからなのだ。妊娠した母親が汚染している魚介類を食べても水銀が胎児に及ぶことはない。母親の胎盤、つまり母体と胎児をつなぐ器官、胎児に母体から栄養を供給し呼吸などに機能するこの胎盤は、母親が食べた毒物

を通して胎児に送ることはない、これが当時の医学の定説であったとされている。

原田先生は、この当時、確定的に正しいとされていた医学上のこの説に疑問を持って調査を始められた。不知火海沿岸からスタートし、国内各地の調査、さらにカナダ、インドネシア、マレーシア、フィリピンと、外国各所への調査は100回以上に及んだのだという。先生はこうした外国の国々、そして日本に母親が出産したときのへその緒を残す習慣に注目され、これを精密に調査された。そして、胎児性患者は母胎の子宮が汚れたからだという証拠を示された。

しかし、先生のこうした努力と実績は正当に評価を受けなかった。例えば、ブラジル大学が原田先生にアマゾン川の水銀汚染の調査を依頼してきたときの環境庁は、原田は外せ、原田以外なら誰でもよいという指示が出されたのだという。当時、国が至上の目的として掲げた高度経済成長に水を差す動きは排斥された。こうした逆風を受けて、先生は教授の任につくことはなく、終生、助教授で終わられた。

先生は貴重な活動により、日本精神神経学会賞を初め大佛次郎賞、吉川英治文化賞、熊日文学賞、西日本文化賞などの賞を受けておられる。いろいろな思いを持たされるのだが、ここで町長に進言したいことは、故原田正純先生の御尽力とその実績を、町として顕彰すべきであるということです。

私たち町民のかがみとして、故原田正純先生に、遅くなって申しわけないが我がまちの名誉町民という席に着いていただくこと、これから人の幸せ、そのための世の中の安全を願う私たち町民は、先生の進んでこられた道をしっかり心に刻み、子や孫たちに、さらに後世に伝えなければならない。私たち町民の多くの心に潜在するこの思いを、町長、受け取っていただきたい。以上が、質問1です。

質問2に移ります。なぜ、私が一般質問で事業仕分けを取り上げることにしたか。日高町長の町行政の進め方は、独断的、独善的に見えて仕方がない。これを改めてもらえないか。

青森県鶴田町との災害時相互応援協定の進め方、事前に議会に報告はなかった。この点を町長にただした私に対する答弁は、この協定の結び方は昔から認められてきているというものだった。私は、町内の有識者、最後には東京の全国町村議会議長会に問いただした。あるまちと我がまちが災害が起きたとき、互いに最大限の支援に努めるという約束は立派な目標であることは理解する。だが、町にとっては重責となる。それだけの余力があるのか。

なぜ、近隣でなく、遠く離れた青森の町と結ぶのかを、町内に、議会に説明した上で締結すべきだったという私の考えに、町内の方々からはもちろん、全国町村議会議長会からも、全くあなたと同じ見解ですとの回答をいただいた。その後、町長は、さらに種子島の中種子町とも同じ協定を結んでいる。

こういうやり方でよいのか。このやり方に、議員である自分は、このまま見過ごして議員の任務を果たしていることになるのか。町長に何とか反省してもらえないか。これから取り組む大事なことには、その前に町民の理解を求める努力をしてもらえないか。私はいろいろ考えた末に、町政に事業仕分けの作業を取り入れることを提言しようという結論に行き着いて、先月の27日、一般質問通告文に記載して提出した。

ところが、その翌日、さつま町がメガソーラーの建設のため旧宮之城中跡地の活用方針と、そのための学校跡地の整地に要する1億3,800万円の予算を、9月議会に提出することを新聞が報じた。そのとおりの予算案が出されている。議会にある者として驚いた。本当に驚いた。再生可能エネルギーの活用は、脱原発が叫ばれている現時勢の課題であることは判る。十分判る。キャッチした情報を即伝えることがマスメディアの使命であることも判る。

だが、なぜこれを議会に説明せずに新聞報道になったのか。明らかに議会軽視である。非常に

残念です。この問題で、それなら課長を初め職員の間では、どんな質疑が出され、どんな議論が出たのか、注目し期待した。しかし、またこれも驚くことに、町長がこの政策を課長会で説明したのは新聞が報じたあとだったとのこと。これをどう受け取ればよいのか。町長はこういうやり方でよいと思うのか。

先日の新聞は、枕崎市長が、枕崎空港を廃止した跡地をメガソーラー事業所に貸し付けることを検討する考えを市議会に伝えたと報じた。検討の段階で市議会に伝えたと。我がまちでは、同じメガソーラーについての計画の検討の段階であることは説明がなかった。職員も知らない。議会も知らない。そして、その計画を決定していることを知ったのは新聞によってであった。

明らかに議会、職員、町民軽視である。この枕崎市長と日高町長との違いはどこから来るのか。枕崎市長が特別立派なことをしたわけではない。行政の先頭に立つ者として、当然のことをやっただけだ。確かに、昔を振り返れば、見識があり中央にも顔がきく、だから俺に黙ってついて来い。黙ってついて来いのやり手のトップが絶賛された時代があった。

しかし、時代は変わった。どう変わったか。地方分権。私たち住民が、自分たちは上の強い人たちから統治されている、強い人の言うことには黙って従うしかないという被治者意識から脱皮し、我々町民が自分たちのまちはどうするのか、この事業を取り入れるべきかどうか、主権者意識に立たなければならない。国と地方は対等であるという地方分権は、私たち住民が主権者意識に立つことを原点としているはずだ。

町長は地方のあり方をどう考えているのか。あなたの事業の進め方に、あなたのブレイントラストはオーケーなのか。メガソーラーの件のように議会軽視、民意軽視という受け取られ方でよいのか。今までもやってきたことだという先例踏襲でよいのか。こうした日高行政の体質を是正するには、事業仕分けの取り組みを町長に進言するしかない、一般質問を思い立った。

町長、足を引っ張ろうという気持ちはない。町のために、どうか受け取ってほしい。今まで進めてきている事業が、本当に我がまちに利益をもたらしているのか。その利益が、その事業につき込んでいく金額に相応しているのか。それが町民のニーズに答えているのか。今から取り組もうとする事業にも、その見込みがあるのか。

本当にさつま町にとって、今必要な事業であるか。その事業を進めるのは行政か、または民間がやるべきことか。これは民間委託の問題ではない。民間委託は、やっている主体は行政であるから。この行政か民間かを検討する、この検討を外部のシンクタンクに直接委託することは本末転倒のやり方であると、私は過去の事例に主張したことがある。

まず、町政のプロである職員が公開の場で、事業の目指すもの、そして現在の状況を説明し、その事業をこれからも継続するのか、するのであれば、改善すべきところはないのかを公開の場で意見交換をして決める。その過程の中には、外部のシンクタンクから第三者としての意見も参考にする。こうした努力が、本当に無駄を省く行政改革につながる。このシステムを構成するには一気にはできない。根気よく努力を重ねて構成するしかない。

かつて、カナダ政府は、政策を洗い直すプロジェクトレビューで成果を上げて、先進国で組織するOECDから高い評価を受けた事実がある。今の時代は、あれをこれをと事業を取り入れて町を盛り上げようという時代ではない。いかにして自分たちの町を堅実なものにするか、足元をしっかりとるか、無駄なものをどう省いていくかが問われるときである。

OECD、世界の先進国34カ国から高い評価を受けたカナダの行政改革は、トップの熱意、やるぞという熱意と国民の理解と後押し、協力があつたからという説明がなされている。当然のことだ。

本論に戻るが、日高町長の独善的な行政の進め方は町長のエリート意識がさせているという有

識者の方々の見方もあるのだが、町長、ここで正統な町政を進めるため、皆が虚心坦懐な精神で何のわだかまりのない心で、町の行政はどうあるべきかを問いただす事業仕分けに取り組む考えはないか。さすれば必ず立派な町にできる。必ず立派な町にできる。私の質問に答弁をいただきたい。

〔平田 昇議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。平田昇議員から二つの御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、名誉町民称号の顕彰についてでございます。故原田正純氏に名誉町民の称号を追贈されたいという御質問でございます。

本町出身で、本年6月11日にお亡くなりになりました原田正純先生につきましては、ただいま議員のほうからもいろいろと仰せのとおり、水俣病の研究と患者の救済に、その生涯をかけてこられた方でございます。氏の御功績に対しましては、改めて深甚なる敬意と、衷心より哀悼の意を表するものでございます。葬儀に当たりましても、そのようなことから本町からも参列をさせていただいたところでございます。

さて、御質問の名誉町民称号の顕彰についてであります。本町では、公共の福祉の増進、産業文化の進展、または広く社会の発展に貢献し、その功績が顕著である本町の町民または本町に縁故の深い者に対しまして名誉町民の称号を贈り、その者の功績と名誉を顕彰する目的で、新町誕生後の平成20年10月にさつま町名誉町民条例を制定をいたしてございます。

過去におきましては、合併前に5名の方々が名誉町民の称号を受けられております。少しその概要を申し上げますと、旧宮之城町におきましては、議会議長や県議会議員とか宮之城町長などを歴任されまして町政の発展と町民の福祉の向上に努めてこられました現王園直吉氏。

それから、教育委員会委員長を初め商工会長などを歴任され、町の教育並びに町民のスポーツの振興に尽力、特に多額の私財を投じてプールを建設され、水泳宮之城の礎を築かれました小牧兼雄氏。それと、世界的な彫金家で、町にも貴重な作品を3点ほど御寄贈いただいております、そしてまた、たびたび町民を対象にした御講演も開催されるなど町民との関わりの大きかった文化勲章受章者の帖佐美行氏であります。

旧薩摩町におきましては、医師として町民の健康管理と予防衛生に尽力されるとともに、薩摩町議会議員、教育委員など数多くの要職を歴任されました前原則知氏。永野村長や薩摩町議会議員、永野村の森林組合長や永野村の農協の組合長など数多くの要職を歴任され、町政の発展と町民の福祉の向上に尽力されました上別府實氏でございます。このように町民との関わりが大きかったようでございます。

お尋ねの原田先生でございますが、水俣病を取り巻く厳しい情勢の中にあっても、一貫して患者のための診療を続けられ、その生涯を水俣病の研究にかけてこられ、その情熱と成果は高く評価をされているところでございます。このことにつきましては、先ほど議員からも述べられたとおりでございます。このように水俣病など一連の公害事件の疫学的・臨床的研究での成果というのは称賛に値するものと考えております。

名誉町民の称号を贈り、その功績を顕彰するに当たりましては、ただいま過去の受賞者の例を申し上げましたような方々の例、あるいは町政の発展並びに町民の福祉の向上ということで幅広く社会に貢献された方が対象になっているようでございまして、やはり多くの町民の賛同を得られた方がこういう受賞になっらっしゃるようでございます。

現在、町の表彰規定の中には町民表彰という各部門ごとに応じた功績、顕著な者を表彰する規定もございますが、この名誉町民条例につきましては、この中で名誉町民称号というのがございます。先ほど触れましたとおりの名誉ある者、この町民表彰を上回る町内最高位の格の表彰であると考えております。それだけに極めて重々しい表彰となりますので、町民の皆さんの誰が考えても自然な形で、あまねく賛同が得られるということではないかと考えております。

このようなことから、幾ら、町長という職責を担わせていただいておりますけれども、町長というそういう立場から、この場でどうかと問われましても軽々にお答えできる事案ではないと考えております。これらにつきましては、今申し上げましたようなことで幅広く賛同が得られれば、またそのような手続もありますので、最終的には議会の判断ということになろうかと考えているところでございます。

次に、2番目の行政推進についてでございますが、町の行政は事業仕分けにより進められるべきと考えるということでございます。先ほど、今までのこの流れの中で災害時相互応援協定、これにつきましては私が3月、この24年度の施政の運営に当たりまして、こういう友好都市の青森県鶴田町、それから中種子町、こういうところと災害時相互応援協定を結びたいということについては施政方針の中でしっかりと述べているわけでございます。それで、これにつきましては、もう議会の皆さん方は十分御承知かと思っております。そしてまた議会全員協議会のときにもお話ししたことが、たしかあったかと思うんですけれども。

これにつきましては、御承知のとおり、今いっどこで大きな災害が発生するか、雨の降り方も100ミリを超えるというのが、最近の例で大分とか、あるいは熊本とか福岡あたりでも発生しましたように、そういうものが集中的に降りますと、やはりそのまちだけでなくて周辺の町まで一緒に広範囲で被害が出るということがありますので。

そうなりますと、やはりその区域の行政のやり方といえば、まずは自分たちのまちの皆さん方の命を救う、あるいは災害を受けたものを迅速に復旧をしなければならない、そういう仕事に追われるわけです。そうしますと周辺の皆さん方というのは、同時に被災をしておりますと、なかなか隣接のまちへ行ける状態じゃなく、まずは自分のまちを優先すべきだということになってしまいますので。

やはり遠く離れたそういうところであれば同時被災をしないというメリットがありますので、そうなりますと、被災を受けてない、友好の盟約を結んでいる自治体のほうで、災害が発生したときには、そういう思いでお互いに助け合えるということが出来るんじゃないかと。そういうようなことで今、距離があれば同時に被災をしないという、そういうことが考えられますので、やはりそういうところとしたほうが、被災をしていないところからの援助が受けられるということが考えられるわけです。

あの東日本大震災を思い出していただければよろしいかと思いますが、その周辺のまちは全部大きな被災を受けたわけですね。そういう隣接のところから援助をもらおうといたって、もう自分のまちが先になっておりますから、なかなか援助をもらおうといても難しいところが出てまいりますので、やはり距離のあったほうから援助をもらおうほうがよろしいんじゃないかと、そういう観点に立って、今こういう取り組みをいたしているわけでありませう。

したがいまして、東日本大震災後、全国の市町村、自治体では、もう今、隣接ばかりじゃなくて、離れているところといかにそういう災害時の応援協定を結ぶかというのが、もう6割以上になっているんですね、現実には。そういうことになっておりますので、やはり町民の安全安心を保つ、その意味では、やはりこういう災害時の応援協定というのは、せっかくこうして友好の協定を結んでおりますので、そういうところとさらにきずなを深くしながら、お互いに助け合いま

しょうとそういうことで結んでいるわけでありますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

友好盟約とか姉妹盟約を結ぶときには、当然、議会の議決をいただいてちゅうことになるかと思うんですけども、この災害時の応援協定の執行の中で、自治体同士でそういうことならしましようということをやっているわけですので、その辺は御理解をいただきたい。

そのほかにも災害時応援協定については、いわゆる国土交通省の九州整備局とか、それから町内では測量設計連絡会とか建設業組合とか、そういうところともやっているわけです。そのときは一々議決をいただいてとかそういうことはなくて、これが今必要だということで執行権の中でやらしていただいておるわけですので、必要によっては、おっしゃるとおり十分説明をしながらやっていく必要はあるかと思っているところでございます。その辺で御理解をいただきたい。

それから、メガソーラーの問題につきましても、確かに予算的なものが出てきたから、おっしゃるとおり議会軽視ではないかと言われます。確かに、今までの例からいきますと事前に議会に説明をしながらすべきでありました。タイミング的に、議会の皆さん方、またそのために集まっていたいただいて説明がなかなかできない面もありますので、新聞等に、マスコミ等に出す場合は、やはりできるだけ早い機会にそういうタイミングを見計らって議会のほうにはお知らせをしていきたいと思っておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

議会軽視というのはもともと私も考えておりません。議会とともに、そういう気持ちで町政は進めることと考えておるところであります。

例えば議会軽視といえば、この前も議会全員協議会でお話ししましたとおり、執行部のほうが、もう一方的に予算の議決もないのに、あるいは議会の中で予算の審議の途中に執行をしてしまったとか、そうなれば、確かに予算というのは議決の事項でありますから、いわゆる議会軽視に当然なります。

しかし、この場合は、これから議会に提案をして審議をしてもらいますよということで出しておりますので、その辺は御理解をいただきたいと思っているところで、部内でも、確かに課長会にお話をしたのは、全体的にしたのはちょっとおくれたかもわかりませんが、やはり関係の部署については事前に、こういう事を考えているからということでは説明をいたしておるわけで、その上で進めております。

確かに、行政執行というのは町長がトップダウンでしなければならない、判断をして決断をしてやっぱりせんにゃいかんというのがありますし、一方では広く町民の皆さんはもとよりでございますが、町民の皆さん方にはアカウントビリティ、説明責任を果たしながら、そしてまたそういういろんな意見を吸い上げる、それは大事なことでありますから、それはやっていきます。

そしてまた、職員の中からも必要なことはどんどん遠慮なく言ってくれということでボトムアップ方式もとっておりますので、トップダウンとボトムアップ方式をうまく調整をしながら行政というのは進めるべきだと思っております。一方的にトップダウンばかりでもいかんし、一方でボトムアップばかりで、町政のトップとして考え方を示さないと職員もまた困りますので、その辺の調和というのはいくやるべきだと思っております。考え方については、そのように考えております。

それから、事業仕分けの関係でございます。一時、国のほうでも事業仕分けということで非常にマスコミがにぎわいまして、国民の皆さん方も高い関心を向けられたことがございますけれども、もう今は、これも国のほうもなかなか今それなりの効果も発揮してないようであります。

町として、今まで事業仕分けに関係をするようなことは、例えば事務事業の計画、いわゆるプランをする、それから実施をする、いわゆるドゥー、評価、チェックをする、そしてまた評価を

したら改善をしていく、そういうアクションをする、そういうサイクルですね。いわゆる計画、実施、評価、改善、そういう4サイクル。いわゆるPDCAというマネジメントサイクルを基本とした事務事業の評価に取り組んでおります。

一つ一つを評価しながら、計画をする段階から、これは町民の皆さんにとって必要な計画やつかと、そこはやっていますし、そして、実際それを実行したら、実行した結果によって、これは本当にいい結果が出ているのかと、地方自治の原則というのは、最少の経費で最大の効果を挙げるといことが大原則でありますから、そういう面に照らしてその評価をして、そして改善できるところについては上げて、こういうところは改善したから、次のこの事業についてはこういうところで改善をして、改善をしたことをやってみましょう。今はそういうサイクルの中でやっておりますので、部内的にはですね。

そしてまた部外的も、町民の皆さん方、例えば公民館長の代表とか、商工会の代表とか、あるいは農家の代表とか、あるいは学識経験者もいらっしゃいますが、そのほか女性の代表、そういう方々で組織をしていただいた行政改革審議会というのを設けているわけです。

その中にお諮りをして審議をしてもらってやっておりますし、部内的にも、まだそれ以外にも先ほど言いましたPDCAのそういうサイクルのほかに行政改革対策本部をつくっておりますから、その中でまた逐一審議をする機会も持っておりますので、幅広くそういった事業仕分け的なこともやっております。

町民の皆さんの意見も聞く、ちゃんとチェックをしていただいて、そしてまた部内的にも行政改革本部、そしてまた評価委員会、そういうものを持っております。そして最終的には、やっぱり議会の皆さんが、各予算を提案をしたとき、あるいは施政方針を出したとき、定例会、臨時会、そういう中で、本会議、委員会の中でつぶさにチェックをしていただいているわけですから、これはやはり最高の事業仕分けになっていると私は思っております。

それで、議会でこれだけやってもらっていますので、部内部外でもやっておりますので、それ以上、また事業仕分けの組織をつくってやるかちなると、非常に事務的にもいろいろと出てくるのかなという感じを持っておりますので、今のところ、今のこういった組織の中で、最終的にはやっぱり議会のほうで判断をしていただくわけですので、そういう形で御理解をいただければありがたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○平田 昇議員

全く、非の打ちどころのない御答弁です。しばらく私も静観し、ただいまの答弁をしっかり分析して監視、監査していきます。答弁、ありがとう。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、平田議員の質問を終わります。

次は、5番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

おはようございます。先に通告いたしました林業振興についてお伺いいたします。

町有林の維持管理は現在も進められていると思うが、今後さらなる森林の活性化を図るために、この維持管理を林業事業体に委託する考えはないか伺います。

2点目は、森林の活性化の果たす役割は、有害鳥獣対策、若者の雇用拡大、水源確保、さらには山地災害防止など大きなものがあります。国・県・町のいずれにおいても厳しい財政状況であるが、身近にある資源を生かす森林の活性化は地域の経済浮揚につながり、ひいてはまちの高揚

策になると思うが、町長の意気を期待し、考えを伺います。1回目の質問とします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員からの質問であります、林業振興について2点ほどいただきましたので、お答えをさせていただきます。

初めに、1番目の町有林の維持管理を林業事業体に委託する考えはないかとの質問にお答えします。本町の町有林面積につきましては、宮之城地区で697.7ヘクタール、鶴田地区で684.1ヘクタール、薩摩地域で338.8ヘクタールの面積を有し、全体では1,720.6ヘクタールございます。

これらの町有林の見回り、巡回につきましては、26名の看守人の方に委託をしているところでございます。自然災害時を除けば2カ月に1回の巡回を行っていただき、その都度報告をしていただいております。

町の看守人につきましては、地域の山を十分に熟知された地元の方が最適との考え方から、宮之城地区におきましては12名、鶴田地区から7名、薩摩地区から7名の合計26名でございます。現在、平均年齢が68歳ということもございまして、中には巡回作業がだんだん難しくなったというお話もいただいております。したがって、今後更新の難しい地区につきましては、御提案をいただいております林業事業体への変更についても検討をしてみたいと思っております。

次に、2番目の地域資源である森林の活性化についての質問でございます。

本町の全体の森林面積は1万9,869ヘクタールでございまして、町面積の全体の65%を占めております。うち民有林が1万4,160ヘクタールでございます。このように広大な森林の果たす役割というのは、極めて大きいところでございます。

議員の御質問の中にありますように、木材等の供給による収益だけにとどまらず、水源涵養、防災など、森林の持つ公益的、多面的機能を発揮させることは、町といたしましても大変重要なことであると認識をいたしております。このことにつきましては、町の森林整備計画におきましても課題ととらえて掲げているところでございます。

そういうことで、間伐、あるいは路網の整備など、適切な森林整備を推進することとしておるところでございますが、中でも民有林の間伐等の施業に対しましては、以前より町単独での助成支援を続けております。

今回の補正予算におきましても、森林環境整備事業ということで地元要望にお応えするための増額の補正を計上をいたしているところでございます。県単事業がもう打ち切りということになりましたけれども、やはりこういった重要性を考えまして、県単事業が減りましても、町ではその分にかわるものやっていくというようなことで補正も計上いたしたところでございます。

また、竹林整備の森のめぐみの産地づくり事業におきましても、県の内示額が減額となっておりますが、町費の上乗せを行って地元の要望に応えるようにいたしているところでございます。

さらに、町内の竹林改良及び竹林の保育管理を支援するためパルプ用の竹材買い取りへの助成等も、今回、町単で上乗せをしたいということで補正に計上いたしているところでございます。こういうことでございますが、実際、今の森林を取り巻く情勢というのは、公共造林事業制度の見直しとか木材価格等が非常に急落をしておりますし、林業の採算性というのは非常に悪化をたどっておりまして、森林の施業に対する意欲が非常に減退をしているのも事実でございます。

思うように成果が出にくい状況でございますが、町としましては、やはり地元にある豊かな資

源の有効活用ということも、将来的にもですが、そういうことも視野に入れながら、支援策を通じまして地域経済の浮揚につなげていければということで考えているところでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○川口 憲男議員

町長の答弁の中で、1問目の町有林の維持管理で林業事業体への委託を今後検討していくという前向きの答弁をいただきました。また、これまでに竹林改良ですか、竹山に関しましても町単独の補助事業を入れていただきまして、これによって竹山も非常にきれいになっているし、タケノコ生産も相当上がっております。これに関しては、もう答弁のところで理解し、今後も続けていただきたいというふうに思います。

町長、林業振興について私も以前から何回となく質問しているんですが、その中でやっぱり地域資源の有効活用策を図るんだと、森林による有効活用策を図るんだと、それから竹にしても支援策を講じて安定供給ができるようにしていくんだと。

先日、入来の富士通が工場を撤退するということがありまして、こちらにとっては特に大企業の数は少ないんですけども、そういう数少ない企業が撤退されたときに、どうしても100数名の方々が路頭に迷うと。これから先、庁舎内にもいろんな対策本部ができておりますから、動きはあると思うんですけども。

これらを考えますと、やっぱり地場産業といいますか、地域にあるこういう資源を活用していくことが大事じゃないか、持続性を持って取り組んでいかれる必要があるんじゃないかと思っております。

ことし、和歌山から、向こうの議会のほうが視察に来られましたけれども、ホームページ等いろいろ資料を開いてみますと、山が山津波みたいに崩れてきてダムをつくったりして災害をこうむっていると。うちのまちでは大きな川というのは川内川で、そういうことはないかもしれないんですけども、先ほど町長の答弁にもありましたように、やっぱり今のこのゲリラ豪雨で、いろんなところで災害が出てくる。

そのためには、やっぱり山の有効策を考えていかなければならないんじゃないかと思います。そういった面で、今ある町有林を広く活用することで、その力が町内の経済復興にもつながっていくと思います。その点で町長に再度お伺いしますけれども、地域経済の浮揚につなげていくと、今後支援策をしてつなげていくということでしたけれども、先ほど同僚議員の言葉の中にありました、時にはトップダウンも必要だということでしたけれども、町長がこの地域活性化の浮揚策として、トップダウンで森林に対してどういう思いを持っておられるのか、ちょっとそこをお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

先ほど申し上げましたとおり、やっぱり町全体の面積の65%を、いわゆる林野面積が占めているわけで、過去から、やはり山というのは非常に大きな財産として林家の所得になっておったんですけども、いわゆる外材の輸入によりまして、一時は8割方、もう外材が占めてしまったと、値段の関係があつてのことだと思っております。

近年、22～23%まで国内材が若干増えたいきさつはありますけど、ここに来て、また杉、ヒノキ、特にヒノキなんか、がた落ちというようなことになっておりまして、国は木材自給率50%という目標も掲げながら、いろいろやってはおりますけども、実効としてやっぱり山というのは長年の蓄積でできるわけで、この辺の活用というのは、やはり一挙にはいかないところもありますけれども、私は何とか、将来また山の持ち直すときが来るんじゃないか、そういう時代が来るかと思っております。やはりCO₂の削減の大きな役割も果たしております。

そういうことで除間伐というのはしっかり、やっぱり今のうちにやりながら立派な木を育てていく。今は長期伐期にならざるを得ないところはありますけれども、そういう手だてが、まずは大事だろうというふうに考えております。そういうことで、町単でもこういった除間伐については、いろんな事業を入れながらも、町の上乗せをしながらやっているところでございます。

それで、特に公共的にも、公共施設のいろんな場でも活用できるものは活用をなささいという法律もできておりますし、できるだけこの木材活用ができる部分については、そういう視点の中でこれからもやっていきたいと思っております。

実際、各小学校の児童机とか椅子の関係についても、今回も予算に上げたところがありますけれども、白男川とかそういうところも、小規模の学校については全て木造でやっておりますので、そういう活用できる部分については、できるだけそういった木材の需要が高まるような手だてをやりたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、町有林の維持管理を、なぜ質問をしたかと申しますと、先ほどお答えにありましたように間伐の必要性ですね。まず、町有林から進めていくことが、町の林家にも、それが波及していくというような考え方を持っており、私もいずれは木材の効果といいますか、効能が出てくるというふうに信じている一人であるし、やっぱり山を活性化させないことには、65%保有している山のまちとしては、ちょっと寂しい状況にあるんじゃないかと思っております。まず町有林から、1,720ヘクタールぐらいあるわけですから、それをさせていただきたいと。

そして、今回竹林のほうでも、県単事業でちょっと減額され、それを町の単独で補てんされておりますけれども、今、県の林務等を訪問してみますと、従来は森林組合の市場に持って行って、そこで全部、立米数を換算したりする方法とっておりますよね。一旦あそこにもって行って、あの機械に据えて、しておりますけれども。

県とか公団の考え方では、今はデジカメを使って、デジカメでこっちから幹を全部並べて撮って帰り、それをパソコンに入れますと、そこでも立米数が完全に出てくるという、土場入札というのを取り入れていくような方向性があります。

森林組合がどうゆうことではないんですけど、林家にとりますと、除間伐の委託を町にお願いして、それから関連企業の方に委託をされましても、はい積み料とか、それから運賃とかそういうのがあって、非常に林家の手元に入る金額が少なくなっていくもんだから、山の値がせんとか、木を売っても、いっちゃん手元に残らん、全部森林組合にくるいよなもんだという、こういう悪評になるんですけども、土場入札をしますと、そういう中間費用が要らなくなるということです。

それともう一つは、これはちょっと財政課長に言ったんですけども、平成22年度、いろんな事業をしまして町有林の立木売払収入が一般財源に入ったのは457万円、それから23年度はちょっと少なくなりますけど349万円、これぐらい入っているんですね。

町長、ちょっと難しい点があるということも出されたんですけど、こういう費用をそのまま一般財源化するのも町の財政上しなきゃならないところですが、もう少し林業事業体に任されて、もう少し上がるような工夫が出てくると思うんですけども、それを今度、民有林の除間伐にそういうことを少しでも持っていきけるような方向という考え方がないか、ちょっとお聞きします。

○耕地林業課長（山口 良一君）

今、川口議員のほうからありました、その町有林の間伐をするに当たって、いわゆる直売方式という市場を通さないやり方ができないかと、実は23年度に町有林の事業を実施をいたしました、認定事業体に対して委託をした分、ある認定事業体からそういう要望もあり試験的にや

ったところでございます。

言われるように中間費用といいますか、市場の手数料、はい積み料等が要らないということがあります。ただ、市場を通した場合には単価がはっきりするということがありますけれども、直接持っていった場合には、その単価が事前に契約をして進めていくということになりますから。

今回の場合は、事後に、ほかのところの木材価格を考えて、最終的には単価を決めていったということがあります。大体同じような形での内容になりましたけれども、将来的にはそういうのも進めていってもいいのかなというふうに感じたところでございます。

今議員のほうからありました、22年度の実績が457万円、そして23年度が349万円ということでございましたが、この中には、いわゆる緑の雇用事業といたしまして、町がその経費の負担をせず、経費については国の助成を受けたある機関から、そういう支出をされて、町としてはその場所提供をして、そこの間伐をしていただいたと。

これは緑の雇用事業といたしまして、いわゆる新規に就業される方の支援に対する助成事業ということで、幸い収入分だけが町に上がるということから、22年度については457万円という収入がありましたけれども、実際、町で事業をした分については、このうち約半分ぐらいでございまして、支出に対しまして県の補助金、そしてその木材代を考えますと、少しプラスになりましたけれども、大体事業としてはとんとんということでございます。

先ほど町長のほうからもありましたけれども、木材価格が非常に最近また悪くなっておりまして、現在で考えますと赤字になるような形になりますので、非常に厳しいのかなというふうに思っているところであります。

町としましては、町有林の手入れというのは、将来のことを考えますと適期に間伐事業等は実施をしていかないといけないということから、仮に赤字であろうと進めていく必要があるのかなというふうに思っているところであります。これは民有林についても同じような考え方で、あくまでも補助事業を導入しながら、できるだけ木材を搬出する形での事業を進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○川口 憲男議員

課長、一般財源に入ってきたところだけ私は把握しているんですけど。費用がどれぐらいかかったかと、端的に申し上げれば、緑の雇用担い手対策事業とかいろいろあるわけですけども、そのところで一つの事業に取り組んでいったと。先ほど事業仕分けをおっしゃいましたけれども、そうしたときにどうなるのかちゅうこと、これは担当課でしていただきたい。

私が町長にお伺いしたかったのは、やっぱり山が果たす機能、先ほど町長は水源涵養やら防災のためには山は必要だと。私申し上げましたけど、有害鳥獣が今非常に問題になっています。防護柵をしたけども、飛び越えて、もう鹿が入ってきているところがありまして。

この抜本的対策というのは、何が一番いいのかということ考えたときに、やっぱり山の維持管理だと思います。やっぱり間伐をして、まず町有林からそういうような間伐等をし、山を育てていく、それから民有林もそういうところに取り組んでいただくという、その方向性を示していくことが大事じゃないかと思っております。

今回、災害が起きたところを見ますと、土質的なところもありますけれども、山が総体的に根こそぎ持っていかれたちゅうようなところがたくさんありますから、やっぱり山が持っている保水能力ですか、そういうところを高めていくためには、やっぱり除間伐が必要じゃないかと思っております。これは人工林ばかりでなく広葉樹の展開も必要だと思っております。

今、平川のさつま林産のところに行ってみますと、材をとらないということはないんだと、どんどんとっていくんだと。ただし、竹が品不足といいますか、この時期、竹を切られる方が少な

いということで、竹は物すごく入荷が少ないということでしたけれども、とることはとっていくんだということをおっしゃっていただきました。

それから広葉樹のパルプのほうがちよっととまっとなんていうようなことなんですけれども、広葉樹に手入れをして、また展開していきますと、パルプでなくても用材としての機能も高まっていくんじゃないかと思っております。

山を抱えているよそのまちの実態をいろいろ調べますと、木のいろんな副産物、例えばとっぴな話では、先ほど町長申されましたけど、椅子、机を、そのまちで加工して出しているというところはあるし、今度庁舎もできますけど、例えば庁舎のフロアは合板材を活用するとか、壁もそういうことをしているという情報も持っておりますけれども、やっぱり何かをすることによって、そういうところまで伸びていくんじゃないかと思えます。

それと、町長、今、鹿児島県はないそうですけれども、例えば近くじゃ熊本の辺まで来ているということなんですけど、外国から山を買うというような名目で、実は山ばかりじゃないんだと、水もなんだということも聞いております。もう県を挙げて、その対策を講じているところもあります。県議会のほうにも出向きまして、県議会でそういう方向性を出してもらえないかということをお話を相談に行きましたら、林業関係の議員の方がちょっと調べて、いち早くそれをしたいと。

だから、そういうところを考えますと、うちのまちも65%が山ですから、人工林のいいところがあったり、町有林のいいところがあったり、町有林を買いには来ないんですが、民有林には、ややもすればそういう方が入ってくるという可能性はあります。町の水道の大きな源は、ボーリングをしたり、あるいは自然水をとったりとかしております。

やっぱりそういうことを考えますと、先ほど町長が、山に対するその必要性があるからどんどん持っていくんだということをおっしゃいましたが、もう少しテンポを速めて、先ほど申し上げましたトップダウン的なところで方向性が持っていけないものなのか、町長のお考えだけでいいですからお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

やはり、山は木材の供給に限らず水源涵養とか防災とか、非常に公益的な機能というのが多々あるわけではありますので、そういう機能が活かされる山づくりというのが、やっぱり必要であるというふうに認識をしております。したがって、必要な除間伐というのはやっぱり適時、的確に行っていく必要があるかと思っております。

現在、県税でありますけど森林環境税もできておりますし、県民一人当たり500円ぐらいでしょうか。今、日本の国内の、先ほどございました北海道とか、長崎の対馬、そういったところでも外国資本が入って山を買い占めているという話があるようでございます。やはり水の確保というのが狙いであるようではありますが。

やはり地域によりましては、まちによりましては、我がまちの水源のそういう山については、もう確保するんだということも実際出てきております。水道の水源地については、非常に豊かな水、きれいな水ということで安心して飲める水が供給をされておりますけど、やはりその源というのは、やっぱり山があつてこそだと私も今、思っています。従いまして、山の管理については、今後も大変重要視しながら取り組みをする必要があるかと思っております。

場合によっては、そういう必要な場所があれば、そういうことも考えてもいいかと私は思っております。ただ、今のところどこよち、こう言われても、そういう段階ではないわけでありませうけれども。町民の皆さん方が安心して生活をしている一つのライフラインでありますので、そういうことは、やはり行政としてはしっかりと対応していく、そういう考え方は持っております。

○川口 憲男議員

何回となく林業振興について質問しとる中で、先ほども申し上げたように地域資源の有効活用を図るといふようなことで、山に対して、先ほど町長の答弁にもありましたように、思いはあられると思っておりますので、ぜひ、山の大事さということを再認識されまして、そういう外国の資本が入る前に、うちのまちとして、65%を保有するまちとして何か手助けをしていただきたい、そこにトップダウンが生じてきたらいいんじゃないかと思っております。

それと、先ほどパルプ材、あるいは竹の有効活用というようなところで、ちょっとそれがダウンしていると、それから広葉樹のほうもダウンしているということがありました。町長のほうで、今度、旧宮之城中学校のほうにエコの発電所を誘致されるということがありましたけれども、先般の新聞に、再生可能エネルギー、木質バイオマスということで木材の発電所、このことは、町で考えることでは、規模がちよっと、桁が違うから、町に質問というのはちよっと酷というか、財政的に厳しいのかなと思っておりますけども。

市来町であったときも、このバイオマス等が出てきましたけれども、町長が今、町村会とかいろんなところで県への対応で、これは県が動いてくれないことには多額のあれがあります。65%を保有するこのまちに、こういうのを県が取り組んでいただいて誘致できないか、資源はたくさんあるわけですから。

それと、伊佐とか、あるいは出水、川内、これから持ってこれる立地条件的には、私はいいところがあるんじゃないかと思っております。永野の工業団地もあいているし、あそこだということはいいませんけれども、ほかのところでもそういう土地はあると思っております。今回、激特事業で宇津良迫ですか、あそここのところも町有地が非常に広いところがあります。

これは、これから先の要望といいますか、こういう方法があったらいいなというふうなことで、このバイオマスは我々も研究せんにゃならんし、県としても研究されなきゃならないと思うんですが、木材とか竹材の活用策として、パルプの値段がしない、何がしないという中で、町長はどういうふうにお考えですか。

山口県に県がしている発電所があるんですけど、これは非常に大きい発電所なんですけど、余り大きくなくても、こういうのも今後の再生可能エネルギーですか、こういうのには必要性が出てくるんじゃないか、それと、また雇用も生まれるんじゃないかというふうにお考えですけども、町長、思いだけで結構ですので、ちよっとお答えいただけましたら。

○町長（日高 政勝君）

原子力にかわる新しいエネルギーの問題につきましては、国のほうでも、今ちょうど論議が行われておりまして、新しい自然エネルギーとか、風力、水力、木質バイオマス、いろんなそういうエネルギー開発はこれから本当に大きく動き出すのかなと思っております。既にこの7月1日から、太陽光にしましても小水力にしましても、それぞれ国で買い取り価格というのは決められておりますので、それに向かっていろんな事業所も新しい産業の分野として取り組みが進んでいくんじゃないかと思っております。

そういうことで今、太陽光も、先日そういうことで考え方を示したところでありますけれども、小水力につきましても、我がまちについては用水路あり川あり滝あり、非常に豊富な資源であると思っておりますので、そういう関係につきましても、関係のところにはそれぞれ現地を見ていただいたりしておるところでございます。また、県のそういった協議会もありますので、そこの中にも入っているいろいろ研究をして、場合によっては本町でできる部分についてはできるよというふうなことでお願いもいたしております。

この木質バイオマスエネルギーの関係であります。これにつきましては、本当にこれができるようになりますと、おっしゃるとおり雇用の創出になります。そしてまた、要は山が非常に間伐が進

む、山が生かされるということで非常に期待がされます。これは、住宅とかいろんなところに使われる材以外の、いわゆる低質材の利用ということができるとありますので、そういう意味では、こういう施設が県内でもあれば、今後の森林の振興には、大いに役立つものだと思っております。そしてまた、こうしたエネルギーの開発上からも非常に望まれることでもあります。

これらについては、また県のほうでもいろいろ関心を持ちながら取り組みをされているかと思っておりますので、これはまたいろいろな情報を収集をしながら、町としましても、いろんな各関係の事業者のほうで取り組むようなことがあれば、支援ができるところは支援をしてみたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、当初にも申し上げ、答弁の中にもありましたように、林業に関する情勢は非常に厳しいものがあるけれども、いろんな施策を講じて、少しでも地域経済の浮揚策につなげていくということをお答えいただきました。それと同じように、今おっしゃいましたエネルギー対策に対しても、いろんなことがあります。

まずは、町有林の活性化。今、町有林に切り捨てが非常に多いですね、山の中に行っても。その活用策というのは、今の発電所にかかわらず何かができるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ、まずは町有林から思いを入れられて、町の経済策にも貢献できるし、雇用も伸びていくと思います。今、事業者の中の平均年齢が非常に若返っております。高度の機械を使うもんですから、若者がどんどん入ってきているというところがあります。やっぱりそういうところを考えると雇用の拡大にもつながっていくんじゃないかと思っております。

先ほど申し上げましたように、くどいようですが、ぜひ今後、町長のトップダウンが生かされるなら、そういうところに生かしていただきまして地域の林業の活性化につなげていただけたらと要望して質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

これで川口議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね11時とします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時58分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、10番、岩元涼一議員の発言を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

通告に従い、2点について質問をいたします。

まず1点目は、川内原子力発電所のその後についてであります。川内原発1、2号機は定期点検終了後ストレステストが実施され、一応の安全性は評価されたものの、全国原発と同様に再稼働が行えない状況にあります。政府は夏場の電力需要に対応しきれないとの見解から、多くの国民の理解を得ないまま大飯原子力発電所の再稼働に踏み切りましたが、原発に頼らずとも、それ以外の発電力でも十分余力があったのではないかとの見方もあり、その評価は分かれるところでもあります。

一方、九州電力管内でも、計画停電を実施することなく夏場の最大電力需要期を乗り切れたことから、これまで言われていた原発を再稼働させなければ電力不足に陥り、製造業はもちろん、経済への打撃ははかり知れないという情報は、意図的に吹聴されたものではないのかという疑念を抱かせ、政府や電力会社に対する不信感を増大させるものであります。

国は福島原発の事故を最大の教訓として、その後の原子力政策を進める立場にありながら何の方向性も示さず、ただ自己保身の政局に明け暮れているのが実情であります。原発が立地する周辺自治体への避難区域見直しなど、安全対策について国は言及していましたが、その後の具体的対策や計画が本町にも示されているのか、また鹿児島市まで含めた周辺自治体による連絡協議会での連携をとりながら、国への要望など意見の調整を進めていきたいとのことであったが、現状はどのようになっているのかお伺いをいたします。

2点目に、町道の今後の管理のあり方についてであります。

現在、集落道として町民が利用している町道や農道は自分たちの生活道路との意識から、公民会活動の一環として草刈などの作業を自主的に行っている公民会が少なくありません。場合によっては、その延長が相当な距離になる公民会もあり、近年の高齢化や人口減による人手不足から、その活動が公民会にとって大きな負担となりつつあります。

私が申し上げるまでもありませんが、本町の高齢化率は34.7%となっており、町内20区のうち35%を超える区が12区、40%を超えているのが7区となっています。公民会ごとで見ますと、35%を超える公民会が76公民会、40%を超えているところが56公民会となっており、その中でも50%以上の高齢化率になっているところが14公民会となっています。

集落の半数以上が65歳以上の高齢者ということになります。その中には、率先して公民会活動に参加されている元気高齢者といわれる方も当然おられますが、年々作業が困難になりつつあるのが現状であります。

特に50%を超える高齢化率の公民会は町の周辺部に位置しており、地形的な背景を勘案すると、その作業負担も大きくなっています。町が推進している公民会合併により発足した新公民会となっても、戸数と人口は増えた形になりますが、これまでの作業範囲とその従事人数が、何ら変わるものではありません。

先ほども申し上げましたように、自分たちが利用する生活道路という意識でこれからも取り組まれるとは思いますが、過疎高齢化の進んだ公民会に対する負担軽減策も必要ではないかと考えます。今後の町道管理について、町長の考えをお伺いいたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員のほうから出されました質問、大きな項目で2点ほどございますが、お答えをさせていただきます。

まず、原発問題について、川内原発1、2号機は、定期検査終了後、現在も停止状態にあるが、避難区域の見直しなど国が進める安全対策が本町にも示されているのかということと、周辺自治体における連絡協議会の現状はどうなっているかということでございます。

本県における原子力防災計画等につきましては、県がEPZを従来の10キロから20キロに拡大をいたしまして、阿久根市といちき串木野市のみが新しく入ったところでございます。暫定計画の策定を義務づけまして、2市におきましては、既にこれらの取り組みがなされたところでございます。

ところで、国におきましては、去年の福島原発事故を受けまして、原発防災指針でUPZ、い

わゆる緊急防護措置区域としまして30キロ圏内に新設をする旨、意見が集約をされたところでございます。

防災計画等の具体的な内容につきましては、今後新設をされます原子力規制委員会によりまして、原子力発電所周辺の安全対策等に対する基準などが取りまとめられたあとに、国から県への説明がなされると伺っております。市町村のほうにつきましては、その後に、この説明会を開催をするということでございますが、いまだ県のほうからは特に説明の機会はございません。

早期の説明会の開催については、私たちも待っているところではございますけれども、国の中央防災会議におきましては防災基本計画の見直しというのが、つい先日9月6日に、公表されたばかりでございます。

原子力規制委員会の設置につきましては、本年6月20日にこの法案が可決されました。施行期日は委員会設置法の公布の日、いわゆる6月27日から3カ月以内の政令で定める日とされておりますので、その期限が今月の26日となっております。しかしながら、まだ具体的な期日は定かでない状況でございます。

さらに、具体的な安全対策などの改正が予定をされております。原子力災害対策特別措置法の一部改正につきましては、この施行期日から6カ月以内で、政令で定める日ということになっておりまして、来年の3月26日が期限となっております。いずれも国会等の動向もありまして、今のところ不透明な状況でございます。

防災基本計画の見直しなどが示されていないことなどもありまして、県からも現在までに具体的な安全対策等が示されていないのが実情でございます。基本計画の見直しも進められつつありますことから、今後の動向には十分留意をしまいたいと思っております。

もう一点の、周辺自治体の連絡協議会の現状についてでございますが、原子力発電所に関する情報交換等を進めるために、川内原子力発電所に関する連絡会を組織をいたしまして情報交換や情報収集に当たっております。従来の組織のまま継続ということで設置をされているところであります。今後の動向によりますが、関係自治体の連携は必要不可欠であると考えておりまして、組織の名称は別にいたしましても、その必要性は感じているところでございますので、周辺自治体の皆さん方と、さらに連携をとってまいりたいと考えております。

次に、町道の維持管理についてでございますが、町道の維持管理につきましては、日ごろから地域のほうで、本当に自分たちの生活道路だという認識のもとで年に二、三回ですか、自主的にそういう管理に努めていただいておりますことについては、本当にありがたく感謝を申し上げているところでございます。

道路の維持管理につきましては、道路法に基づきまして常に良好な状態に保ち、一般の交通に支障を及ぼさないように努めるということにしておるもので、車道とか歩道、防護柵、街路灯、橋梁、側溝、のり面等の管理、そしてまた除草など多種多様な仕事に当たっているところでございます。

道路の伐採、除草につきましては、一般的には雑草の繁茂により見通しが悪いということで、その阻害の防止、あるいは歩行空間の確保等のために、次の2点を目安として実施をしております。

まず第1、建築限界内の通行安全確保ができない場合、第2に運転者から歩行者、交通安全施設等の視認性が確保できない場合、こうすることで道路の伐採、除草は行っております。これ以外に、道路の安全対策としまして舗装の補修、陥没、蓋板破損など大きな事故発生の要因になる箇所等につきましても、毎日のように補修を行なっているところでございます。

お尋ねにありますとおり、近年は非常に高齢化が進行しまして、公民会の奉仕作業が困難な状

況になっていることも事実でございます。承知をいたしております。我が平川地区も2回目ですかね、朝6時から奉仕作業がございましたけれども、確かに年を追うごとに高齢化が進んで作業のできる方々が少なくなっていく、また草刈り機をからう人が少なくなっていく、そういう実情にあることは現実として受けとめております。

このような中で、自治活動の一環としてこういう活動をしてもらっていることは、先ほど申し上げましたとおり大変ありがたいことですし、ある意味では、やはり町の財政の面からも節減ができることになっておりまして、感謝を申し上げるところでございます。

今のこの作業の状況、道路整備班がおりますけれども、こういった人員、そしてまた路線環境等の地域の実情、交通量、いろんな特性を踏まえた維持管理レベルを設定をしながら管理していかなければならないと考えております。今、各地域からの伐採要望に対しましては極力、この道路整備班等で対応をいたしているところでございますが、ただ、全町的に、全路線ということにはなかなか思うようになっておりません。幹線道路の伐採が主になっているというようなことでございます。

そういうことで、今後の対応としましては、全線ということにはならないかと思っておりますが、そういった道路整備班がやらなければならないところについては、何らかの一つの基準的なものをお示ししながら進めていくことも大事なかなと思っております。例えば、高齢化率が非常に高いとか、作業内容が公民会の皆さんではちょっと困難だと、そういう作業の内容によっては、やっぱり町のほうでやらなければならないところがあるかと思っております。

この町道の認定数もかなり増えておりまして、今年の3月末現在では1,156路線でございます。延長にいたしますと、770キロございますので、九州を離れて、岡山県ですかね、そういうところまで行く距離になっております。

なかなか、これを町で一挙にとりますと非常に難しい面もございますので、共生・協働のそういう社会になっておりますので、やっぱり自分たちでできるところは自分たちでやっていただく、そのことが本当ありがたいことでございますので、可能であるところは、ぜひお願い申し上げたいと思っておりますが、どうしても困難性があるところについては、先ほども申し上げたようないろんな基準を設けながら対応をせざるを得ないのかなと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岩元 涼一議員

原発の避難区域見直し、そういうのは30キロまで広げていくというような国の方針が一時期示されておりましたけれども、それが実際のところ、町のほうにはまだ指示がないというようなことでございますが。

今町長のほうからもありましたように、私が通告したあと、国の中央防災会議の見直しというか、そういう新聞報道がなされたところであります。それは、まだ町のほうに連絡がないということでございますので、庁舎内で庁議も当然されておられませんでしょうし、そこで、私がこれをもとに質問というような形にはできないとは思いますが。

新聞に載っていたのをちょっと要約してみますと、実際、災害があった場合には市町村の職員だけでは対応しきれない。ですから、民間の皆さんの力も、ボランティア団体とか民生委員さんとか、そういうところの力をお借りしたいというような方向で見直しはなされたようですが、実際そうなっても避難するのは皆さんですし、自分が避難するのが精いっぱい、本当に民間の皆さんに力を借りれるのかなという気がするわけです。

当然、避難が困難と思われる住民の皆さんには、事前に町のほうで、避難方法とか、そういう

計画を当然立てていかれることとは思いますが、そこ辺について町の考え方として、避難困難者、そういう皆さんについてはリストを作成して、この方にこういう避難のお手伝いをお願いできないかというような、そういう方向性で、またいかれるつもりか。

○安全安心対策課長（崎野 裕二君）

原子力防災の計画等につきましては、今後定めていくこととなりますけれども、この原子力防災で中心となります項目といたしますと避難の範囲ですとか避難の方法、そういったものが中心になると思われま。

今、国が示しましたのは基本計画でありまして、柱の部分でございます。先ほどありましたように、原子力安全委員会が今月、9月の末までに設置される見込みでありますけれども、この委員会によって細かなところが決められていこうというふうに考えております。そのあとに具体的なシステムが整って、それが県あるいは市町村に示されるだろうと思っております。

ただ、原子力防災に関しまして避難の範囲、あるいは避難の区域、そこに含まれます人口、そういった方々を一遍に移動させるというのは非常に困難が伴うと思っております。そういったことが、具体的にどうすれば可能なかということまで、まだ国のほうでも論議をされているところだろうというふうに考えております。そういったものが示されませんと、なかなか細かいところまで踏み込んで計画としてとらえられないということが現状でありまして、具体的なそういった項目を待っているところでございます。

○岩元 涼一議員

その立地自治体におかれては、避難訓練とか、そういうのを実際やられて、いろいろ過誤があったりして、またそういうの見直さないといけないというようなことが出ているようだけれども、本町も当然そういう範囲になろうかと思っておりますので、しっかりと計画をまた立てていかなければならないと思っております。

それと、先ほども申し上げましたように、九州電力管内でも大体90%ぐらい、実際のところ余裕が十分あったと、10%ぐらいの余力があったというような、原発を停止した状態でですね。そうなってくると、実際それには、当然企業の皆さんもですし、家庭の皆さんも節電には大変協力されて、こういう数字が出てきたところではないかと思うんですが。

そしてまた、今まで停止していた火力発電所、そういうものを最大限稼働させてこういう結果になったとは思いますが、やはりこの状態であれば、原子力発電所を再開しなくともやっていけるのではないかと、一般的に考えたときにそういう受け取り方をするんですが。

町長も、できればそういう方向にしていきたいとお考えだとは思いますが、しかし、製造業もろもろのことを考えると、原子力も現時点では必要なかというような話を以前されたような記憶があるんですが、その点について、今の時点で町長が感じておられることを伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

原子力の関係につきましては、今、国のほうでも討論型のそういう機会を設けたり、あるいは全国11カ所でそういうような国民の声を聞く機会を設けていらっしゃいます。ゼロか15%か20%か、そういう一つの設定の中でされております。国民の世論からいきますとゼロに近いと、そういうところが多いようでございますが、将来的には、そういう安全性の面からいきますと原子力にかわるような再生可能エネルギーというのが今問われておりますけど、そうなるとは思いますが、現時点で、すぐその原子力をだめにする、廃棄をするということには、やっぱり今の国民全体の生活の実態からいって難しい問題だと思っております。

やはり、そのためには30年とか40年という議論もありますけれども、この安全の関係につ

いては今、それぞれ第1段階、第2段階という形での安全点検がさらに強化をされておりますので、その中でしっかりやっていただいて、一定の生活に安定させるということが必要ではないかと私は思っております。

実際、町内を見ましても、やはり企業の皆さん方というのは電気の供給を受けながら操業をやっているところがかなりございますし、これが影響しますと雇用の問題、いろんな地域経済に与える影響力はかなりのものがあると思っております。それとまた、病院で透析とか、そういう重要な治療をされている方にとっては、それはもう命にかかわることでもありますから、そういうことを考えますと即原子力停止ということにはやっぱりならないと思っております。

そのためには先ほど申し上げたとおり、安全を期する、そしてまた将来的には、やっぱりそれにかわるようなものをしっかりと確保していくということが必要ではないかと思っております。

○岩元 涼一議員

やはり、脱原発という話で、いろいろ候補に挙がっているわけですがけれども、現実問題として今町長のほうからありましたように、果たしてそれがすぐできるのかと。自分もこうして質問書を夜作成しますと、こういうふうにして電気を使うのが、やはり原発を廃止できないのかなちゅうような感じも、ちょっと自分では思ったんですが。

やはり、それぞれの皆さんの、国民全体の節電意識というか、そういうものが非常に高まってきて、こういう10%ぐらいの余力を残すというようなことになってきているのではないかなと私は考えるところです。これについては、30%、15%、10%というような意見もいろいろありますけれども、それは国が決めることでありまして、私がここで町長と議論をすることではないですので、それは置いておきますが。

それで一つ、福島原発でも問題になりましたSPEEDIの予測、その点について、国は公表がおくれたというような話をしておりますけれども、実際、今回の見直しでは即時公表するというようなことになっておりますけれども、即時公表もですけれども、やはりシミュレートする必要があると考えるわけです。

といいますのも、季節によって風向きが大分違ってきますので、例えばこの時期の風向きであればこういうふうに拡散していくと、この時期であればこちらのほうに拡散していくというような、ある程度大まかな、そういうSPEEDIによるシミュレートしたものを事前に町も入手して町民に知らせるといいますか、そういうのは必要ないか。

実際、事故が発生した場合は当然でしょうけれども、事前にそういう情報を町民に知らせる、そういうふうな必要はないもんか、町長の考えをお聞かせください。

○町長（日高 政勝君）

SPEEDIの関係についても国のほうでいろいろと反省点とか、今後の課題としてとらえておるところでございますが、確かに1年間の風向というのは、それぞれ時期時期において変わってまいりますので、例えば我がまちはどういう状況になるかについては、非常に関心のあるところだと思っておりますけれども。

具体的に町で、どういう形でやるかということになると、風船を飛ばすとかいろいろあるんでしょうけれども、これは一町でできることではありませんので、この辺はまた、そういった連絡協議会なり、そしてまた今後安全協定を結ぶという段階になりますと、そのようなところが一つの取り組みの一環としての議題になってくるかと思っておりますので、今後はまたそういったことも視野に入れながら、検討をさせていただきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

このSPEEDIのシミュレートは、町ではとてもではありませんけれども、単独でできる問題では当然ありません。ですから、国がこういうSPEEDIというものをもってシミュレートしているわけですから、その情報を町にも流すように、そういう交渉を国としていけば、町が風船を飛ばしてどうこうというようなことはとてもできませんので、町の地形的なものとかそういうものは、実際もうシミュレートされているのではないかなと思いますので、その情報公開ですね、それを国にやはり申し入れていって、町民に知らせる責任も、行政の執行部としてはあるのではないかなという気がいたします。

それと、滑稽な質問と言われればそれまででしょうけれども、実際、南大隅町が放射線関連物質の処分場として、一時期、名前が報道されました。しかし、そこには国は打診したことはないという話でありましたし、伊藤鹿児島県知事も鹿屋市長も即時反対の声を上げられました。見方を変えますと、国は危険ではないということをおっしゃるけれども、それは、例えば南大隅町、そういう首都圏から離れたところに処分場をつくりたいというような国の意向を示すということは、過疎高齢化が進んだところに交付金をぶら下げて、どうですかと言わんばかりの国の体制のような気がします。

そういうのを考えると、安全であれば東京湾に埋設すれば、あの広いところを埋め立てられるわけですから一石二鳥ではないかなという、私は気がするんですが。先ほど申し上げましたように、例えば本町にそのような打診、処分場にどうですかというようなこと等が万が一にもあった場合には、即時反対という声を上げられるでしょうけれども、町長の考えをお聞かせください。

○町長（日高 政勝君）

原子力の問題で一番の課題というのが、そういう最終段階をどうするかということになるかと思っております。おっしゃるとおり、一時、県内の一部の町にこういった話があったやに報道されましたけれども、私もちょうど翌日、その町長とお会いする機会があって、いけなんふうやったとなち、こう聞いたら、全くそういう情報はないというようなことでもございました。新聞にもありますとおりですね。

環境省のほうから県のほうにも何も言ってないというようなことのようにあります。どこから出たのか判りませんが、そういう事実があります。仮定の話ですので、それはお答えするのはどうかとは思いますが、私はこういう安全安心のまちを掲げている手前、やっぱり町民の安全を守ることからいきますと、これはもう絶対反対という気持ちは持っております。

○岩元 涼一議員

安心しました。東日本大震災のときの瓦れき処理、そういうものも、東北3県だけではなく、全国でやはり負担していくべきであるというような、私に言わせませうときれいごととか、そういうのがいろんなところで話が出るわけですが、そういうのは全国に拡散させるというような側面もあろうかと思っておりますので、万が一にもそういうのがあったら、反対の意思を表明したいということでもございますので安心しました。

先ほどもちょっと出ましたけれども、やはり遠方自治体との災害応援協定、これも必要であると今度の防災計画の見直しでも出ているようでもございます。そして、近隣の自治体との災害応援協定、これも進めなさいということをご各地方自治体に要請していきたいというような指示も出されるようでもありますので、本町としましては、国に先んじてそういうのを締結されておりますので、そういうことが発生しないのが一番いいんでしょうけれども、どういう災害が発生するか判りませんので、その点については、やはり先見の明があったのかなと言わざるを得ないところでございます。

それと、先ほどありました周辺自治体による連絡協議会、これについても、やはり国に意見を

申すときには単独の自治体では限りがありますので、やはり連携して幾つもの自治体と同じ方向を向いて国に意見を上げていくという体制も必要かと思っておりますので、これについては、これからも継続して協議会を進めていただくというように申し上げておきたいと思っております。

次に、町道の件についてでございますが、町のほうで道路改良等が進んで、町道におきましても改良することにより幅員が確保されて非常に通行しやすくなって、昔としますと格段に使いやすくなっているのは事実であります、やはり先ほど申し上げましたように、小規模の公民会、高齢化の進んだ公民会には、作業自体が継続できるかというような公民会も実際あるようでございます。

そういうところを考えますと、例えば草刈り作業、そういうものは公民会にお願いする。それと、その後の集草作業、これが非常に大きな労力を要するようになってきております。刈り取った草をそのまま道路に放置すれば、作業もある程度楽なんでしょうけれども、しかし、皆さんの美意識といいますか、そういう点からいけば、やはりどうしても片づけて1カ所に廃棄、そういう方法をどこの公民会もとっておられるようでございます。

ですから、そこの草刈り作業は公民会にお願いして、あとの集草作業、そういうのを町が持っております機械、ダンプ、そういうのを利用して手伝いといいますか、作業の分担をすとか、そういうのは現場サイドとしては考えられないか、そこ辺をお伺いします。

○建設課長（三浦 広幸君）

今お尋ねの伐採後の処理方法でございます。基本的には伐採は片づけまでお願いしたいということで、うちの道路整備班もですし、公民会、ボランティアにもお願いしているわけでございます。それぞれの道路環境によって現場で処分しているところもありますし、一般的に公民会の作業では、伐採後、現地処分がされているのがほとんどだと思います。

ただ市街地部で、どうしても運搬車もない、捨てる場所もないと。また今、議員もおっしゃいました農村部においては範囲が広く、伐採集積を優先して極力延長を延ばすと。あと、運搬処分は町にお願いしたいというところもあります。

今おっしゃった質問ですが、共同作業というか、例えば具体的に伐採は地元、集積運搬は町ということじゃなくて、今申しましたような地方部において町道延長も長い、あるいはまた伐採面積も広いという箇所につきましては、それだけしていただけるということでございますから、そういう方法をお互いに検討しながらやっていければと考えております。

○岩元 涼一議員

課長のほうから、そういうことを検討していきたいというようなことの答弁であります。その集草作業、運搬、廃棄、そこ辺がある程度分担できれば、公民会も継続して、まだこういう奉仕作業をしやすい環境ができるのかなと思っておりますので、そこ辺もまた、部内で検討をしていただき、そういう方法がとれる体制をつくっていただきたいと思っております。

それと、町道によっては道路脇の樹木ですね、この草刈りもですけど、それ以上に、その上部にあります樹木が相当繁茂している路線もあるようでございます。実際、通ってみますと、夜つくはずの街灯が、なぜか昼間もついているというような場所もございまして、そういうところは伐開ですね。

町も高所作業車を、たしか持っていると思っておりますので、そういうのを利用して、毎年は大きくなりませんので、ある程度路線を年次的、計画的に決めて、そういう伐開作業、そういうものも当然必要になってくるのではないかなと思っておりますが、実際そういうのをやるとした場合、労力的にはどうか、そこ辺について、課長で結構ですので答弁をお願いします。

○建設課長（三浦 広幸君）

今おっしゃいました質問が、各公民会からよく上がってきております。先日も、ある公民会から、下のほうは、刈り払い機が届く範囲は自分たちで払うから上はぜひお願いしたいということで来ております。

ここ最近、そういうのが多くなってきております。高所作業車の昨年の実働日数が110日ということで、50%弱、一月にすれば半分は出ているという状況でございます。ただ、8月の広報でもお知らせしましたとおり、道路には建築限界線というものが決められておまして、道路空間の伐採、高さが、車道で4メートル50、歩道で2メートル50、この範囲内につきましては、道路の管理上どうしても危ないということでやります。

ただ、それ以外につきましては、道路敷であれば当然町がやりますけれども、ほとんどの場合が民有地であるということで、どうしても個人の所有物、個人の物件となりますので、了解をいただいた上で伐採するということとなります。そこら辺の了解をいただきながら、順次進めております。

今後は、先ほどおっしゃった昼間でも街灯がついているような箇所、あるいは交通量が多く、建築限界内に支障物があって非常に危ないという箇所を今選定しながら、道路整備班もですけど委託も含めて進めていきたいということで考えております。

○岩元 涼一議員

地元から、それぞれの地域からの要請というものがあるとしても、建築限界線ですか、それがあの上はというようなことでもございますけれども、場所によっては、その地権者の了解いただいて大規模な伐開、そういうのも必要な路線もあるようですので、地権者と交渉しながら通行に支障のないような管理をすべきではないかなと考えているところであります。

それと、国・県道でのり面をコンクリート打設して除草管理、そういうのを手間のかからないようにというような路線が最近あるようですけれども、そこら辺についての効果というか、そういうのは検証されたことはないか。担当課長で結構です。

○建設課長（三浦 広幸君）

今、議員からの御質問がありました国道、県道もですけれども、町道に関しましても主要幹線を見てもらえば判ると思いますが、維持管理が極力軽減できるというメンテナンスフリーという工法をとっております。

この検証についてですけれども、その地域、例えば、公民会の方々が、コンクリートを塗ってある、あげんしてくれんどかいという要望が多くなってきております。ということは、地域の皆さん方が見ても、それだけ効果が非常に高いということでもございまして、これらも、毎年同じような伐採だけをして、結果的には単なる無駄遣いになるというようなことにもなるわけでもございますので、そこら辺も含めて、これから先、そういうメンテナンスフリーも実施していきたいと。

ただ、どうしても最後には予算の関係になりますが、そこら辺との兼ね合いも調整しながら進めていきたいと考えております。

○岩元 涼一議員

コンクリート打設をするのはメンテナンスフリーという言い方をするというのは、一つ勉強になりました。

今、担当課長からもありましたように、こうしてメンテナンスフリーという工法を取り入れていけば、作業も、今後の管理も非常にしやすいし、永久的とは言いませんけど、ある程度その工法自体でやれば維持できるのではないかなというような担当課長の見解のようですが、それには、ありましたように予算が伴ってくる、岡山県までぐらいの距離をメンテナンスフリーにするとい

うのは、大変なことでしょうけれども。

しかし、そういう高齢化が進んで大変ですというようなところは、できるようであれば年次的に政策的にやっていく、町長が先ほどトップダウン、ボトムアップをおっしゃいましたけれども、いけんかしてくれというボトムアップが来ている以上は、今度は町長が政策的な判断で、トップダウンで、じゃあやりましょうと、そのかわり年次的に、ここですよ、ここですよと、そこは住民の方々に説明すれば、住民の方々も納得していただけると思うんですよ。

あそこを先にやって、うちはなぜあとなのかという意見もあるかもしれませんが、そこはもう年次的にやっていくということで、町長が思い切って考えられればできるんじゃないかなというような気がするんですが、政策的に予算を計上してやりますというようなお気持ちはないですか。

○町長（日高 政勝君）

この道路の維持管理については、先ほど申し上げましたとおり岡山県に達するまでの相当な距離でありますから、これは本当、一挙に整備をするということは非常に難しいところがあるかと思っております。したがって、先ほどありましたとおり、今後やはり高齢化が進む、維持管理もなかなか難しいなという実態に則したやり方というのを検討する必要があるかと思っております。メンテナンスフリーも今、主要幹線については、そういうことを今後、計画的にできるところはやっていく必要があるかと思っております。

道路の維持管理については、今回の補正予算も思い切って予算を措置をしてあります。メンテナンスフリーちゅうことでなくても、とにかく維持管理については力を入れていく必要があるかと思っております。とにかく、町民の皆さん方の身近な生活道路でありますので、そういう不便を感じないように安全性を確保する意味からも、財政の許す限りは努めてまいります。

○岩元 涼一議員

岡山までということで、私は九州を出るぐらいと言いましたが、訂正をさせていただきたいと思えます。

この町道管理というのは、行政が当然管理すべき事柄ですので、予算の関係から言えば思うようにできないのは当然だと思います。町長の心中も察しますけれども、しかし、計画的にそういう予算をつけてやっていくという方向性だけは示していただければ、町民も安心といいますか、そういうのを納得するのではないかなと思うところでございます。

合併特例債、そういうのは期限があって、財政調整基金などに積み増しをしておりますけれども、しかし、現在住んでいる町民自体も受益を当然すべき面がございますので、交付金をいただいて、それを財政調整基金に積むのも一つの政策的判断でしょうけれども、そのまた幾らかをこういうのに使いたいという政策的判断をされるのも、また町長の判断ではなかろうかなと思いますので、それは担当課と十分協議しながら進めていっていただきたいと思えます。

それと、先ほど申し上げました原発の問題ですけれども、国が今度、防災計画を見直したのは当然各自治体におりてくるはずですので、県を通じてか、そこは判りませんが、そうなれば、やはりいろんな計画を策定しなければならない状況が出てきます。そのときに町の安心安全、住民の安心安全、そこが念頭にあった計画を策定していただくように。

私どものまちは原発立地自治体からすぐ隣というようなところに位置しておりますし、先ほども申し上げましたが風向きによっては直撃が免れないような地形的背景もございますので、そういうところを考えて、十分考えてやられるでしょうけれども、もしもに備えて万全な対策をとっていただくように申し上げて、時間を少し残しましたけれども、私の質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、岩元議員の質問を終わります。

次は、4番、米丸文武議員の発言を許します。

[米丸 文武議員登壇]

○米丸 文武議員

通告に従いまして、地域活性化について質問をさせていただきます。

地域活性化は、町民が安心して生活を維持するための励みと、また元気の源となり、ひいては町の発展につながる重要な課題であります。近年、社会のグローバル化が進展する中で、日本の経済のあり方が急速に変化しており、さつま町も含めて地方においては、この変化に対応し、迅速に措置をしていくことが難しい状況にあると思われまます。

国内の企業は、このグローバル化した経済競争に打ち勝ち、会社の生き残りをかけて、生産コストの抑制を図るために安い労働力と資源を求めて、その生産拠点を海外に移す企業が増加しております。また、円高により、国産品より安い商品や農産物の輸入が拡大して、国産品の消費の伸び悩み、安値価格競争の激化は、企業や農林業従事者にとって深刻な問題となっております。

このことは、さつま町の基幹産業である農林業はもとより商工業に大きな影響を与えるとともに、より安定した収入と安定した生活を求めて若者が町外へ流出していることが、町人口の減少の原因の一つではないかと思われまます。合併当初、平成17年4月の人口が2万7,000人とされておりましたが、約7年6カ月経過しました9月1日現在で2万3,899人の人口になっているということでお聞きしておりますが、この間に約3,000人が減少をしているということは大きな問題ではなかろうかというふうにも思います。

具体的に申し上げたいと思ひますが、農林業についてでございますが、住民が安心して生活できるまちを目指し、町においても特に県の対策を積極的に導入し、町独自の事業を上乘せして支援を図っておられるところでございますが、これまで助成しながら進めてきた担い手農家や認定農業者で、また中高齢者が主となる集落営農などで、今後この地域農業を支えていけるのかどうか、社会情勢の変化に対応しきれぬのか、不安を感じております。

次に、商工業についてであります。商工業においても同様でございますが、後継者支援や企業家支援など、商工業においても諸施策が図られておりますが、大型店舗の地方進出で、これまで地域住民に密着して互いに支えてきた従来の小売店にも、後継者どころか経営が成り立たず廃業に追い込まれている小売店が出てきております。今、高齢者など買い物難民といわれる方々もあらわれている状況のようでもございます。

次に、企業誘致についてであります。先月末、富士通インテグレートドマイクロテクノロジー株式会社九州工場が14年の3月で生産を終了するとの発表でございました。従業員の700人は、譲渡先のジェイデバイスへの転籍か、富士通グループへの再配置を進めるというようなことございまして、町長の説明によりますと、同社に勤務されている町民は159名で、40歳から50歳の方が60%であるというような説明でございますが、この年代の方々は、地域の中心的存在であり、家族もあり住居も構えた方がほとんどではないかと想像します。

この方々が転籍あるいは再配置されると、さつま町から転出されることになり、御本人や家族にとっても大変な問題であると同時に、町にとっても大打撃であります。余儀なく退職を選択しなければならぬ方もあると思われまます。すぐに新たな職場が確保されればよいですが、本当に厳しい局面を迎えられております。

今後、県や隣接市などとも連携して対応するとのことでございますが、極力町内に居住していただき勤務できるなどの対応ができればと願っておるところでございます。このような中で、これまでさつま町の多くの町民を雇用していただき、関連会社の誘致など、町の経済発展と若者の

定住に大きく貢献されている日本特殊陶業株式会社の第2セラミック棟の増設で11名の雇用の話が出てきたことは、本当にありがたいことだというふうに思っております。

次に、若者定住と少子化についてであります。さつま町においても、少子高齢化の進行は大きな問題であります。高齢化は、これまで地域を支えてこられた方々に元気で長生きをしていただくということでございますので、よいことだと思いますが、少子化については町独自の手だてをする必要があると考えます。結婚対策、より多くの若者の定住、町内での就労先の確保や、子育てと就労が両立できる環境整備など、項目を上げても確実な方法が見つからないのが現状ではなかろうかと思えます。

以上、地域活性化について考えられる課題を述べてきましたが、人口や若者、子供の増加など、目に見えた町の活性化が実感できていないのが現状ではなかろうかと思えますので、これまで町長が取り組んでこられました、農林業、商工業、誘致企業、若者定住対策などによる成果をどのようにとらえておられるのか、お伺いをいたします。

次に、町長は次期も町政を預かり、さつま町発展のために頑張るんだということを表明されておりますが、今後どのような施策でこのさつま町を活性化させていかれる考えかお伺いをしまして、1回目の質問を終わります。

[米丸 文武議員降壇]

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時04分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

米丸文武議員から午前中の時間に質問をいただきましたので、これからお答えをさせていただきます。

まず、1番目の地域活性化に関するこれまでの取り組みの成果等についての御質問でございます。御質問の中にありますように、少子高齢化、人口減少、過疎化等の課題につきましては、本町のみならず地方における全国的な課題になっているととらえているところでございます。

21世紀の日本におきましては、人口減少社会に突入したと言われます。これらの原因につきましては社会的なさまざまな要因、例えば晩婚化が進行する、未婚化が進む、経済指標の上昇がある、雇用環境が大きく変わってきた、価値観も非常に多様化している、こういったことなどが考えられるところでございます。少なくとも今世紀中、人口が減少し続ける見通しについては変わらないと言われているところでもあります。

統計的に最も基本となります国勢調査、5年に1回の調査でございますが、これによりまして、本町におきましては平成22年では2万4,109人となっております。合併時の平成17年の場合におきましては2万5,688人ということでございますので、これらを比較しますと1,579人の減少ということになっております。

主には、高齢者の死亡数が出生数を上回る自然減が要因となっているところであります。御案内のとおり、毎月の人口動態調査につきましては広報誌でお知らせをいたしておりますけれども、それを見ましても出生数の約2倍、3倍の人がお亡くなりになるというようなことで自然減が著しいためでございます。

一方、高度成長期における大都市圏を中心とした経済活動の活発化による農村部から大都市圏の都市部への人口移動というのは、依然として現在も続いている状況がございます。本町においての転入転出の社会増減というのは、ほとんど差はないわけでもございまして、やはり、先ほど申し上げました自然減というのが大きな要因となっております。

このようなことから、本町におきましては、合併以前から今日まで企業誘致や居住環境の整備など、各種の定住者施策の推進に積極的に取り組んできております。しかしながら、なかなかこの減少傾向に歯どめがかからないといったところでございます。

こういった中で、私は、さきの議会における一般質問の中でもお答えしましたように、このような国内情勢、社会全般にわたるさまざまな諸課題に対する現状認識を踏まえながらも、客観的に憂えているだけでは展望は開けない、ふるさとの輝く未来図を描き、一步一步、町民の皆様とともに着実な取り組みを積み重ねていくことが、将来に必ずや好影響を及ぼすものとの信念のもとに、これまで各種の取り組みを精力的に進めてまいったところでございます。

これらの施策につきましては、町の総合振興計画を基本に、そしてまた具体的には私の掲げておりますマニフェストを中心に事業化を行い、取り組みを進めてきておるところにつきましても、もう御案内のとおりかと思っております。

これまでの取り組みに関する成果につきましては、まず、特徴的取り組みとしまして、定住促進住宅団地販売の20%助成を実施をいたしまして、私も自ら、いろんな観光、物産のPRと同時に、こういった住宅団地の販売促進も一緒になってPRを行っております。鹿児島中央駅を初め天文館、博多駅、岡山駅、東京・池袋など、そのほか大阪のいろんな出郷者の皆さん等々についてもトップセールスを行いまして、定住化への情報発信に努めてきておるところでございます。

平成22年度におきましては5区画、23年度におきましては6区画の販売実績を上げております。また、企業立地促進助成金制度の内容拡充の条例改正を行いまして、県内外の厳しい経済環境の中、これまで6件の企業立地協定の締結を行い、近く改めてまた立地協定の運びになっている、このようなことで雇用の拡大に努めてきたところであります。

最近、本町周辺市で企業撤退が続く中で、このような立地協定の締結は大変ありがたく、関係の企業の皆様方には敬意を表し、これからもそういう立地がずっと継続することを望んでいるところでございます。

こういった企業誘致の関係につきましては、企業誘致対策室を設置をいたしまして、地元企業、誘致企業の総合相談窓口としまして積極的な対応に努めてきておりまして、企業、県のほうからも高い評価をいただいているところであります。

このように、直接定住につながる条件整備とともに県内に先駆けての6種類の予防ワクチンの接種費用の助成、そして最近では中学校までいろいろ取り組みをされておりますが、本町においては、今のところ小学校就前までの乳幼児の医療費の無料化を進めております。そのほか、小中学生の入院費の無料化、そしてまた保育料の軽減、ブックスタート、こども図書館の開館など、子育て支援対策を充実させてきております。

また、最近におきましては定住環境の一環としまして危険廃屋解体撤去助成制度、あるいは太陽光の発電システム助成の開始など、生活環境対策などの住環境の整備につきましても、新たな施策として取り組みをいたしたところでございます。そのほか産業振興策としまして6次産業化、

本町初めての福祉対策としての障害児デイサービスの民間施設の開設、障害児学童保育への支援等々にも努めてきたところでございます。

次に、地域活性化の関係について、今後どのような施策により、さつま町を活性化させるかということでございます。私は残された任期というのが、まだ数カ月ございますので、その期間を全身全霊をもって誠実に職務を果たしていく覚悟でございます。

こうした中で、現段階において、次期施策につきまして申し上げることにつきましては、いささかまだ早いという感じはございますが、しかし、これまでの町政を預かる責任者として現状況認識及び課題意識としてとらえておりますことは、一つは、今もございましたとおり人口減少に対する定住化対策、それと同時に、やはり交流人口を図って、町の活性化を図るということが大事ではないかと思っております。

そしてまた、農林業を中心とした、商工業もですが、産業の振興対策を、やはりしっかりと見通しのもとに進めてまいりたいと思っております。そのほか教育の振興を中心とした人づくり、特にリーダーの育成というのは、今後、地域の振興のためにも必要ではないかと思っております。

そしてまた、少子高齢化の進行に伴いまして、医療、介護、福祉対策というのは、これからどうしても避けて通れない大きな課題と受けとめておりますので、こういったことを中心にしながら取り組みを進めていきたいと思っております。

それぞれの具体的なマニフェストを示すには、今後適切な時期があるかと思っておりますので、そういったことをそれぞれ示しながら、広く町民にもお示しをし、御理解を求めていく考えでございます。以上で終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○米丸 文武議員

ただいま御答弁をいただいたところでございますが、今、私の通告の仕方がちょっとまずかったのかなというような感じを受けておるところでございますが。

さつま町で今、小学校、中学校、高校を卒業して就職していく人たちが、もちろん進学もあるわけですが、そういう人たちが、少なくともさつま町に半分ぐらい残って、それでさつま町を支えて生きていくという、いろんな地元の、ふるさとのいいところを生かしていくという教育もされておるわけでございますが、ふるさとに誇りを持って、そしてそれを自慢できるようなまちにしていきたいと、また、将来の担い手として子供たちを育てましようというような形の中で子育てもされておるわけでございます。

ですから、そういう生徒たちに、やはりこの地元で働いていただくということも、一つの大きな取り組みをするべきではなかろうかと思うんですが、先ほどの質問の中で申し上げましたけれども、じゃあ今の農業はどうなんだ、それから商店はどうなんだと。

職場としては、これは日特さん関係にお越しいただいて本当にありがたい、富士通もありがたい、京セラもありがたいというようなことで、地元から通って、それで、そういう勤務先で働いていただいている方々というのは、やはり戻ってくれば、さつま町の地域の中で中心となっているような活動にも協力していただける、お互いに生きる喜びというものを感じながら生活をしてこられているというふうには私は思うんですね。

ですから、よそから来ていただきたいということだけじゃなくして、今いる若い方々をどうして町内にとどめるかとか、そういう考え方というのはどうなのかなと私もちょっとお聞きしたかったところでもございますので、その点について町長はどのようにお考えなのか。考えがありましたらお答えいただきたいというふうには思うんですが。

○町長（日高 政勝君）

中学校、高校卒の地元の皆さん方が、本当は100%地元へ残っていただく、このことは本当に理想的なことだと思っております。今の子どもたちというのは、非常に地元志向というんですかね、それが非常に高うございますので、できたら皆さん、こういう形が実現できるようなことが一番大事だと思っております。

そのようなことで町内の立地企業の皆さんはもちろんでございますけれども、農業にしろ、商業にしろ、それぞれの分野において雇用が創出できるような形の取り組みをとということで、今それぞれ申し上げましたようなことに努力はいたしております。

ただ、今のこういう世の中でありますので、なかなか雇用の拡大というのは望めないところがございます。やむなくそのようなことから町外に出ざるを得ないというのも、確かにあるかと思っております。私のほうとしましては、できるだけそういったことが、地元で大部分が受けられる、そういう体制づくりというのは必要だというふうには十分考えておるところでございます。

○米丸 文武議員

今お聞きしましたけれども、これまで、世の中の一つの変化というもので、若い方々はどんどん出て行って生活をしなければならぬ、町内におっては仕事がないから、よそに出て行かんな仕方がないがね、というような形の中で、こういう流出につながってきている面もあるかと思えます。

今町長もおっしゃいましたけれども、私も申し上げました、要するに今、経済というものがグローバル化といいますか、世界的な形の中で進行していく、一地域ではなかなかこれを、どうしても変えるということができないような、そういう条件の中で、何とか地域を盛り上げていかなきゃならぬわけでございますが、本当に難しいことだろうとは思いますが。

その中でさつま町としましても、24年度もいろんな施策において企業誘致も具体的に計画をされて予算も計上されておりますし、また農政課におきましても、今ある農業の維持をどうしていくかという中で、県、国の事業の上に町単独の補助金をまた乗せたり、新たな制度をまたつけ加えて、地元若い農業者を育てて残っていただくというような事業もされております。農政課関係でも、そういう関係で1億9,000万円ぐらいの予算を24年度も組まれておるわけです。

また一方、担い手育成支援室では約3,200万円、耕地林業関係でも農地・水保全等、それから土地改良事業等で1億2,900万円ぐらい、林道作設等の関係でも1億1,000万円近い金額が計上されております。

そのようなことで、これだけの県、国の支援ももらいながら、町でも、またそれに上乗せをして事業を推進しているわけでございますが、その方々の今の年齢的な状況から見ますと本当に高齢化をしていって、若い方が本当にこのまま続けてこられるのかなど、町の年齢別の人口の分布図を見ましても、そういうことが感じられるわけでございます。町長が、そういう面からの実態と成果というものをどのようにとらえておられるのかということについてお聞かせいただきたいというふうに思うんですが。

産業にいろんな予算を使ってされておりますよね。その中でこれからの発展に向けてということで、お考えがありましたらお聞かせいただきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

農業の振興の関係については今ありましたとおり、我がまちは、とにかく農業が基幹だということで、役場の組織もこれだけ、3課もあるところはないと思うんですね。職員の配置につきましても、減少の中で、農業関係、林業含めて、もうこれだけ充実したまちちゅうのは、私はないと思っております。

それだけ力が入っているという証拠ではないかと思っておりますし、今いろいろ議員が述べられましたいろんな事業に力点を置きながら、とにかくこの基幹産業としての振興を図るべきだということで進めているわけで、これについてはこれからも引き続きやっていく必要があるかと思っているところでございます。

そういう中で、高齢化が、町全体は34～35%ですけれども、農業の場合はその倍の70%ですので、先行きのことを考えたら、5年、10年したらどうなるかというのが非常に危惧されますので今、担い手育成支援室のほうで集落営農とか受委託組織とか、それにかわるようなものを何とか組織をしながら地域の農業を守る、そしてまた、集落営農等がどんどん進んでいけば新たな雇用というのも出てくるわけですので、そういうことまで理想を描きながら、発展的にこの組織ができていけばありがたいなと思います。

いろんな話し合いをしながら、簡単にはいかないところ、ありますが、これはまた、それぞれ関係機関と一緒に実を結ぶような努力をしていく必要があるかと思っております。今こういう時勢でありますので、なかなか思うようにいかないところもありますけど、しかし、こういう状況を何とか踏ん張っていかないと先は開かないというところがありますので、何とか乗り切っていけるような体制でやっていきたいと思うところであります。

○米丸 文武議員

今、農業関係とかそういうところで、担い手等の関係についての答弁をいただきましたけれども、認定農業者に認定されている方々、それから新規就農者の方々、割と年齢的にはまだまだ今から頑張っていただけ年代だろうと思うんですが、今、集落営農を組織されている方々の平均年齢というのが大分高くなってきているんですね。

これがどこまで続いていくのか、本当にあと10年できるのかなと、そういうような状況に私はあるように感じるんですが、それでこの活性化が果たしてできていくんだろうかと、取り越し苦労かも判りませんが、今から若い人たちがそういう中に入っていきような形にしないと、本当に10年後にはどのような形として残っていくのかなと心配されます。

ですから、若い方々を経営という形の中に取り組みしていく農業の進め方をどうされていくように思っておられるのか、そういう点もお聞きしたかったところでございますけれども、私が、通告のほうが大きく取り上げた関係で、そこいらのところはまとめられていないのかなという気はしますけれども。

何しろ、日本全国が少子高齢化を迎え人口減少へ向かっていると、それはもう私どもも当然そのような形であると思うんですが、そういうような中で、このさつま町が存続していくためには、町長もおっしゃっておりますけれども、よそにないような政策を打ち立てる、そういうようなことで若い人たちに地元で定住してもらっていくというような方法というのはないものなのかなというふうに私は感じるんです。

私どもも考えがあったら申し上げるんですが、しかし、やはり町長として何かそこいらのことで、今の現状はこうだから、今いろんな支援をしながら育てていくということじゃなくて、本当に今から先は、新たに何かこういうような視点の中で、この分野についてはこういうような形で繁栄をさせていかなきゃいけないなど、そういうようなことはお考えでないのかなと思うんですが、大まかなことでございますけれども、そういう考え方もあられましたら、お聞かせいただけないかなと思います。

○町長（日高 政勝君）

集落営農という話も一つのあれで上げましたけれども、やっぱり集落営農をずっと振興していくためには、やはり採算性というところも出てくるかと思っております。どのような事業を取り

込んで、その営農が成り立っていくかというのは、これから大きな課題でございますし、法人化をすればするほど、それらのところは出てくるかと思っております。

そうして、ある程度の経営がうまくいきますと、新たな雇用というのは当然とまた生まれてくるでありましょうし、これが今後の一つの大きな課題かなと思っております。それでまた、農業の中で、やはり6次産業化というのを私は申し上げてきましたけれども、今はまだ緒についた段階であります。やはり第1次産業がこれからも振興していくためには、やはり6次産業化を目指していくことが、この地域の振興、そしてまた雇用の開発にもつながっていくのかなと思っております。

今このようにものづくりの企業さんが、これだけ国内企業が厳しくなって海外に移転をしなければならぬ、国内であっても集約をしなければならぬという事態に陥っております。そうなりますと、やはり昔から、あるいは古来、産業として栄えてきた第1次産業、これをどう生かしていくかというのが、これから一番大事な時期になるかと思っております。

そうなりますと、やはり生産、加工、流通、販売、そういうところまで一貫した、そういう流通体系まで含んだ農産加工の施設ができれば、地元の企業として、ずっと未来永劫に定着するのかなと思っております、余り影響されないという意味で。

食料を生産する。食料というのは、もう人間が生きていくためには未来永劫に必要なものがありますから、できたらそういうものがこの地域に、あるいはこのまちに限らず広域的に北薩地域でも、大きなエリアとして何かそういうものがないかなという遠大な構想でありますけれども、関係のところにも、また働きかけは必要かと思っております。

私はこの大きなエリアの中で、本当にこの地域に根差して産業が振興する、そのためにはこれが最も理想的な、余り企業撤退とかそういうことを考える必要もないような、今後の地元で定着した産業の振興になっていくのかなという思いがございます。きょうは、そういう思いをちゅうことでしたので言及させていただきました。

○米丸 文武議員

活性化というのは全般にかかわる問題でございますので、どれをとってどうというわけにはいきませんが、しかし、それぞれの分野において、どのようにして、それを人口増につなげるかということであろうと思っておりますので、住宅団地購入の2割を助成しようというような予算等も上げられておりますが、そういうこととあわせて、いかに地元で生活できる形をつくるかということにつながってこないか、なかなか人口も増えていかないだろうと。

一番期待されるのは、今言う農業のそういう形の振興をしながら、誘致企業等についても進んでいければありがたいんですが、今のこのような経済情勢、社会の情勢の中で、誘致もなかなか厳しい中で、さつま町にもこうして今、来ていただいて、また今回も日本特殊陶業のほうも増設をしていただくちゅうのは本当にありがたいわけでございます。

これを進めていく活動をするしかない。今のところでは、見込みがあればいいんですけども、ない。これはどこもやっていることで、さつま町だけがそうだというふうには受けとめないほうがいいのかなとは思いますが、本当に難しい判断をしながら方向づけしていかなきゃいけないとしか感じられないわけでございます。

そこで商店街等が、大型店舗進出でなかなか厳しい状況になってきておまして、地域の商店も店を閉めて、買い物難民というような、人様をお願いをして買い物をしてもらったりしているような形もありますよね。私は、このことも大きな問題ではなかろうかなというふうに思います。

私も、商工会の方々にも、今まで地域密着であった商店が撤退していく中で、どっか宮之城の辺からでも、注文聞いて配達をするなり、その支援をしていただけないだろうかというようなこ

とも話をしてみましたけれども、なかなかそれもうまくいかないというんですか、興味を示していただけないという状況もあって、本当に厳しい状況じゃないのかなと。

日常生活の中で買い物にも不自由をするんだというようなことになってくると、ますますこの過疎化は進んでしまうだろうなというような気もしますので、どこから手をつけていいか判りませぬけれども、商工業の面については、いろんな今年度の事業もありますし、プレミアム付商品券等のこともありますけれども、町長は定住とか後継者の確保とかに具体的につながってきたと思っておられるのかどうか、その点についてお伺いしたいんですが。

○町長（日高 政勝君）

商店の関係ということで、さつま町の商店街、商工会の皆さん方というのは、どちらかという県内でも非常に元気のある取り組みをされていらっしゃると思っております。例えば百縁市にしましても、町のほうでもプレミアム付商品券を発行をしながら支援をいたしておりますが、それぞれの通り会とか個店の皆さん方におかれましても、それなりの工夫をして努力をされております。

ただ、やはり購買者の皆さんというのは、やっぱり駐車場があって1カ所で全ての物が完結をするようなお店に集中をするような傾向にあるところでありまして、なかなか個店の場合、厳しいところもあるのかなと思っております。

商工会を中心に行政も一緒になって、そういった個店の関係、商店街全体の通り会についても、環境整備的なことは町でも御支援をしながらやっておるわけでございますが、農業と同じく商店の経営者も高齢化をしておりますので、後継者の皆さん方も急激に増えるということまでは至っていないようでございまして、空き店舗も出てくるというような実態にございます。

現実には、購買圏としまして、量販店が2店ありますし、またそれ以外でも、いろんなところもありますので、その辺との競争がうまくいっているかということと非常に難しい面もあるかと思っておりますので、やはりこの小売店については、それなりに営業努力というのをされて、個性を出しながらやって、それなりにまたお客さんもつかんでいらっしゃるようなところもありますので、そういった努力というのは今後も必要かなと思っておりますのでございます。

○米丸 文武議員

日本全国的に、要するに人口減少傾向の中で、また少子化がどんどん進んでいく中で、国もそれに対していろいろ取り組んでおります。その例に漏れず、さつま町もそれが進んでいくというような、そういうとらえ方で現在まで来ているんだというふうに思います。

しかしながら、本当に私どものさつま町は、これからも営々として繁栄していくためには、みんなが安心して暮らせるまちにして、人口も減らないで維持しながら、少しでも発展できれば本当にありがたいなと思うわけでございまして、こういう質問をさせていただいておるところでございまして、具体的に何からすればいいのかとなったときに、私も、なかなかこれが考え当たらないところです。

そういうようなことでございますので、私ども議員としましても住民の皆さんともいろいろと検討したり協議をしながら、また、町としてもそういうような形の中で、本当にこれをどうにかしていこうという気持ちを一つにして取り組んでいく方向というものを示していただきたいというふうに思います。

この間の広報の中にも、農地の集積等について、人と農地の問題点で、本当に皆さんがどう思っておられるのかを把握して、これから先の計画をするんだというようなことも出ております。また、県のほうでも6次産業化のサポートセンターを開設しましたよという広報も出ておりますので、やはり、こういうものを活用して、今後さつま町がどのようにしていったらいいかという

ことを方向づけを早く見出しながら、それについて、また適切な事業を計画して、それを行っていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、どうか今後ともしっかりと人口を増やすと、地元産業を振興するんだと、具体的に何を一番先にしなきゃいけないのか、全部そうなんだけども、ポイントを絞って、こっちからまず手がけて、ある程度いったら、またこっちに行くというような取り組み方というのが私は必要ではなかろうかというふうに思います。

財源が無制限にあるのであればどんどんできるわけですが、そうじゃないとすれば、なおさらそうだと思いますし、また合併して、もう今8年目を迎えておるわけです。合併のいろんな交付金等も、10年経てば、あとは年々減少しますよというようなこともありまして、なかなか財源の問題も、今後厳しいところも出てくるのかなというふうに思われますので、絞って、それで効果の上がる、そういう事業に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

これは要望として、そのようにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、米丸議員の質問を終わります。

次は、6番、新改秀作議員の発言を許します。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

通告に従いまして、私は2点について質問いたします。

1点目、国民健康保険事業について。毎年厳しくなる国民健康保険事業運営であるが、次のことについて伺いたい。1点目、ここ数年間の国民健康保険事業運営の推移について。2、現在の高額滞納者の生活実態及び滞納額の総額、収納率と対策について。3、保険税の値上げについてはどのような考えか。4、今後における問題点と対策について。

2番目でございます。人事管理について。職員の勤務意欲と資質向上の観点から、次の点について伺いたい。1、人事異動を行うに当たり、基本的な考え方は何か。2、町民に対する行政サービスは職員の資質に左右されると思われるが、職員の能力等についてはどのような評価方法をとっているのか。1回目の質問を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

新改秀作議員のほうから2点ほど御質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、国民健康保険事業について、幾つか質問がございましたので、順次お答えをいたします。

まず、最近の事業運営の推移についてでございます。平成20年度から23年度までの形式収支、いわゆる歳入から歳出を引いた額でございます。それぞれ黒字となっております。ただし、単年度収支を見ますと、平成20年度は7,147万円の赤字、平成21年度は2,981万円の黒字、平成22年度は1億841万円の赤字、平成23年度は407万円の黒字となっております。同年度、基金を1億6,952万円繰り入れをいたしましたので、実質単年度収支におきましては1億6,501万円の赤字ということでございます。

これらの単年度収支の赤字の要因というのは、医療費の高騰によるものが一番大きいわけでございます。22年度におきましては、診療報酬が約5%増額改定をされたということでございますし、毎月の医療費の関係、1カ月の医療費が50万円から100万円、高額にかかった事例が前年度の2倍近くございまして、さらにまた100万円から300万円かかった事例というのが、前年度の3倍近くあったことなどが影響していると思われております。この高額な事例の病名は、約半数の方がやはり、がんでございます。

また、国保の被保険者一人当たりの医療費の推移を見てみますと、平成20年度におきましては38万4,593円、平成21年度は37万4,792円ということで若干減少はいたしましたけれども、平成22年度は、また一転をいたしまして41万6,625円となり、一気に4万円余り増えたところがございます。この傾向は、23年度におきましても42万8,307円となりまして、依然として高い傾向になっております。やはり一人当たりの医療費が高い原因は、分母の数が減っているということもありますし、分子が、やはりこの高額医療が多いということで、23年度が42万8,000円余りという額に上っているところがございます。

一方、国民健康保険の被保険者の数というのは、年々減少傾向ということでございます。平成22年度から比較をいたしますと、平成23年度末は656人減少をいたしております。出生とか転入、社保離脱、こういった新たな国保の資格取得より、死亡、後期高齢者への移行などの喪失が多いのが、被保険者の減の主な原因と考えております。

次に、現在の高額滞納者の生活実態についてでございます。国民健康保険税の高額滞納者を100万円以上の方で見ますと、本年度8月末で26人、滞納総額で3,717万8,000円となっております。滞納の原因としましては、多重債務者6人、低収入6人、事業不振5人、破産者3人、納税意識の欠如と見られる方が3人、生活保護が二人、居所不明一人となっております。総じて納税資力が乏しいようでございます。

100万円以上もの高額滞納に至った原因としましては、個人で事業を営んでいる方で、収入は高額でも経理がおろそかで、毎日の生活や借入金返済に追われていたり、子供の進学によりまして教育費がかさんでいるとか、会社をやめて収入が途絶えてしまったとか、経営をしていた会社の経営不振により生活に困窮をしているといった実態でございます。

これらの滞納者に対しましては財産調査を行いまして、22人については財産の差し押さえを実施をいたしております。19人については、生活実態を聴取の上、納税誓約書を徴して、分割納入ということで進めているところがございます。

次に、収納率、滞納総額及び滞納対策についてでございますが、23年度末で申しますと、収納率は現年課税分94.43%、滞納繰越分が18.7%ということで、全体では75.88%となっております。平成17年度以降の、いわゆる合併後以降の収納率を見てみますと、平成18年度までは81%台でございましたが、平成20年度に75歳以上の優良納税者が後期高齢者保険制度に移行したことによりまして、全体の収納率は75.47%まで落ち込んでしまいました。

その後、文書や電話によります催告、訪問徴収を次年度に集中して行ったほか、積極的な滞納処分の実施などの取り組みによりまして、平成21年度以降においては、徐々にではございますけれども収納率が上向いてきております。

滞納総額につきましても、収納率の上昇に伴い、平成20年度の1億4,933万2,000円をピークに年々減少をしております。平成23年度末におきましては1億3,216万3,000円となっております。このように収納率が改善しつつありますのは、徴収に従事する職員や嘱託の徴収職員の努力によるところが極めて大きいと考えております。

また、税理士の方を滞納整理指導官としてお迎えしまして、徴収のスキルを指導していただいたり、徴収に当たる職員の勉強会の実施や差し押さえの方法等を御教授をいただいていることも大きいというふうに考えているところがございます。

今後におきましても、さらなる収納率の向上と滞納額圧縮のために、社会保険等への加入者や離脱者の把握、居所不明者の調査を徹底をいたしまして、保険税賦課の適正化も図ってまいります。また、滞納者に対しては早期の電話や文書による催告、口座振替の推進、訪問徴収、納税誓

約者の履行確認を行うとともに、財産調査を徹底をいたしまして滞納処分の実施や適切な執行停止処分に努めてまいります。

次に、保険税の改定についての考え方でございますが、今後の医療費の動向とか、国、県の補助金等を勘案をいたしまして、そしてまた基金等を充当をしながら対応してまいりますので、今後のこういった状況を踏まえながら対応をしまっている必要はあるかと考えております。

次に、今後における問題点とその対策であります。減少傾向にあります被保険者数と保険税、相対して高騰する医療費との乖離に生ずる財源不足が、今後大きなポイントになると考えております。県内の市町村国保におきましては、平成22年度決算において6保険者が赤字決算、法定外繰り入れを行っている市町村が24市町村あります。このことから、本町だけではなく国保全体が財政的に余裕がなく、かなり厳しい状況にあると言えます。

また、医療費抑制に有効と思われまして特定健診や健康教育など実施してきておりますが、若年層の参加が少ないようでございます。特に特定健診については地域の御協力もいただきながら実施しておりますけれども、8月末現在、約49%の受診率となっております。目標でございます65%には、なかなか達していない状況でございます。未受診通知、あるいは受診勧奨を行っておりますけれども、無受診者や無関心者の意識の一段の啓発が、これからも必要だと考えているところでございます。

今後は財政基盤の強化のために県単位での広域化などの検討や、さらなる国への働きかけなどを行いまして、医療費抑制のための特定健診、特定保健指導、健康教育、相談、健康体操などの保健事業の充実、さらには健康づくり推進のまちとしての町民運動的な取り組みを積極的に展開をしまいたいと考えているところでございます。

次に、2番目の人事管理の問題についての基本的な考え方でございます。行政事務を執行する者としましての責務として、当然のことながら、最少の経費で最大の効果を挙げることが基本原則でございます。このため、限られた人員の中で職員個々の能力を最大限に引き出し、個々のモチベーションを高めるとともに組織力を強化することが重要であります。

この手段の一つとしまして人事異動がございまして。人事異動に当たりましては適材適所を基本にしながら、各職場の配置人員及び構成など全体的なバランスを考慮し、年数的にはおおむね3年をめどとして行っているところでございます。ただ、管理監督者の課長とか課長補佐、係長につきましては、その職務上から特に基準的なものはないところでございます。

また、若い職員には、若いうちに多くの職場を経験させることが、将来的に職員個人及び組織にとっても、能力を高める意味でも大切かと思っておりますので、今後も基本的にはこの考えで取り組んでまいりたいと思っております。

次に、職員の能力等についての評価方法でございますが、これまで旧町時代に実施をしておりました勤務評定、いわゆる勤務評価制度につきましては、評価結果が評価者によってばらつきがあり平等性というのが欠けていたとも言えますので、評価結果が昇任、昇格及び給与関係に反映できなかったということもございまして。

合併後においては、新たな評価制度を構築することとしております。このようなことから、先進地やさまざまな団体の制度を研究しまして、平成24年の11月から新たな人事評価制度として試行的に実施をいたしまして、来年4月から本格運用を始めることといたしております。

これまでの間の評価方法としましては、管理職にあっては、課の経営方針というものを、年度初めの4月に作成をさせていただくように指示をいたしまして、現在、それを実行に移してもらっております。年2回の実績をもとに評価をしておるところでございます。管理職以外の評価等につきましては、必要に応じて各課長等が聞き取りを行いながら職務遂行能力や協調性など、その

結果等をもとにした人事異動や昇任に活用しているところでございます。以上です。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○新改 秀作議員

国民健康保険事業運営の推移を今、述べていただいたんですけども、変わらず基金の取り崩しで運営をされて、基金も今のところ、もうなくなっているような状態でございます。こういう現状なんですけども。

まずは、この医療費のことなんですけども、23年度一人当たり42万8,300円と書いてありますけども、担当課長でもいいんですけども、この前の新聞に、一番高いのが日置市で40万円と、日置市の議会でちょっと出ていたみたいなんですけども、我が町は県下で何番目ぐらいの位置であるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

国保の一人当たりの医療費の関係ですが、県下における順位ということでもありますけれども、20年度から21、22の資料としてございますが、一般・退職もまとめて申し上げますと、20年度が県下で5番目、それから21年度が9番目、22年度が4番目。23年度はまだ確定しておりませんので、22年度までの県下における位置というのはそういうことになっております。

○新改 秀作議員

あの紙面が本当だとすれば、もう県下で1位かなと、23年度は1位になっているのかなと今思ったんですけども、新聞の情報もちょっと判りませんので、それはいいんですけども。

一人当たりの医療費が、今回の場合はがん患者がおって相当上がったとか、いろいろ問題があるようなんですけども、一人当たりの医療費というものを出すときに、これは、どのような計算をされるものか。それと、この医療費の支出について、いろいろな分析をされたものか、それも含めて、ちょっとお伺いいたします。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

一人当たりの医療費の関係ですが、いろいろこの医療費にも統計上、出す数字もございませけれども、国保でいいますと、いわゆる総医療費10割分、全てを被保険者数で割った医療費が一人当たりの医療費ということでございます。

それから、医療費の分析の関係ですが、これにつきましては、もう以前から国保連合会のほうからのいろんな疾病の関係、その病気の内容とか、全てデータでそろえてありますので、それらもまた訪問指導とかレセプト点検等とあわせて、頻回受診等の方への指導とか、そういうものに役立てて活用しているところでございます。

○新改 秀作議員

がん患者とか、そういうのはもちろん、どこの市町村もたくさんいらっしゃると思いますけども、その辺がちょっと私も判らないところがあったもんですから、今お聞きしたんですけども。お医者さんに払う診療報酬も5%上がったと。これは、もちろんどこも上がっているわけですので、何でさつま町はこんなに上がってくるのかなと思ったり、一つは町長がさっき言われたように、少なくなっている被保険者が原因になっているのかなと思うところでございます。これは最後の抑制対策のほうで、またお聞きします。

質問を変えてみます。高額滞納者の生活の実態及び滞納額の総額、これを今ちょっとお伺いしたんですけども、税務課長にお伺いしますが、国民健康保険税の軽減制度とあるんですけども、今、被保険者の何割ぐらいが軽減を受けてらっしゃるのか判りますか。

○税務課長（松尾 英行君）

軽減につきましては、現在ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、あともってお知らせします。

○新改 秀作議員

7割、5割、2割でしたかね、何か軽減があるみたいですね。その軽減される方も相当いるんじゃないかと思いましたので。またあとでもいいです。

高額滞納者が今、8月末で26名とありましたけども、この中の多重債務者6名の方がいらっしゃるわけでございますけども、この方、業者に対して利息制限法を超えて返済している場合は返還請求ができるということがあるわけですけども、本町はそのような事例はありますか。あるのなら、どれぐらいあるのか、ちょっとお伺いします。

○税務課長（松尾 英行君）

多重債務者でございますが、滞納者に対しまして、保険証の切りかえ時や通常におきまして滞納者の納税相談を行っております。その中で生活状況等の聞き取りを行っているところですが、その中で分割納付等の相談をさせていただいているところでございます。その聞き取りの中で、実は多重債務であるという情報が判りますので、そういう方につきましては、国税徴収法に基づきまして業者のほうに取引状況の照会を行っております。

明らかに利息制限法を超えて返済されていると思われる方につきましては、滞納者を弁護士の方に紹介いたしまして、弁護士のほうが業者と返還交渉を行っていただき、業者から返還された分を税金のほうに、滞納税額のほうに充てているということでございます。このような事例が数件ございまして、このことによりまして滞納者の生活が安定し、その後の納税がスムーズにいったという事例もございます。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

先ほど、一人当たりの医療費につきまして、私は7割分ということで説明いたしましたが、いわゆる総医療費10割分、全てを被保険者数で割った医療費が一人当たりの医療費ということでございます。訂正させていただきます。

○新改 秀作議員

数名いらっしゃるということでございます。いろんな誓約書がもちろん発生するわけですけども、分割納付をして、少しでも皆さんと一緒に、公平な納付になるように、税務課もいろいろ収納対策から大変だと思っておりますけども、その辺の多重債務者の方にも指導を要請しておきます。

続きまして、今後における問題点についてですけども、抑制対策のほうに移りますけども、この前、特定健診で、今ここに49%、私はきのう町報を見たら46%、やっぱり二、三日でちょっと上がったかなと思っているんですけども。

この特定健診のペナルティーを公民館長さんもよく理解してないんですよ。ペナルティーをどういうふうに館長さん方、あるいは公民会長さん方に説明をされているのか、課長にお伺いします。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

特定健診につきましては、町の健康づくり推進員等々を中心に各地区でいろいろまた受診勧奨のほうを進めているところでありますが、その中におきまして、いわゆるペナルティーを得ることで、国保のほうに3,000万円程度の負担が生ずるという話をしているわけですが、区公民館長連絡協議会におきまして、時間をいただきまして、そこらあたりの説明をいたしたところでございます。

国保会計の中に後期高齢者医療制度の後期高齢者支援金というのがございまして、これは、国保会計から社会保険診療報酬支払基金への拠出金であります。今現在も3億2,000万円程

度あります。

今回新たに、特定健診を65%達成しなかったところについては3,000万円程度がそれ以上積みをされると、拠出金が上積みをされるということでございまして、そういう3,000万円という財源についてはこれまで予定をしておりませんでしたので、そういう部分について負担が生ずるということで、特定健診の受診率を高めていただきたいということで勸奨のお願いをしているところでございます。

それを、先ほど申し上げました区館長連絡協議会におきまして説明をし、お願いをしたところでございます。

○新改 秀作議員

私がもらった資料を見てみますと、プラス・マイナス10%の範囲内で増額または減額される予定ですと。ということは、メタボリックの該当者予備群の減少率によって、それがあるんじゃないですか。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

今の段階では、そういうふうにして拠出金のほうに新たに、本町の規模としては3,000万円程度ということで伺っているんですが、もちろんメタボリック症候群の解消のための特定健診でありますので、この3,000万円という額が、国保会計とか被保険者とか、いろんな部分が、まだ具体的にはっきり示されていないというのが、実は本音でありまして、また本年度、こうした受診勸奨を進めているんですが、これが実際、どういう形で実施されるのか、ちょっと具体的に見えてないというところが本音でございまして。

○新改 秀作議員

判りました。まだ見えてないということですね。

それと今、受診勸奨、公民会長さん方に特定健康診査の未受診者に対する受診の推進についてというのを私見たんですけども、いろんな意見がございまして、これは、その区に5万円の補助があるのか判りませんが、今の公民会長さんとか健康づくり推進員さんにそういうのを任せるのじゃなくして、やっぱり町職員と、あるいは保健師さん一緒になって回って初めて達成できるんじゃないかと思うんですけども、どうも公民会長さん方もじだんだを踏んで、どうもあいやんねえというような感じで、私たちのところに意見があったんですけども、課長はどのようにお考えですか。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

確かにいろんな声としまして、お金でつるような政策ということも聞こえてまいりますし、ただ、額だけで申し上げますと、先ほど3,000万円のいわゆるお金が課されるということになったときに、その財源というのなかなか厳しいものがありますので。例えば、マックス20地区、全てが65%達成しましたときに報奨金100万円ということでありますので、100万円で3,000万円の回避という単純な見方ですけれども。

あとは特定健診も、まずその診査というのが32日間の12カ所、それから結果報告会が17日間の20カ所、それとあとまた脱漏の関係、それから医療機関からの情報提供、県医師会との提携による治療中の方などの情報提供、先ほど申し上げました、今度は地区にお願いしまして、その地区の活性化につながる元気ですので、そこら辺もお願いをしているところでありますけれども。

今まで数字もなかなか上がらない中で、ただ、さつま町は県下では高いほうだというふうになっておりますけれども、一つの策にでもなればということで実施したところでありまして、それからまた、健康さつまポイント事業等もあわせて、そういう健診に対する意識が高まればという

ことで、一つの策としてお願いをしているところがございます。

○新改 秀作議員

まだ11月いっぱいありますから、久富木が70%で、あとはもう余りなかったですよ、町報を見てみれば。できれば、やっぱり最終的には、職員の保健師さんなり、回つとで達成するんじゃないかと思うんですけどね。まだ期間はちょっとありますけども、その辺を要請しておきます。

ここで町長にお伺いするんですが、保険料のところでは今後の推移を見きわめ対応してまいりますと、基金など充当しながらというような回答をいただいたわけですが、繰り入れを行っている市町村が24市町村あるということで、市町村単位の保険運営というのは、構造的な原因もあるわけですが、今、医療保険制度の一元化、そういうのを国でもいろいろ言われているんですけども、町長はこの件についてどのようにお考えなのか、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

国民健康保険につきましては、環境的に対象者数が減っていく。一方では高額医療が非常に増えるということで、一人当たりの医療費というのは必然的に上がってこざるを得ないというのがございます。そういう中で、保険税の問題に波及をしていくわけでありますが、この辺が国のほうとしましても、一方では診療報酬の改定もしなければならぬということがあって、また、医療費の被保険者の負担を上げるということについても、非常に難色もあるようではありますので、この辺は抜本的に、もう国全体として保険制度そのものが今、話題になっております。

国でも34兆円ですか、毎年1兆円ぐらい社会保障費そのものが上がっているということで、構造的な問題を含めて全体的に何か講じていかないと、高齢化が進んでいくということもありますし、疾病の構造も非常に難しい、医療費の高い内容になっているというような状況がありますから、もっと国段階で大きな視野に立って、どうあるべきかというのは検討していただければありがたいと思っております。

特に、以前から言われておりますとおり、国民健康保険については各市町村が保険者になっていきますけれども、これを県で一本化という話も出たり引っ込んだりということではあります。なかなかこの辺も都道府県としてはそういうものは受け入れたくない、やっぱりそれだけ財政が厳しいものですから、そういう形になっておまして。

本当に難しい状況になっておりますので、何とかこの辺は抜本的な法改正を見ながら対応していくことも必要かなと思っております。

○税務課長（松尾 英行君）

先ほどの軽減者の割合でございますが、4,127世帯が全世帯でありまして、7割軽減の方が1,803世帯、43.7%ほどであります。5割軽減の方が290世帯で7%、2割軽減が553世帯で13.4%、軽減の合計額が5,600万円ほどということでございます。以上です。

○新改 秀作議員

今、軽減がこれだけおれば、やっぱり運営も大変ですよ。私も、ちょっと多いなということをおもったわけでございます。それだけやっぱり退職されたり、いろいろ厳しい生活もあるんだなと思っております。

24市町村がこういう状態でもあるんだということですので、繰り入れ繰り入れで非常に運営も厳しい中で、県で、皆さんが声を上げて国に要望するなり、何かできないものかなと思うところでございます。

続きまして、この抑制対策でございますけれども、今まさに町民の健康づくりや健康増進ということに、いろいろ力を入れるべきだと思うんです。今、入院されている方、そして治療をしよう

うとされる方はどうにもならないわけですよ。何からやるとすれば、若い人。もちろん私は、健康づくりには運動が第一だと思います。そしてまた食事、いろいろ健康診断もあると思いますけども。

私はテレビでちょっと見たんですけども、ある評論家が学校の廃校跡地にトレーニングジムをつかって、筋力トレーニングをやったらどうかと。今から公民館のほうでもいいし、公民会のほうでもいいし、そういうトレーニングをやったり、健康に対するそういう取り組み、健康体操も一応は取り組んだんですけども、そういうのを中心に、校区で取り組んだところに補助金を出すとか、長い視点に立って、今の人が健康でなくちゃどうもならないと思うんですけども、その点について町長のお考えをお伺いします。

8月28日の南日本新聞に、私もこれにちょっと該当したんですけども、メタボで医療費、年12万円の増というのがあったわけです。私は予備群になるんですけども、私だけじゃないですけども、社会保険の人に聞いてみれば、健康指導員が年中来て指導しますよと言われますから、そういうことを考えた場合に、若い40代から、いわば高齢者になるまでの人を中心に、やっぱりそういうのを何か考えて、来年のマニフェストに入れようと思いませんか。

病気のないまちづくりをやりましょうとか、病人のいないまちづくりをやりましょうとか、いろんなそういう提案をしとるんですけども、町長はどのようにお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

これだけ社会の構造が変化して、いろんなストレスもたまるということもあって、健康を損ねるといふこともあるかと思えます。医療費がこうして累増していきますと、財政にも大きく影響するわけでありますから、とにかくやっぱりそのためには予防対策がいかに大事かということで、この特定健診はもちろんでありますけれども、定期健診、各年齢に応じてやっぱり健診を行う、そして、早期発見、早期治療を行うということも大事であります。

そしてまた自主的な、そういう健康づくり。自分の健康は自分で守るという意識をやっぱり皆さん一人一人が持っていただければ、いろんな運動とか、取り組むきっかけになるかと思っております。

今、日本の場合も健康寿命をいかに延ばすかということも課題になっておりますし、日本が最近は女性も男性も世界のトップからおる状況になっておるようではありますが、食生活の改善にしましても、いろんな幅広いものがあるかと思っておりますので、その辺はおっしゃるとおり、町民運動として取り組んだりしたというのがあるかと思っておりますので、具体的に今後どうするかを十分こちらも研究をいたしまして、何らかの措置ができるようであれば、そのような対応をしてみたいと思っております。

○新改 秀作議員

この予防医療の充実強化を図る意味で、調査もする必要もあるんですけども、私たち自身、やっぱり議員も調査をせんないかんですけども、全国調べてみますと、100%健康診査を受けるところというのはたくさんあるわけですよ。受診率はもちろん上がるんですけども、世帯の医療費は、そひこみんな気をつけて病院に行って検査を受けるから下がるそうです。

こういうのを何か研究チームをつかって、そういうところを見て、私たち議員も行かんないかんですけども、こういうのに力を入れるところはたくさんあるわけですから、そういうところを見るのも大事だと思いますから、職員でも、いろんな取り組みを勉強するのもいいと思いますので、これはまた要請しておきます。私がさっき言ったように、健康づくり推進のまちをせっかく去年立ち上げたんですけども、病人のいない健康づくりのまちというのを考えていただきたいと思うところでございます。

続きまして、時間がないので人事のほうに行きます。先ほど、いろいろ人事のところでは回答があったわけですが、年数的におおむね3年を目安としていると。おおむねという、ちょっとこれに引っかけたんですね。これはいつやっか判らんですよね、おおむねって。

基本的に3年、5年、6年ちしとって、言えば人事をやっているような状態だったんですけどね。人事異動によって人心を一新して活性化を図り行政サービスの充実に努めなけりゃいかんですけど、一つの課とか係に何年も勤務している人もたくさんいらっしゃるわけですが。

もらった資料によりますと、ここに行政職56名、技術専門職24名、たくさんいらっしゃるようなんですが。私は、今度町長からの答弁に、おおむね3年を目安とありますので、基本的には3年ということは、これは判らんな、4年、5年、またそうなるなと思うわけですが。

町長、定数削減によって少数精鋭でやらなくてはならないということになりますと、能率を上げるためには、人のやる気というのは一番大切だと思うんですけども、管理職は別に私はいいと思うんですけど、管理職になるまでは、やっぱり3年、せめて3年に一遍ぐらいは必ずかえてやって勉強させて、いろいろするべきだと思うんですけども、町長、どうお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

基本的には3年をめどにということになっておるわけですが、画一的に3年が来たら必ず異動ですと、職場の仕事柄とか、いろんな仕事を抱えていたりいろいろございますので、必ずしもそういうことになってはいないわけでありまして。

基本的には、そういう線で若い人はやるようにいたしておりますし、今ありましたとおり、できるだけ若い職員については、いろんな職場を回って豊富な経験を積み重ねていく。これが、やはり地方公務員としてのいろんなサービスの関係、いろいろ能力を高めることになると思っております。

新採の職員等は、その3年に限らず、あっちこっち異動の機会が出てくるかと思いますが、しかし、余り頻繁にすると、気分的にも皆さん落ち着かないというんですかね、その仕事に携わっておれば、ある程度専門的なところまでやらないと士気がかえって落ちることがありますので、いろんな実態を踏まえて、またその人のいろんな仕事ぶり等を反映をしながら異動はせざるを得ないと思っております。

技術職員の専門職のところは、これはもう、そう頻繁にできるわけではないわけで、そのために入っておりますので、その職務の完遂のために努力をして、さらにまた、その専門性を高めていただく、そういう機会もつくっていきたいと思うところでございます。

○新改 秀作議員

私は、合併してからのものをちょっとここに出してと言ったものですから、これぐらいかもしれないが、合併前からだったら、まだ多いのかなと私は思うんですけど、その辺などもまた考慮して何か考えてくださいますように。私は、そのほうが職員のためにはなると思うんですけどね。いろんなことをされたとき、7年も8年も同じところにおいて、こっち来て、みんな苦勞する姿をいろいろ見ているので、やっぱり私はそのほうが、この町のためにはなるんじゃないかと思えます。要請しておきます。

民間企業における人材の育成、確保を図るため、年功序列型から能力主義へ順次転換を図り、仕事中心の人事管理、やる気を起こすためには何が必要か、これには上からの改革でなくして、下からの提案制度というのものもあるわけですが。ここにも、ちょっと聞いたところによりますと、年に何件か、3件か4件かあるんだということをお聞きしておるんですけども、この提案者に対する勤務評定は、どのようにされているものかお伺いいたします。

○総務課長（紺屋 一幸君）

職員からの提案につきまして、年間に一月、提案の強化月間みたいなものを設定いたしまして、その時期に集中して出していただくようにはしております。出ました案件につきましては庁議を開きまして、内容等の精査を行った上で採択、あるいは保留、実現が難しいものというのもございますので、そういった考査を加えた上で、本人への通知を行っているところでございます。

当然、どなたがどういった提案をされたというのは、上司を含めて全て共通理解をしていただいているということでございますので、勤務評定の中でも、そういった意欲的な意見を出されたということは評定に値するというふうにとらえているところでございます。

○新改 秀作議員

職員でも、町のいろんなことを考えて、いい意見を持っている人はたくさんいるわけでございます。そういう方もいらっしゃると思いますので、いい意見が出たらぜひ給与や昇給にも反映できるように、その職員のやる気を出していけたらと思います。勤務評定も今度11月からされることによって、職員の士気を高めて公務能力の増進にもつながるのではないかと思いますので、ぜひ、この評価に対しても要請しておきます。

最後になりますけれども、行政サービスとは町民のために行われるべきであるから、人事は大切な要素であると思います。今後においても、住民の生活を第一に考え、適切な人事を行い、行政サービスを行っていただきたいと申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、新改秀作議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね2時50分とします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時48分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、19番、木下賢治議員の発言を許します。

〔木下 賢治議員登壇〕

○木下 賢治議員

私は、通告しました周辺地域の活性化について質問をいたします。

これからのまちづくりに大きな影を落としているのは、先ほどからございますように過疎高齢化であり、周辺地域では、それが著しく進展をしております。まちの施策は、町民が平等に共有できることが基本でありましようけれども、中心地域、周辺地域それぞれの課題があり、実情に応じた施策が必要と考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

また、町長は周辺地域の実情をどのようにとらえられているのか、活性化策を周辺地域に施す考えはないかを伺います。

次に、地域活性化には支えとなる若者の定住促進が肝要と考えます。これまで同僚議員数名が定例議会のたびに定住対策についての質問をしてきました。議事録を見直してみましたが、まずは働く場の確保が、町長の一貫した答弁でございました。確かに大事なことで、企業の誘致、規模拡大には優遇策もとられ成果も出ております。

働く場は中心地域でも、周辺地域に住みやすい住環境の整備政策を検討していただきたいのでございます。住宅団地は、ほぼ完売の状況の中で、佐志ニュータウンの販売にめどがつかなければ

ばとのことで、合併以来ストップしたままでございます。

私の周りには、結婚と同時に中心部へ、あるいは町外へ転出する現状が多くございます。また、町営住宅があれば希望者が殺到したり、所得制限で応募すらできない。また、周辺部には民間のアパートも進出してこない。これらを考えて、まずは、もっと入居しやすい町営住宅の設置を提案するものであります。

まちでは、行財政改革に取り組む中で、町営住宅も長寿命化計画を策定されて取り組まれていることは重々承知をしているのでありますけれども、周辺地域のこうした実情を踏まえて取り組んでいただきたいので、町長の考えを伺います。

次に、スポーツ振興による元気なまちづくりについて質問いたします。

今年の夏はロンドンオリンピックで世界中が盛り上がり、昨日までのパラリンピックは人々に感動と勇気を与えました。スポーツには、健康、体力づくりはもとより、町民一体感の醸成やまちの活性化を促す大きな力があると思います。スポーツの盛んなまちには元気がございます。昨年の夏、甲子園を目前にした薩摩中央高校の活躍、まちを挙げて一つになって声援をいたしました。町民一人一人にああいう気概があれば、まちづくりでも何でもできるのではないかというふうに考えます。

以前から、このスポーツの力をまちづくりや地域づくりに活用しない手はないと思っていましたが、スポーツコンベンションタウンでは県内屈指の我がまちだけに、町民をプレーヤーとして、また応援者としてでも参画させる施策でまちの元気づくりは考えられないか伺って、1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

〔木下 賢治議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

木下賢治議員から出されました、大きな2項目にわたる質問にお答えをさせていただきます。

まず、周辺地域の活性化について。過疎高齢化が進展している中、それぞれの地域の実情に応じた施策が必要ではないかとの御質問でございます。

過疎高齢化の進展につきましては、先ほどの質問にもお答えしましたとおり、我が国においても、平成20年から人口が継続して減少する総人口減少社会に入っております。本町におきましても人口は年々減少傾向にあります。最近の人口動態の要因は、町外への転出が転入を上回る社会減よりも、出生数が死亡数を大きく下回る自然減の傾向が大きくなっております。

人口減少には、自然動態、社会動態、それぞれにさまざまな要因があり、この状態に歯どめをかけるためには、産業、福祉、医療、教育、インフラなど各分野にわたる施策の展開が重要であると認識をいたしております。

御質問にある周辺地域の活性化も含めまして、町全域に元気と活力が生まれることが重要であると考えております。そういうことで、これまでも郷土の均衡ある発展については、特に意を払ってきているつもりでございます。本町も合併して8年目になるところでございます。この間、道路等の社会基盤や農林業の振興等、町全域の均衡ある発展に努めてきております。

また、イベントなどの開催に当たりまして、鶴田地域でのホテル舟や龍舟祭、薩摩地域でのさつまフェスタ、宮之城地域での春祭りや夏祭りの開催など、地域のバランスに配慮しながら実施をしてきているところでございます。

なお、周辺地域を含めた活性化対策につきましては、現在、企画課を窓口に関係課による検討を行っているところでございまして、周辺地域のとらえ方としまして、例えば、地域的なことはもちろんでございますが、高齢化率が町平均よりも著しく高い地域とするのか、また、どのよう

な施策が有効であるか等を、今検討を進めているところでございます。

地域の実情に応じた施策につきましては、地域振興支援策としましてマニフェストに掲げまして積極的に推進をしてきております。地域が活性化するためには、そこに住む地域の方々が、自分たちの住む地域の将来ビジョンを明確に掲げまして、その取り組みについて地域の皆様方が一緒になって、そのことを共有しながら計画達成に努力することが欠かせないことであると思っております。

行政としまして、こうした地域の計画を共有しながら地域振興を図るため、平成22年度より企画課の中に地域振興係を設け支援をいたしているものであります。特に、地域それぞれの潜在能力を十分発揮していただくため、町内20区において、地域づくり活性化計画を策定していただきました。

計画の内容については、公民館長を初め公民館の役員の方々から直接、御報告をいただいているところでありますが、この地域づくり活性化計画が、地域の実情が、より具体的に反映された計画であると考えておりますので、現在進めております地域元気再生事業等を通じまして、地域の独創的、個性的な事業の取り組みに対して支援をしてまいりたいと考えております。

町の活性化につきましては、まず、地域にやる気と元気があることであると考えておりますので、今後とも地域が持つ潜在能力を生かしながら、地域と行政が一体となり、地域の実情に応じた地域振興策に努めてまいりたいと考えております。

次に、地域活性化策の支えとなる若者の定住を促進するため、入居基準が緩和された町営住宅の設置についての質問であります。

若者の定住促進は、地域活性化を進める上で非常に重要なこととございます。ただ、公営住宅につきましては、さきの6月議会でも質問に対しましてお答えしましたが、公営住宅法の規定がございます。やはり、これにつきましては住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することによって、生活の安定とか福祉の増進に寄与するというところでございますので、いわゆる入居基準というのがございます。

そういうことで、入居基準が緩和された町単の住宅の設置についてでございますけれども、周辺地域を含む活性化検討会の中で、検討するように、先ほど申し上げましたように、指示をいたしてございます。検討も進んでおるところでございますが、所得制限のない住宅の建設も、考えとしてはございます。ただ、これについては財政的な関係から多額な経費を要しますので、これについては、もう少し検討の余地があるかと思っておりますので。

例えば、個人による住宅の建設、宅地の造成、あるいは住宅のリフォーム等、これに対する支援策が、長期的な視点で考えた場合に、財政的な面あるいは個人に対しても利益があるのではないかと考えておりますので、これらを踏まえて一定の条件のもとに、周辺地域を含む活性化検討会の中で、さらに詰めをいたしまして、内容がまとまりますと、次のマニフェストに掲げて実施の方向に努めてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ振興によります元気なまちづくりについてでございます。

町におきます社会体育の振興につきましては、町の体育協会と連携をいたしまして、町民の運動による体力増進、あるいは健康づくり、競技スポーツの振興に積極的に取り組みを進めているところでございます。

スポーツや社会体育活動が周囲に及ぼす影響を考えますと、先ほども触れられておりましたけれども、ロンドンオリンピックにも見ますように、自国選手の活躍というのは、見る者に夢と感動を与えるとともに愛国心や団結力が育まれるとも言われ、スポーツの力と評されるところであります。

同様に、地域におきましても、それぞれのスポーツ大会等を通じまして、区民や町民、広くは川薩地区などの住民の一体感の醸成や地域の元気、経済活動を含めた地域の活性化にもつながり、御意見のとおりであると思っておりますので、町としましても社会体育の振興に尽力をいたしているところであります。

今後のスポーツ振興策でございますが、町民の体力の増進や健康づくり、親睦、融和のための社会体育活動の推進ということはもちろんでありますけれども、競技スポーツの振興においては町体育協会専門部における競技大会や、広域的な各種大会の開催などの取り組みや、コンベンションにおける技術レベルの高いところでの交流などを初め、スポーツ振興の取り組みを支援してまいりたいと思っております。

そのため、地域の社会体育活動を推進するための区公民館に対するスポーツ振興補助金や町体育協会専門部及びスポーツ少年団活動の推進を図るための活動の補助、各種の大会の開催に対する補助などを行っておりますので、これらについては、今後におきましても体育協会とさらに連携をしながら、引き続き支援をしてみたいと考えております。

また、体育施設が充実している中で、評価も高い面がございます。特に、今回整備改修を進めているかぐや姫グラウンド等については、芝グラウンドが同一箇所にも3面とれるなど、県内でもそのような環境は少ないことから、今後これらのすぐれた特徴を生かしながら、コンベンションの推進や規模の大きい大会の開催などを通じましてスポーツ振興や活性化対策につながるよう、さらに推進を図ってまいりたいと考えております。

スポーツ活動が、町民の意識や地域の活性化にも大きな影響があるということを確認をしながら、引き続き、町、体育協会、地域などと一体となりまして、スポーツによる元気なまちづくりに努めてまいる考えでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○木下 賢治議員

順を追って質問しますが、周辺地域のあり方について、そういう検討を始めているという話がありました。当然、町長の指示で始まったことだろうと思っておりますけれども、かねてから胸のうちにひっかかっていた部分でもありますので、そういうのに町長が取り込まれること自体、本当にありがたく思っております。町長もそれなりに感じられたから、そういう指示を出されたんだと思っておりますけれども、そこ辺も聞きたいですけれども、きょうの場合、私、示していただきますように、住環境のことがメインとなりますので、次回に回したいと思っております。

先ほども言いましたように、周辺部にはせっかく若者はいるんだけど、そういう住む手だてといますか、実家には親がいますので、結婚と同時に一緒には当分住まないというようなことで、別に居を見つけるわけですけれども、今もそういう町営住宅の入居基準の中で、所得制限は以前よりも厳しくなっているというふう聞いております。

夫婦で働けば、そういう所得制限に合致する仕事というものは本当に限られておりますので、申しましたように財政面では大変厳しい面もあるというのは重々判っておりますけれども、何とかそこ辺の実情を踏まえて検討していただければ大変ありがたいと思っております。

先般、福祉課のほうから、まちの今年度の高齢者の状況の報告がございました。きょうも先ほどから出ておりますけれども、高齢化率につきましては住宅団地や町営住宅等のある公民会、あるいは公民館が本当に高齢化率が低くなっているのは、もう数字で明らかでございます。そういう意味で、やはり若者が住む住環境の提供というものが本当に大事な施策ではないかということで提案をする次第でございます。

今、取り沙汰されている学校規模適正化の対象地域が、ほとんどこの周辺部であります。議会

報告会でも、何ら定住対策もとらんじおって、子供が少なくなったから、ほんならもう学校を統合しなさいというのはおかしいんじゃないかという意見も出されております。

極端な考え方もかもしれませんけれども、民間がアパート、マンションの経営はやるわけですが、先ほど町長からございましたように、公営住宅法の規制で、そういう補助事業というのが難しくなるというような話なんですけれども、当然だろうと思います。そういう意味で、民間がそういうアパート経営をやっていけますので、私は町としてそういうアパート経営をやるような感覚で取り組めないものかというふうに考えてみました。

何が一番ひっかかるかという、やはり建築費の高騰だろうと思うんですね。そこには公共工事として入札するわけですので高額になると思いますので、そこら辺を、同じ規格の住宅を何カ所かつくるのであれば設計を同じにするとか、そんなに立派過ぎる材料も使わなくてもいいと思います。

そういうふうに単価的に抑えたり、工事工程監理や出来形管理の検査方法も緩和して工事費の削減をすれば、ある程度建築費が安くなって、入居する人たちも、当然、私は所得に応じて家賃はもらえばいいと思いますので、そういうふうにやっていけば町としても、どんどん利益が上がるようなアパート経営はできないかもしれませんが、少なくともペイに近い運営ができるような住宅施策というものを希望するわけですが、そういう考え方に対して、町長はいかが考えられますか。あわせて、担当課長の答弁でも結構でございます。

○町長（日高 政勝君）

アパート的な経営をというようなことでございますが、先ほど申し上げましたとおり、公営住宅についてはそれなりの制限がありますので、町単でしたら自由に運営ができるということのメリットがございます。

ただ、これをどういう形で作るか、団地形式にやるのか、一戸建てにするかというのがありますが、とにかく、こういう案としては考えるところでありますけれども、非常に投資的な経費が大きくなるという嫌いもありますので。

できたら先ほど申し上げましたとおり、御主人さんが住みなれた地域に住むんだということで新築、造成をされる、あるいは住宅のリフォームをされるとなれば、それに対して、助成をしていくというほうが、財政的にはちょっといいのかなという面もありますので、これは総合的に、今後また詰めをする必要があるかと思っておりますので、どういう形が一番適切か、こういった地域の活性化につながる効果というのを、もうちょっと詰めて考えていく必要があるのかなと思っておりますので。

とにかく、そういった今後の定住対策、いわゆる高齢化が著しく進んでいる地域等については何らかの対策を講じていく必要があるのかなと思っております。

○木下 賢治議員

私の感覚として、先ほども言いましたように若いうちに、新婚数年間、仮の住まいとしてのそういうものの提供があるものですから、これに固執したわけですが、町長がおっしゃるように、そういう制度のありがたさというのは、もう重々判っておりますし、合併以前、鶴田、薩摩では、それぞれそういう施策をとってございました。現在でも隣接の市にはございますし、霧島市では家をつくれれば200万円、宅地費に充てなさいというような、そういう制度も聞いております。

ですので、そういう施策を展開していただくことによって定住が進むということは重々判っておりますので、きょうは前向きな町長の取り組む姿勢を伺いましたので、これ以上は追及しませんけれども、おっしゃいますように、財政面での配慮というものを考えていらっしゃると思いますので、

すばらしい財政課長を控えていらっしゃいますので、苦労はかけますけれども捻出して、ぜひ、その周辺地域の住宅事情を酌んでいただければありがたいと思います。これで、周辺地域の活性化については終わりたいと思います。

次に、スポーツ振興による元気なまちづくりについてですけれども、近年、ゲートボールの愛好者が大きく減少して、グラウンドゴルフが盛んになってきております。ソフトボール、あるいはバレーボールなどのスポーツも大分少なくなっているように感じているわけですが、

町民が、スポーツの愛好者としてスポーツ活動に参画している割合というものが気になっているわけですが、どのぐらいの人数の町民がスポーツを愛好しているものか、先ほどの新改議員の一般質問の健康づくりの面でもございましたけれども、担当課として、やはり押さえておく必要があるかと思いますが、ここ辺を教えてくださいたいと思います。

○社会教育課長（岩元 義治君）

スポーツの競技人口の推移ということになるかと思いますが、現在、各スポーツ競技団体あるいはスポーツ少年団、各区公民館支部につきましては、町の体育協会に加盟登録していただいて、いろんな社会体育、スポーツ活動に取り組んでいただいております。

現在、体育協会ではスポーツの競技専門部、バレーボールとかソフトボールとか、そういういろいろな競技ですが、その専門部の数が18専門部となっておりますけれども、5年前の平成19年度の数字ですが19専門部でありました。その専門部のチーム登録数が、現在全体で75チームということですが、平成19年度では76チームでしたので、チームでは1減ということになります。

また、個人で登録する種目におきましては、現在登録者数が385人ということですが、平成19年度では460人でありましたので、75人の減少ということになっているところであります。

いずれも若干減少しておりますけれども、その要因として考えられますのが人口の減ということですが、往年の選手の方が年を重ねられまして競技を退くという方が出てきている面があると思いますけれども、先ほど言われましたように一方では、生涯スポーツとしてのグラウンドゴルフ等の人口については大きく伸びてきているというふうに思っているところであります。

それから、スポーツ少年団につきましては、現在、登録団数が29で、団員数が430人ということですが、平成19年度では、登録団数が27、それから団員数で459人で、団数で2の増加、それから人員で29人の減ということになっておりますが、児童生徒の数が全体的に減少してきている中ですので、参加割合としましては若干増加しているのではないかなというふうに思っております。

また、町内のどのぐらいの人数の方が、社会体育あるいはスポーツに親しんでいるのかということになるわけですが、これはちょっと把握が困難な面がありますが、一応参考としまして町内の体育施設の利用状況の推移を見ますと、平成19年度が体育施設の利用が全体で13万6,800人でありましたが、平成23年度の実績におきましては、14万4,100人ということで約7,300人増加しております。競技スポーツあるいは生涯スポーツなど、体力増進とかあるいは健康づくり志向の中で体育に親しむ方が増えてきているのではないかなというふうに推察をしているところであります。

やはり、体育に親しむ、あるいはスポーツ競技に参加するといったように、競技人口が拡大することがその頂点も高くなると言われますし、また、言われましたように地域の活性化にも大きな影響があるということですので、今後におきましても体育協会、地域、スポーツ推進委員の皆さん等と連携協力しながら、今後のまた社会体育の振興に努めていきたいというふうに

考えております。以上です。

○木下 賢治議員

私は自分が、おっしゃるように年を重ねるごとに、忙しさにかこつけて遠ざかっているなどというのは重々感じているわけですが、そういう意味で大分少なくなっているんじゃないかと思っておりましたが、それほどでないことに一抹の安堵感は覚えております。

スポーツコンベンション、先ほども言いましたように、本当に県内でも屈指の我がまちでございます。スポーツコンベンションにはシーズン性といいますか、オフの時期もあるわけですので、体育館とか、町長からもございました芝グラウンドを初め自慢できる立派な施設があるわけですので、年間を通して利用の状況が気になるわけですが、スポーツコンベンションだけじゃなく、まず町民が十分に使いこなせるのが基本になるかと思っておりますので、町民への活用推進策を何か考えていただけないかなというふうに考えますが。

先ほど町長が答弁されたように、社会体育の推進というものは当然考えていらっしゃると思いますので、具体的なものが、もしあれば出していただきたいと思っております。あわせて、先ほど、スポーツに親しんでいる人たちの数を教えていただいたわけですが、そういうすばらしい施設を含めて、町内の体育施設利用状況で、あの施設は利用が多くて余裕はないよというような施設があれば教えていただきたい。

○社会教育課長（岩元 義治君）

町民への体育施設の活用推進策ということでございます。

主に町の体育協会等におきまして、町全体的な区対抗等の体育行事については、行っているところでありまして、この活用を多くすることになりますと、区の体育行事でありましたり町の体育行事でありましたり、そういうものを増やしていくということが一つはあるわけですが。

今のいろんな声を聞きますと体育行事は多いというようなことも言われますので、町体育協会としましては少なくとも今の体育行事、スポーツ大会等の行事等は維持をしていきたいというふうに思いますが、今後、特にいろんな面で体育施設を活用推進することになりますと、今の健康づくりとかそういうことをいろいろ進めておりますので、あるいは個人レベルであったりグループでありましたり、そういう方々の利用を推進していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

10月は体育の日等も来るわけですが、そういうスポーツの日で体育施設の無料開放とか前には行っていた経緯もあるわけですが、そういうスポーツデーを設定したり、そういうことも今後考えていく必要もあるのかなというふうに思います。そういう中で健康づくりとかそういう意識を高くしていく中で、町民一人一人がそういう運動に親しみ、そういう施設を活用していくことにつなげていければというふうに思うところでございます。

それから、今の町内の体育施設で利用が多くてなかなかあきがないというような施設があるのかというようなことでありますが、先ほど言いましたように、体育施設の利用につきましては非常に多くあります。

特に、宮之城総合体育館等については、特に、本町ではバレーボール競技が盛んでありまして、ママさんバレーの関係とかありましてしますので、ほとんど毎日のように夜、4面ありますけれども埋まっていくというような状況が多く見られるようでございます。そういう意味では非常に体育施設が有効に活用されているなあとということで、多くの皆さんが体育に親しみ、それがまた健康づくりにつながっていているだろうというふうには考えているところでございます。以上です。

○木下 賢治議員

町民が多く利用されているというような報告で、私が心配するほどのことはなかったのかなというふうに感じました。私もこうは言いますけれども、やっぱりスポーツというのは行政から、あるいは人から強いられてするというものでもないわけですので、自分のことは自分で考えて自主的にするのがスポーツで、その推進というものは、それぞれの意識改革の中で生まれてくるものが主たる要因となるべきではないかというふうに自分でも思っております。

ですから、これを推進しない行政が悪いとかではなくて、町長からございましたように、それぞれの団体、スポーツ少年団も本当にいろんな種目で指導者を中心に頑張っていると思いますので、少なくなる団員の中で、そういう活動にも無理もきておりますので、保護者も一生懸命になって瓶回収とか、やっておりますので、増やせる範囲で、やっぱりそういう支援を今後検討していただければというふうに思います。

私たちのまちでは、水泳とかラグビーにつきましては本当に歴史がありますし、私の夢なんですけれども、まちを対外的にアピールする、さつま町の宣伝になるような町内での選抜チームをつくって、スポーツコンベンションにいらっしゃるチームに、さつま町に胸を借りに行っがちゅうような、そういう目標とされるチームができたらなという夢を持っております。

先月の夏休みの終わりに、第2回さつま町ナイター陸上記録会を開催いたしました。町陸上協会で開催いたしましたわけですが、昨年度より、5団体60名の増加で、大体200名にちょっと足りなかったわけですが、実施されて盛会に終わりました。私は、先ほども言いましたけれども、スポーツ少年団で、子供のことを思って一生懸命になっている指導者の姿をことしも見ることができて、本当に感動をしたわけですが、スポーツは人をつくっているんだなというのを自分でもかねてから感じておりますので、本当にありがたく、そういう指導者の姿勢に感銘をしたわけでございます。

まちの振興計画の中にも、社会体育の振興ということで、スポーツを通じた健康づくりと体力向上、町民参加のスポーツ活動の推進、そして競技力の向上と団体等の育成とうたわれておりますので、スポーツを通してまちづくり、地域づくり、人づくりへのこういう私の思いを町長が酌んでいただければ、答弁を聞いて終わりたいと思っております。

先ほどから言いますように、スポーツの盛んなまちは元気がありますので、元気が出ますので、今後も教育委員会サイドと一緒に、町民の健康づくりにも大きく寄与するわけですので、取り組んでいただければというふうに期待しますので、所感をいただければ大変ありがたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今、御意見にありますとおり、スポーツを通じまして、礼儀あるいは協調性、結束力、そういう意味合いからも非常に意義のあることであります。本人にとりましても体力の増強、こういったことは健康づくりにつながりますし、やはり、健全なる精神は健全なる身体に宿るということが言われておりますとおり、そういう人間形成にもつながることですので、やはり今後もそういった機会を通じまして、行政としましても支援できるところは一生懸命支援をしてまいりたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、19番、木下賢治議員の質問を終わります。

△延 会

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。
明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。
本日はこれで延会します。御苦労さまでした。

延会時刻 午後3時30分

平成24年第4回さつま町議会定例会

第 3 日

平成24年9月11日

平成24年第4回定例会一般質問
平成24年9月11日（第3日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(14) 内田 芳博	<p>1 職員海外派遣について</p> <p>(1) 地方経済の沈滞化している中で、その打開策として、富裕層を抱える近隣諸外国に着目し、農産物・商工等の市場進出を目的とした情報収集、消費者動向の調査のために、職員海外派遣は考えられないか伺う</p>
2	(12) 柏木 幸平	<p>1 学校教育について</p> <p>(1) 町立学校における不登校やいじめの実態及びその対策について伺う</p> <p>(2) マスコミ報道された県内教職員の不祥事をどのようにとらえ、町立学校に勤務する教職員に対して指導しているか伺う</p>

平成24年第4回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成24年9月11日 午前9時31分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 萩原康正君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 松山明浩君	議事係主任 神園大士君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
企画課長 湯下吉郎君	学校教育課長 藤崎毅君
消防長 高木卓朗君	社会教育課長 岩元義治君
健康増進課長 小椎八重廣樹君	建設課長 三浦広幸君
介護保険課長 中村慎一君	災害復興対策課長 松山兼二君
総務課長 紺屋一幸君	商工観光課長 赤崎敬一郎君
財政課長 下市真義君	担い手育成支援室長 高橋哲郎君
安全安心対策課長 崎野裕二君	
農政課長 平田孝一君	
耕地林業課長 山口良一君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第45号 さつま町暴力団排除条例の制定について
- 第 3 議案第46号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 4 議案第47号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 5 議案第48号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第4号）
- 第 6 議案第49号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第50号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務 (第2委員会室)	45	さつま町暴力団排除条例の制定について
	46	さつま町火災予防条例の一部改正について
	48	平成24年度さつま町一般会計補正予算(第4号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 10款 地方交付税 15款 県支出金(関係分) 18款 繰入金(関係分) 19款 繰越金 20款 諸収入 21款 町債 歳出 2款 総務費(関係分) 7款 商工費(関係分) 9款 消防費 人件費全部 第2条 地方債の補正
文教厚生 (第1委員会室)	48	平成24年度さつま町一般会計補正予算(第4号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 18款 繰入金(関係分) 歳出 2款 総務費(関係分) 3款 民生費 4款 衛生費 10款 教育費
	49	平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
	50	平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
建設経済 (議場)	47	さつま町営住宅等条例の一部改正について
	48	平成24年度さつま町一般会計補正予算(第4号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 12款 分担金 14款 国庫支出金(関係分)

		1 5款 県支出金（関係分） 歳 出 2款 総務費（関係分） 6款 農林水産業費 7款 商工費（関係分） 8款 土木費 1 1款 災害復旧費
--	--	--

△開 議 午前9時31分

○議長（中尾 正男議員）

ただいまから、平成24年第4回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1、第2日目に引き続き「一般質問」を行います。

質問通告に従って発言を許可します。

まず、14番、内田芳博議員の発言を許します。

〔内田 芳博議員登壇〕

○内田 芳博議員

皆さん、おはようございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

経済大国の成長を見た私たち。今は、沈滞したまちの厳しい状況を見ております。経済の活力策、海外の外需に目を向けるのも一つの方策かとも考えます。知事も、今後は県、地方も経済打開策に、近隣諸外国、中国の沿岸部3億人の人口、その1割3,000万人の富裕層をターゲットとした観光と農業を生かした取り組みの大事さを示されております。

その一環として、県も近隣諸国の富裕層の客を県内に受け入れるために宣伝等にも力を入れられ、商店街、企業等では、その成果も十分出ております。一方、畜産加工センターでは、食肉の輸出に、さらなる販路拡大を図るたびに報道がなされております。

本町も、諸外国の市場進出を目的にし、県、組織団体等も生かし、富裕層を相手にした物産、商品等の販路を図るために、市場の消費者の動向を調査し情報収集をして、現状と実態、その行動を的確に把握し市場進出を図るために職員を派遣し、経済活力策、打開策として取り組む考えはないか、お伺いいたします。

〔内田 芳博議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。内田芳博議員から、職員海外派遣についての御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

少子化、高齢化の到来によりまして、国内のマーケットの縮小が見込まれる中でございます。海外には、今後伸びていくと考えられる有望なマーケットの存在がございます。特に世界的な日本食ブームの広がり、アジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の人口増加が見受けられ、産地にとっては新たな販路拡大、所得向上、地域経済の活性化など大きなメリットがあると考えられます。農林水産物や加工食品の輸出は、国内各地で関心が高まっているところでございます。

海外では、商取引や物流が異なり、まだ多くの困難が伴っているようでございます。そのためには、対象市場の特徴、例えば検疫体制、食品衛生基準、輸出条件といった専門的な情報収集も必要になってくると考えております。

本町としましては、国内での農産物流通、あるいはこの企業誘致に関する情報収集、消費者動向の調査のために、鹿児島県の出先機関であります東京のかごしま遊楽館に職員1名を2年間ほど派遣をいたしまして、平成22年度は農畜産物の流通関係、市場の動向調査を担当をし、そして2年目の23年度におきましては企業誘致の担当として県の職員と一体となりまして、本県あるいは本町と大消費地とのパイプ役として情報収集や情報発信に努めてきてもらったところであります。

海外での情報収集となりますと語学堪能とか、あるいはマーケティングに精通した職員を確保しなければならず、小規模な自治体では非常に難しいところがございます。県や国の関係におきましては経済連携とか、あるいはJETROなどを通じまして行うことが適当じゃないかというふうに考えております。

なお、鹿児島県では、現在、上海と香港の事務所に職員をそれぞれ1名ずつ派遣をして、こういった情報収集に努めているようでございますので、できましたら、そういう皆さんとの情報交換の機会があればいいかなと思っているところでございます。現在のところ、県内の市町村におきましても、議員が言われますような業務での職員派遣はないようでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○内田 芳博議員

ことしの5月、青森県の鶴田町に、さつま町の友好盟約と災害関係で調印式に出向いたわけですが、その内容が翌日の新聞に出ておりました。青森県のリンゴをインドネシアにということが出ておりましたが、北と南の国土風土の違い、これを生かして、北の果物を南で販売という取り組み、国内市場の問題、農家の所得上の問題、販路を海外に求めて販売する、これにかける勢いを感じるところでございました。

一方、中国の米の生産は、今までは長粒米でしたが、今はおいしい短粒米の生産がなされ、年々増産をなされて10年後には国内に輸出されると、こういうふうに報道がなされております。

日本もまた、米は毎年40万トン余るとも言われております。農業は、生産はできるが、販売が非常に難しいということが悩みの種と言われておりますが、問題は第1次産業の農産物です。この販路の拡大ができればと思ひ、南の玄関口、諸外国との交易を生かすべきと言われてますが、先ほど町長が言われましたとおり、各市町村、本格的な取り組みは見えないのが現状であります。

進出には、物価格差、交渉など課題が山積と考えますが、取り組めるもの、取り組めないもの、現地の情報を踏まえて物流の販路を開く体制に最善を尽くして、町の厳しい状況に町民の所得向上の道を開かれないかと。

消費の伸びる国に進出を考えるのも当然のことでありましようが、国、県の仕事範囲はあると思いますが、各市町村が自らやはり派遣して、その実情を見て、そして取り組むと、今考えるわけですが、派遣となればそれなりの予算、そして採算性に合うかという大きな問題も出てくると思うんですが、青森県でさえリンゴを南方まで持って行って商売しようとする、この熱意。

どこで採算が合うか、この長距離の運搬ということを考えたときに、非常に私たちも苦慮するわけですが、しかし、これからは、やはり海外にも目を向けると。

日本国というのは、信用が一番ある国ですから、そういうことには取り組みやすいですけど、海外というのは非常に厳しい状況はあると思いますが、職員を海外に派遣して状況を把握していただいて、そして、その状況の中でどういうふうな取り組みができるかということを見ると、これからの将来に、このことは私は非常に大事なことはないかと、このように考えるんですが、まず町長、このことから、ひとつお尋ねしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

今申し上げましたとおり、国内は人口減少社会に入る、高齢化が進むという状況の中で、やはりマーケットが小さくなるということで、やはりアジアの、特に中国、あるいはインド、そういった非常に人口的にも多い国、そしてまた経済の振興が著しい、そういうところについて、やはり貿易の新しい開拓をということで、どこも世界はそういう形で目が向いているわけでありまして、鹿児島の場合は、今までは、日本の中でも最南端という位置づけがございましたけれども、今は南の玄関口としてのアジアへの輸出、そういう関係ができれば、位置的には非常に有利なと

ころになるということも言われているわけでございます。

そういうことで県のほうとされましては、食料供給県としての新しいマーケットとしての模索を、先ほど申し上げましたようなところに職員を派遣をしながら、いろいろ調査、情報収集に努めているということでもありますので。

一市町村で、そこまでやれるのかと、先ほども申し上げましたとおり、今のところ非常に難しいところがございます。お互いに今後の動向を見きわめながら、やはり鹿児島県一体となつての取り組みの段階に入れば、やっぱり当然として、この食料の関係、いわゆる第1次産業の農業の関係にかかわらず、林業の関係を含めて、そういう視野が広がれば非常にありがたいことだなどと思っております。そういうことで、今の段階で職員を派遣してというところまでは、ちょっと難しいのかなと思っております。

国内でも今、農業の関係もほとんど国内が主体になっておりますので、そういう国内の市場調査等もいろいろやりながらということになっておりますので、これからまた、いろんな幅を広げていくためには、当然こういった新しい市場調査というのが必要になってくるかとは思っております。

今、職員の研修派遣についても、ことしは県の市町村課のほうに派遣をいたしておりますが、なかなか数が、もう年々少なくなっております、そういう中で研修の機会が非常に大事かと思っております。

議員おっしゃるとおり、グローバル社会になっておりますので、やっぱり職員もいろんな研修を通じて、例えば外国に行つて広い視野を培って、それなりに能力を高めていくということは、これからの地方分権の時代にはふさわしいことだとは思っておりますが、ただ現実的に、今の段階で、まだまだ、いろんなところに課題があるようでございますので、すぐには、こうはいかないかと思っております。

ただ、そういう考え方については、もう十分理解をいたしておりますので、今後また広い視野の中で、県とかそういう中でできるものがあれば研究はさせていただきたいと思っております。

○内田 芳博議員

来春の大学生、高校生の就職の状況が示されておりますが、若干伸びは期待はしておりますが、大学生の就職は依然として厳しいです。高校生の県内の就職は伸びてはいますが、問題は、就職をして、2年、3年で、43%ぐらいの方が離職をなされるという実情であります。離職の率がこれほど高いのは、将来において、やはり年収200万円、300万円の所得層が増大し、大変な時局がくるだろうと、このように予測をいたします。

生徒の就職に対する心得、その責任の重さを自覚することに対して関係者の並々ならぬ取り組みと努力をお願いしたいところでございますが、私たちが若いときには、若いときに都会を見ろと、それでなければ頭が切れないということを言われましたが、今日は、私はやはり外国を見て、自国と外国の差、そして確かに文化の違いはあると思ひますけれども、そこらの取り組みというのが、これからは非常に大事になってくるのではなからうかと、このように考えます。

今、学校を終わって、そうして就職、もう会社一辺倒というのが大体80%から90%を示すのではなからうかと、このように考えます。就職の形態も変わりましたが、今は若い方々が、やはり独立して、そして会社を立ち上げ、人を使い、そして羽ばたくというような、そういう姿も聞きません。見ることもなかなかなくなってきたと。これが、一つの今のまちの現状の姿ではなからうかと、このように考えます。

だから、若い方をどうして外国のほうに目を向けさせるかということも、私は大事なことで

ないかと。今のような現状でいけば、この衰退はどうしても歯どめをかけることができないということは、きのうからの質問の中でも活性化ということを非常に言われますけれども、質問をするほうも答弁をするほうも、ここだという、かみ合う段階というのがなかなか出てこないというのが、率直な私の考えでございます。

ですから、これからのこのまちを考えた場合には、次の時代を背負う若い方々の目を、どうして海外に向けさせるかということ、これから大事なことはないかと。ですが、今町長が言われる、県内でもそういうのを取り組んでいるところはないと、職員を派遣しているところはないと、それは当然だと思いますけれども、我々はこの点はやはり考えて派遣をして、そうしてそういう新たな情報を入れて、若い方々もやはり希望に燃える、立ち上がる姿勢をつくっていただくということが、一つの地域の活力をつくる前線になるのではなかろうかと、このようにちよくちよく考えるわけですが。

農業にしろ、若い方々の育成にしても、ものを動かす大きな人物をつくるには、やっぱりそういうことは非常に必要なことではないだろうか、このように考えますが、この角度から、町長、職員を派遣して、そういう情報をこのまちに入れる、また県にも入れるということは大事なことでないかと思いますが、この角度から町長の考えをひとつお聞かせいただきたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

内田議員の言われる趣旨は、もう十分理解をいたします。ただ、現実的に、そういう域にまだ達してないのではないかとというふうに考えておりますので、やはりまだ職員の研修については財政的な理由で、ほとんど研修の予算というのは、御承知のとおり、特段、予算措置も今までないかと思っております。

議会のほうは、毎年、管内とか管外とかありますけど、職員の場合は、おっしゃるとおり、もっといろんなところを見て、やっぱり勉強して視野を深め能力を高めていく機会は大事だなと本当そう思っておりますが、現実的にはいろんな財政的な問題もありますし、もう限られたところの委託研修とか、それにならざるを得ないというのが現状でございます。

できれば、グローバル社会でありますので、そういうところに派遣をして、もっともっと広い視野の中で行政に携わってもらおうということは、本当に、いいことだと思っております。が、なかなか今の段階では、そこまで達していないというのが現状でありますので、今後そのような機会がありましたら、また本町に限らず、いろんな研修ができるシステムというのは、いろんな機会に、もっともっとお互いに検討をする機会があればいいかなと思っております。

○内田 芳博議員

町長、旧町時代、職員を名古屋の市場でしたか派遣をされて、そうして主体はやっぱり農業だったと思います。農家の向上を図るため、そして市場に出荷する時期、そして品物のつくり方、消費につなげる内容と、そういうことで、そのときの派遣というのは、私は非常に成功したのではなかろうかと思えます。ただ、残念なことに単年だったと思います。これが、ある程度、長期的になされておれば、私はこのまちは海外に目を向けましようというところまで来たのではなかろうかと。ですから、その一つの歴史がありましたから海外派遣をとということを質問するわけですが。

そういう点では、旧町の時代は、私は非常に先進的な考えを持って、国内であったけれども、取り組まれたと、このように考えるんですよ。その当時は、まだ国内も高度成長でありましたし、地方も勢いがありました。

だけど、今日は海外が高度成長で、我が国はそれが非常に衰えているのはもう現実でございます。

すので、やはり伸びていくところをどういうふうに生かしていくかと、そこにどうしてターゲットを持っていくかというのが、これからの大きな取り組み、思案になってくると。

先ほどから町長が言われるとおりの、やはりこれは、一町ではまた問題もあるかもしれませんが、私は派遣して、単年度でも長期的でもいいですけれども、そして情報をいただくということが、やはりこれからの若い方々にも相当刺激を与えるのではないかと。

そして、早い時期から派遣をしたという、この本町の取り組みちゅうのは、私は非常に先々を見ていかれたと思うんですよ。ですから、そういうことをさらに生かして取り組んでいただきたい。そういう歴史があるわけですから、初めてじゃないわけですから。

今は東京にも出して企業等引き込もうとされる、この努力は判りますけれども、勢いのあるときにそうされたわけですけれども、今は勢いが非常に欠けているときですけれども、こういう方向に目を向けるのも、一つのまちの活性化につなげる方策ではないかと、私はこういうふうに考えるんですが、この角度から、町長どうでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

過去においては、確かにふるさと創生資金というのがありまして、その基金運用の一つとして利子運用、いわゆる高度成長期のころ、運用のためのお金が相当生じていましたので、それを使ってアメリカのホームステイとか、そういう派遣も実施してきた経緯がございます。

そのほか、いわゆる町村会の計画の中にも、そういった職員の海外派遣というのもありましたけれども、今は財政的な理由から、それももうできない状況になっております。市町村長の機会も今はほとんどありません。そういう事情がございます。

おっしゃるとおり、趣旨は十分理解しております。できたら、そういう機会があればいいなどは思っておりますけれども、ただ、世間一般の状況から見ましても、なかなか今は難しいのかなというところがございます。そういう夢は、やはり持ち続けながら、またいつか、いい機会にそういうことも実現することもあるかと思っておりますので、御提言にあります趣旨は十分体しながら、今後のあれにしていきたいと思いますところがございます。

○内田 芳博議員

町長、こういうことを考えるのは、14年、15年に消費税も上がってまいります。そうなるで一層、我がまちのこういう状況の中では、相当また消費等も下がってくるのではないかとすることも懸念をします。ですから、なんとか早いうちにそういう手でも打って、そうして明るい未来をつくれるような状況等に計画を変えていく、立てるといことも大事なことでないかと、私はこういうふうに考えるわけですが。

やはり、こういう海外派遣とか、単年度でも長期的でもでしょうけれども、こういうことも一つの行政サービスではないだろうか。やはり、こういう情報もありますよということは行政サービスとして、それを取り組むというのは町民の考えでございますから、町民にそれをこうせい、ああせいということではなくして、私は行政サービスとしてこういうものに取り組んでいくということは、やっぱりこれからは大事なことでないかとこういうふうに考えるんですが、その点からはどうでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

先ほどからお答えしましたとおりの、もう、おっしゃる趣旨は十分理解をしておりますので、そういう趣旨を体しながら、今後も適切な時期等があれば、また十分検討はしていきたいと思います。（「了解」と発言する者あり）

○議長（中尾 正男議員）

以上で、内田議員の質問を終わります。

次は、12番、柏木幸平議員の発言を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

まず、不登校といじめについて質問をいたします。

文部科学省は、大津市で中学2年生の男子生徒が自殺した問題を契機に総合的ないじめ対策を発表し、教育委員会や学校への関与を密にするため、国の体制を強化するとのことであります。

一方、県内の不登校やいじめの実態は、南日本新聞の記事からですが、県教育委員会が行った2011年度の公立学校の児童生徒の問題行動等調査結果によると、不登校が小学校で223人、中学校は1,275人で、原因は無気力が多かったそうです。一方、いじめの認知件数は小学校で125件、中学校は142件で、冷やかしや悪口が最も多かったそうです。

県内の不登校やいじめなどは、いずれも前年を下回ったとのことですが、県教育委員会は不登校対策委員会とネットいじめ対策委員会を設置し、原因の分析や対策を検討して、さらなる改善に取り組むとのことであります。

県内においては、不登校やいじめの問題が減少傾向にあるとのことですが、本町の小中学校における不登校やいじめの実態とその対策については、どのように行われているのかお伺いいたします。

次に、県内教職員の不祥事を受け、本町教職員への指導体制についてお伺いいたします。

子供の教育に従事する教職員の不祥事が相次ぎ、一部とはいえ教育者としての意識の欠如に不信の目が向けられています。県内でも、飲酒運転や教頭による通貨偽造と行使の事件、さらに児童買春や女子更衣室へのビデオカメラ設置、部費の着服など、あとを絶たない事件や事故が発生し、23年度の県教職員の懲戒処分は16件であり、また24年度の懲戒処分は、既に昨日で13件に上るそうです。

報道によると、新学習指導要領が実施され仕事量が増えたことなど、職務の多忙やストレスを訴える教員は少なくないとのことですが、一般の会社では、業務上の仕事は突発的に増減する中で成果を求められており、実績を残さなければなりません。当然、仕事環境や業務でのストレスは発生するし、何らかの方法でリフレッシュするか、耐えて仕事を続けないと生活ができないのが現実であります。

それと、不祥事のあとに聞くのは、先生は欠勤や遅刻もなく真面目で指導熱心だったとか、先生は子供に優しく教職員や保護者からの信頼も厚かったなど、よく繰り返されている言葉ですが、それだけ信頼されているだけに、周りの関係者に与える影響は大きいと思います。

しかし、県内の教職員の不祥事が続いているのも事実ですから、本町においても他人事でなく、不祥事が起きないように対策は必要かと思えます。町内の教職員は法令遵守をされ、子供の指導も真面目にされていると思うのですが、このような県内教職員の不祥事を教育長はどのようにとらえ、本町勤務の教職員に指導されているのか、お伺いいたします。1回目の質問を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

お答えいたします。まず、不登校についてでございますけれども、本町の実態は年次的には減る方向にございますが、年間30日以上欠席がある不登校児童生徒につきましては、昨年度は小学校で2名、中学校で18名の計20名となっております。

ちなみに、これを県との比較で申し上げますと、在籍児童生徒数に対する不登校児童生徒数の比は、数字が細かくなりますけれども、小学校で県が0.24%であるのに対しまして町が

0.18%、中学校では県が2.60%であるのに対しまして町が3.08%となっており、小学校は低く、中学校は高くなっておりまして、その対策が喫緊の課題と考えております。

不登校の原因としましては、学校教育活動、いわゆる学習活動への不適応、あるいは家庭生活状況に起因するもの、御指摘のように、怠学など本人の特性によると思われるもの、あるいは友人などとのコミュニケーションに問題があるもの、そして、これらが複雑に絡み合っているものなどがあると考えております。

その対策でございますけれども、教育委員会としましては、不登校等の生徒指導上の諸問題に対しましては、第一に、全教職員の共通理解と共通実践があつてこそ問題が解決するというふうを考えておりまして、校長を中心とした全教職員による体制づくりと取り組みを行うよう指導しております。具体的には、担任のみならず養護教諭や部活動顧問、あるいは学年主任、さらには管理職による指導・支援を行う。また、養護教諭と連携した保健室登校、あるいは相談室や進路指導室を利用した学習支援、そういうことを行って、その減少に努めておるところでございます。

次に、いじめについてでございますけれども、学校は安心安全であるべきところであり、それに向けて教職員が一体となって取り組んでおりますが、残念なことにと申しましょうか、本町でも昨年度は小学校で2件、中学校が1件との報告を受けております。小学校におきましては嫌がらせと冷やかし、中学校においては嫌がらせと把握をしております。3件とも学校に相談があり、学校が組織的に早期の対応をしたことで問題の解決が図られ、現在は落ち着いております。

これらを1校当たりの件数として県と比較しますと、これも数字が小さくなりますけれども、小学校が県で0.2%であるのに対しまして町が0.1%、中学校で県が0.6%でありますのに対しまして町が0.3%となっておりまして、小中学校とも低くはなっておりますけれども、ゼロを目指して努力していく必要があると考えております。

いじめは、いじめた側は軽い気持ちで行つたことでありまして、いじめられた側にとっては心に深い傷を残すことにつながる場合もありますことから、学校には、小さな事案も見逃さず根気強く毅然とした指導をお願いをしているところでございます。

2番目の県内の不祥事に対するそのとらえ方と町内教職員への指導についてでございますが、教職員の職務は児童生徒の人格形成に携わる崇高な仕事と言われておりまして、法律を積極的に守り、自己研さんを積むなどして、児童生徒、地域住民に信頼されて初めて、その職務を全うすることができるものであり、こういう不祥事はあつてはならないものと考えております。とりわけ、昨今の不祥事は教職員としてというより人としての倫理観を欠いたことが起きておりまして、断腸の思いであり、深く反省し、根絶に向けた努力が必要であると考えております。

さつま町におきましては、表現がまずいかかもしれませんが、不祥事に軽重はございませんけれども、そういう悪質な不祥事は起きておりませんが、速度違反等の、あつてはならないことが起きております。こうした不祥事が起こる要因としましては、大きくくりまますと教職員の資質に関する事、職務勤務体制に関する事、家庭や経済状況等環境に関する事などが考えられます。対策といたしましては、教職員のモラルの向上を図ること、学校への所属意識の高揚を図ること、教職員同士の横の連携強化を図ること等を改めて指導しております。

県では、相次ぐ不祥事の発生を非常事態ととらえ、根絶に向けた具体的な取り組みの通知や、県下の全教職員に県教育長メッセージを8月3日付で発出し、本県教育の信頼回復が図られるよう、全ての教職員に改めて自覚を促したところでございます。

町教育委員会としまして、この通知に基づく指導を行うとともに、県教育長のメッセージを深く胸に刻み、教育活動にいそしむ、そして、県内外で起こる不祥事を対岸の火事とすることなく自分のこととして受けとめ、考え、行動するよう、学校長から教職員一人一人に徹底した指導

をお願いしております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○柏木 幸平議員

まず、不登校に関してですが、現在は対策としては学校ぐるみの体制づくりと、不登校の対象者には段階的な支援や指導をされているとのことで、今後の児童生徒の再登校や、その改善に期待いたすところであります。

私は、こうして毎年繰り返される不登校後の対応に追われるより、不登校を出さない学校環境づくりに取り組めないものかと思っておりましたら、7月16日の教育新聞に神奈川県立総合教育センターが不登校の未然防止対策としてまとめた「学校ができる 教員ができる 不登校の未然防止」のガイドブックができて好評との記事がありました。教育長も見られたかも判りませんが、ガイドブックは111ページになっており、同センターのホームページにありました。

内容は、20校の実践事例として具体的な取り組みやポイントなども書いてあり、私でも判りやすい内容となっております。このガイドブックの全部が当町の不登校対策に活用できるとは思いますが、新たな不登校を生まないための応用には利用できるかと思えます。

このセンターの研修講座の受講者からは、今まで未然防止ということも思ったことがなく、不登校の生徒をどうやって学校に来るようにするかということばかり考えていた。また、不登校の原因は本人や家庭にあると思っていたが、学校の授業や学級経営が関係しているとは感じていなかったの認識を変えねばと感じたとのことであります。

今後の取り組みとして、これまでの不登校の対応をしながら、新たな不登校生を生まないための対策も考えなければいけないと思いますが、教育長はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○教育長（東 修一君）

御指摘のとおり、不登校に対応をしながらも不登校を生まないための対策は非常に大切であると考えておまして、本町では、第1には、学校は知識の習得はもとより、集団の中で社会性や徳性を培うなどの学びの場にありますことから、当然厳しさも必要ですけれども、その厳しさの中に愛情あふれる、いわゆる楽しく魅力ある学校づくりを推進するように指導をしております。

これにつきましては、各校の特色を生かした、また、家庭や地域との連携もとりながら、児童生徒にとって楽しく魅力ある授業、あるいは、そういうものを含めた教育活動が展開されるよう努力をさせていただいております。

第2に、小学校、中学校連携による児童生徒の実態把握をお願いをしております。管理職や生徒指導担当の連携を深め、一人一人の児童生徒の実態把握をしっかりするよう指導をしているところでございます。

また、未然防止と、そして不登校傾向の生徒に対しましては、実態に寄り添う教育ということで相談体制の充実を図っております。各学校の教職員による教育相談はもとより、県教育委員会派遣によるスクールカウンセラー、あるいは教育相談員、あるいはスクールソーシャルワーカーも学校に派遣をしまして、必要に応じては家庭訪問、あるいは福祉的なアドバイスも行っております。

このようにして関係機関と連携も深めながら、ケース会議等も持ちながら対応を図っているところでございます。不登校生を生まない、いわゆる未然の防止、あるいはその傾向の者に対しましては、今言ったようなことを一生懸命しながら取り組んでいるというところでございます。

○柏木 幸平議員

理解いたしました。

次に、いじめについてですが、報道によると、大津市の中学2年生男子の自殺で、同級生3人の暴行容疑で学校などを7月11日に滋賀県警が自宅捜査し、8月末までに当初予定していた男子生徒と同学年の生徒ら約300人への事情聴取を終えたとのことです。

また、大津市教育委員会は夏休み中に全校生徒を対象とした家庭訪問を実施し、2学期になって教員が全校生徒と面談し心理ケアに努めるとのことで、事後の対応に追われております。

これまでの報道では、学校現場で、子供たちの間で、いじめが見えにくく表面化しなかったことで学校の対応がおくれたことや、実際いじめが判っても学校や教育委員会により真実が明らかにされず、警察の取り調べにより情報が新たに出てきた状況であります。児童生徒のことを思えば早くこの実態を把握して、早期に問題解決をして、その対策を考えることがいじめの根絶につながっていくと考えるのですが、どうも、この隠す体制は理解できません。

国のほうでも、いじめ問題に的確に対応する学校や教員の評価を高める制度も検討されております。しかし、教育の識者は、教師のいじめに対する認識と認知する判断能力がなかったことに、一般の感覚では考えられないと言われております。

また、隠す体制も依然としてあることで、教師がいじめに気づく環境づくりが必要とのことです。本町における教師がいじめに気づく環境づくりへの取り組みはどうされているのかお伺いいたします。

○教育長（東 修一君）

町教育委員会としましては、これはもう県でも申し上げているわけですが、いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得ると、まだ気づいてないいじめがあるというような危機意識を持って1件でも多く発見し、1件でも多く解決する、そのことが大切であるという基本姿勢で当たっております。

その中で、何でも語れる教師と児童生徒の信頼関係づくり、あるいは先ほど申し上げました教育相談体制の充実、あるいはアンケートによる実態把握、あるいは教職員間における児童生徒の情報の共有等を行いながら対処しているところでございます。

そして、いじめを認知した場合は隠すことなく、いじめられている児童生徒に対しては本人や保護者の心情を最大限に酌み取り、迅速に誠意ある対応をすること、あるいは学校を挙げて守るという、そういうことを伝えて具体的な対応を行う。

また、いじめを行った児童生徒に対しましては、これはもう当然のことですが、人権を踏みにじる、人間として絶対に許されない行為であることを理解させる、そのような指導を根気強く行っております。

さらに、学校への具体的な支援策としましては、先ほど申し上げましたスクールカウンセラー、あるいは教育相談員、スクールソーシャルワーカーを活用することで一人一人をしっかり見つめながら、その思いを聞き取ってやることで児童生徒の善悪の判断がつく、そして自分を律することができる、いわゆる自律心、そういうものがつくように指導をしているところでございます。

○柏木 幸平議員

今、教育長が言われたように、本町においては教育長の指導体制が学校の管理職を通じて適切に教師に伝わっていると思うんですが、今後は、不登校と一緒に、いじめの未然防止や早期解決のためにどうすればいいかです。

県では教育センターの「いじめの対応Q&A」や県教委の教職員用で「いじめ対策必携」、それから「家庭用いじめ対策リーフレット」など作成して市町村への活用を促しておりますが、これは、やはりどこまで浸透するかというのが課題とも言われております。

24年度の施政方針で、町長は、子供たちの悩みに寄り添う教育相談事業の充実を言われてお

ります。私は、身近なことでありますが、教師と児童生徒との対話、家庭での親子間での対話、それに地域の声かけ等も、いじめの未然防止や早期発見には大事であると考えております。しかし今、教師は多忙でなかなか時間をとれないとも言われており、教師が児童生徒と会話ができる環境づくりも必要かと思いますが、本町の現状はどうかお伺いいたします。

○教育長（東 修一君）

御指摘のとおり、不登校と同様いじめも未然防止、これはもう本当に大切なことであります。そういうことで、先ほどありましたように県教育委員会作成の「いじめ対策必携」を活用した取り組み、こういうのは道徳の時間とか、あるいは学級活動で友達を大切にする指導の中で活用しておりますし、朝の会とかこういうところで活用しているようでございます。

あるいは「心のノート」を活用した道徳教育の推進、これあたりにつきましても、いろいろ授業やいろんな学級会等でも活用しているようでございますけれども。あるいは、いじめ問題を考える週間を1、2学期にそれぞれ1回ずつ設けまして、学校の実態に即した取り組みによって未然防止に努めているところでございます。

それから、御指摘の教職員の多忙感について、いろいろ御指摘があるところでございますけれども、町教育委員会としましては、これは県ともタイアップしてでございますけれども、管理職を通じて行事の精選や分掌事務の見直し等行い、適正な勤務時間管理を図ってもらっておるところでありましたり、また教職員には、仕事の優先順位を決めて効率化した仕事に取り組んでいただくと、そのようなことで児童生徒と向き合う時間を確保するよう指導しております。そういうことで、子供と寄り添う時間があるように対応を図っておるところでございます。

さらに、繰り返しになりますけれども、スクールカウンセラーを県から派遣してもらっておりますけれども、町長の取り組みが今出てきましたけれども、町のほうで予算化してもらいまして、スクールカウンセラーは宮之城中に置いておりますが、教育相談員一人を常時、残りの3中学校に、一人で3校回って、また小学校が必要であれば、そちらにも行っていただくと。

あるいはスクールソーシャルワーカー、これを二人配置をしていただいております、その相談体制をとっております。児童生徒はもとより教職員の支援にも努めていただいております、専門家の指導によって、教職員の専門性の指導もそうですけれども、気分的なゆとりにもつながるよう支援をしていただいているというところが実態でございます。

○柏木 幸平議員

次に、アンケートについてですが、現在アンケートを実施されているとのことですが、定期的に年数回はアンケートを実施する必要があると思います。心の変化はいつ起こるかもわかりませんし、アンケートを継続することで児童生徒の変化が見えてくることがあると思うわけです。特に夏休み明けの2学期は家庭と学校との環境の変化があり、特に調査の必要があると思いますが、アンケートのとり方はどのようにされているのかお伺いいたします。

○教育長（東 修一君）

心の変化や、あるいは不登校、いじめなどの生徒指導上の諸問題につきましては、アンケートによる実態把握等行いながら対処することも大事な一つであるとは考えております。学校の実態に即して、その方法としましては、記名、無記名のアンケートを、今回は夏休み明けに行うことにしております、何かどうしてもというときがあるときには、その必要に応じてアンケートをとってもらっておりますが、とにかく、係だけに任せず、管理職と一体となって目的に応じたアンケートが実施されるように、慎重に行ってもらっているところでございます。

これに加えまして、学校では学期に1回、いわゆる学校評価アンケート、こういうものも実施をしております。そして、保護者にもアンケート等も実施をしておりますので、これらの複数の

アンケートを通じて実態把握を行っているというところでございます。

とにかく、不登校、いじめにつきましては、どの学校にも、どの子にも起こり得るという危機意識を持ってその実態把握に努め、1件でも早く発見し、1件でも多く解決するという、先ほど申し上げました基本的な認識のもとで、学校、家庭、地域、関係機関との連携を図りながら、その解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

○柏木 幸平議員

夏休み明けの2学期にアンケートもとられるということで安心はいたしました。また、このアンケートによっていじめや不登校の未然防止にもつながるようなものも出てくると思いますので、ぜひそこあたりも子供からの発信も見逃さずに、それが管理職、教育委員会、教育長につながるような連携もしてもらって、未然防止に努めていただきたいと思います。

そういうわけで学校内のこともですが、家庭や地域、あるいは関係機関との連携も、先ほどから教育長が言われるように欠かせないわけです。事後対応に追われぬように、未然防止についてもさらなる協議をしていただき、お互いが批判するばかりでなく、いじめの根絶に向けて、町内の大人が一緒になって取り組む環境づくりも必要かと思っておりますので、このことは教育長に要請し、私もその大人の一人として協力をいたしたいと思っております。

次に、教職員の不祥事の件についてですが、報道では、県教委が不祥事防止に向けた新たな対策として8月に体験型の研修会を初めて実施したとのことで、体験後の討論では、謝るだけではすまないとか、取り返しのつかないことになる実感できたといった感想が出たそうです。

私は、ここまで教職員の方が体験しなければならなかったことに残念な思いがありますが、報道によると、県立学校で9月中に、市町村教育委員会や教育事務所が直近の管理研修で、ロールプレイを活用した研修を実施するとありました。本町は、県立は2校ですが、県立以外の町内の小中学校での計画はないものか伺います。

○教育長（東 修一君）

不祥事防止に向けた研修でございますけれども、御指摘のとおり、非常に残念なことでございますが、何とかしなければというふうに考えております。

非常に恥ずかしいことではございますが、御指摘の、いわゆる体験型、参加型、シナリオに沿って、不祥事を起こした場合の対応等を疑似体験をさせる、そういうロールプレイ、これを、8月30日に県教委が実施しておりますが、本町の指導主事も1名、これに参加しております、その研修を受けてまいりました。

町におきましても、当然それを受けまして実施することとしておりまして、日程等の関係から、10月3日に開きます町教頭研修会で全小中学校の教頭に具体的な指導をいたしまして、それを持ち帰って各学校でそのロールプレイ式による研修を実施し、ともかく自分のこととして受けとめ、考え、行動するような研修をさせ、今後継続して不祥事根絶のための取り組みを進めていこうというふうに考えております。

○柏木 幸平議員

教育長も言われましたが、本当にこのロールプレイをするところまでなってきたのかなというところが、やっぱり私にもショックなところでもありました。

実は、8月9日に文教厚生常任委員会の所管事務調査で京都府の綾部市に学力向上対策について調査に行ったわけですが、全体的な所管事務調査の報告は、今後、委員長により報告があると思いますが、私はその調査の一部を先取りさせていただきまして、綾部市の教育の原点となっている取り組みを紹介いたしたいと思っております。

綾部市では、人間らしさを次世代に継いでいき、子供たちの育む力になってほしいとの願いで

「すべての大人が教育者であることを自覚するまち あやべをめざして」という表現をされて、その中で学校教育の努力点を6項目、挙げてありました。その1番目に、「教職員自らが教育者としての熱い思いと覚悟、使命感、責任感に燃え、人と人との間に愛情が通い合い、信頼や尊敬が築き合える関係づくりを積極的に行う」とありました。

私は、一目見たときに、失礼ではありましたが、これは文章での努力点だろうと思っておりましたら、説明で、実際、教職員がこれを目標にされ、実践され、その努力の成果が今の児童生徒の成績にもつながっているとのことで、すばらしいことだと感銘して帰ってきたところでありませぬ。私は、この本来あるべき姿があれば不祥事は起きないと思っておりますが、綾部市では教職員の市内在住が約6割で、それ以外もほとんどが30分以内の通勤時間だそうです。

教育長から、以前、本町に教職員の転入が決まったときには本町に在住をしていただけるように勧めているとお聞きしたことがありましたが、校区や町内に在住することで通勤時間の短縮ができ、またゆとりができることでいろいろと改善できることもあると思われませぬし、また日常で児童生徒や保護者、また地域との触れ合いをすることも、お互いの信頼感ができぬ不祥事も起きにくいと思うのですが、教職員の本町在住について実情と教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（東 修一君）

ただいま、綾部市の御視察のお話でしたが、御指摘のとおり、教育は家庭、学校、地域が一体となって力を合わせて取り組むことが最も大事なことで考えております。中でも、学校におきましては教職員の働きによるところが大でありますことから、私いつも、教職員がさつま町の児童生徒のためにしっかりと地に足をのこし活動するとともに、常に研さんに努め工夫を重ねるよう、事あるごとに指導をしております。

御質問の教職員の本町居住の実情でございますけれども、町内居住、とりわけ校区内居住が教育の振興に果たす役割が非常に大でありますことから、私も積極的に校区内居住を勧めているところでございますが、県費負担教職員で本年度の本町の町内居住者は39.6%、約4割といった現状でございます。

高齢者の介護等やむを得ない状況もございますが、そうした状況の中で、校区内の行事やPTAの行事に対しましては多くの教職員が積極的に参加し、地域や保護者と触れ合うことで信頼関係を構築するよう指導をしているところでございます。

○柏木 幸平議員

通勤者も学校、それから地域の行事等にも参加するようというところで指導はしているということではございますが、盈進小、それから宮之城中関係の校区内にいらっしゃる先生方の協力体制というものも、実際、実情的には、余り顔も知らないからかもしれませぬが、そういう参加の実態が判らない状況でもあります。

また、独身の教職員の方で町外からの通勤者がいらっしゃるものか、先ほど言われましたように家庭の事情等もある方はそれに含まれていらっしゃるかもしれませぬが、これまでには鹿児島市内からとか通勤してこられる先生方もいらっしゃるわけですけど、宮之城中、それから盈進小の校区の先生方の地域との触れ合い、行事等、そこあたりと、それから独身の教職員の方で町外からの通勤者はどれくらいいらっしゃるのかお伺いいたします。

○教育長（東 修一君）

具体的な数値は持っておりませぬが、新規採用から大体4年間、初任校に勤務することになっておりますけれども、その新規採用の若い教職員は、私の轟町にも何人か住んでおりまして、盈進小の職員が、轟町の夏祭りやら、そういうことにも参加をしておりますので。

そういう新規採用から4年ぐらいの職員については、ほぼ校区内に居住をしているんじゃない

かなというふうに、これはあくまでも具体的な数値ではございませんが、感触としてはそのように考えております。

○柏木 幸平議員

なぜ申したかといいますと、私たちも地域行事をする中や、地域の青少年育成関係で会合を持ったりするわけですが、なかなか地域担当の先生、そこあたりとの連携がうまくいってないような感じがしますので、お尋ねしたわけであります。

不登校、いじめ、それと教職員の不祥事事件、いろいろと尋ねたわけですが、今、全国的に子供のいじめや自殺のほか児童虐待や女兒の連れ去り事件など、子供の周辺には危険や不安な状況が増えております。本町でこのような悲しい出来事が発生しないように、また、さつま町の宝である子供が安全で安心して過ごせるさつま町を、みんなが願っております。

教職員の不祥事についても一緒であります。児童生徒との信頼関係を崩すことなく、いつまでも尊敬できる教師であってほしいと願っております。今後も、教育長を中心に関係課や関係機関と連携しながら、そして家庭や地域の協力もいただきながら、情報発信や未然防止に取り組んでいただきたいと再度要請して全部の質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開はおおむね午後1時30分とします。

休憩 午前10時42分

再開 午後 1時29分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から議案の訂正の申し入れがあります。これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。執行部の発言を許します。

○安全安心対策課長（崎野 裕二君）

今回、御提案申し上げております議案第45号に誤りがありましたので、訂正のお願いを申し上げる次第です。

「議案第45号 さつま町暴力団排除条例の制定について」の関係でございます。議案集の45の1ページになりますが、正誤表を準備してございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

第2条第1項第1号中の法律の名称の誤りでございます。現在、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」とありますけれども、防止の後ろに「等」という漢字1字を挿入していただきたいと思っております。「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」と訂正させていただきます。

それから、議案書の45の3ページになります。一番下の行です。第13条になりますが、条文中、「町民等は暴力団の威圧を」とあります。そのすぐ後ろに「または当該威圧を」と続いておりますけれども、この「威圧」という単語を「威力」にかえてください。「圧」を「力」とい

う字にかえていただきたいと思います。以上の訂正をお願いしたいと思います。

議案作成に当たりましては十分注意をして事務に当たったつもりでありましたけれども、誤りがありましたことをおわびを申し上げまして、訂正をお願いいたします。今後、さらに注意いたしまして事務を進めますので、よろしくをお願いいたします。申しわけございませんでした。

○議長（中尾 正男議員）

それでは、訂正があったものとして御審議ください。

これから、9月6日提案がありました議案第45号から議案第50号までの議案6件について総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては総括的な事項について質疑を願います。

△日程第2「議案第45号 さつま町暴力団排除条例の
制定について」

○議長（中尾 正男議員）

まず、日程第2「議案第45号 さつま町暴力団排除条例の制定について」を議題とします。

議案の提案理由については説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○桑園 憲一議員

所管が違いますので、内容についてお尋ねいたします。

まず、第8条と第9条で町民等に対する支援、それから第9条で広報及び啓発となっているわけですが、予算がどこに組んであるのか。予算は安全安心対策課のほうが所管になろうと思いますが、予算関係について、どういう対応をするのかお尋ねいたします。

それから、教育長にお尋ねします。45の3ページ、第11条、青少年に対する教育等のための措置ということで、学校教育法に基づきまして、中学校以上の生徒、あるいは学生が、暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず云々となって、教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるとうたっているわけですが、中学校におけるこれらに対する教育の対応の仕方、準備というものはできているのかお尋ねいたします。

○安全安心対策課長（崎野 裕二君）

第8条及び第9条の関係でございますけれども、予算との関連ということでございますが、町民等に対する支援といたしましては、暴力団に対する対処法等の啓発なり指導なり、そういったもの、あるいは危害防止等のための措置などが含まれてくると思います。

また、広報啓発等につきましては、ポスター、チラシ、町の広報誌などを利用するということが考えられますけれども、当面は条例を制定したばかりでありますので、広報誌等を使ったお知らせ、あるいはお知らせ版等での広報ということになるかと思えます。多くの自治体が、この関係につきましての事務についてはノウハウの蓄積が余りありませんので、警察あるいは鹿児島県の担当課あたりにも指導いただきながら、随時、事務を進めていきたいと考えております。

それから、教育長にということでしたけれども、こちらのほうで押さえているところで、学校関係のほうにつきましても同様で、県のほうも少し早めに条例化がなされておりますけれども、それぞれ整備がなされてきつつあるということで、市町村と一体となって進めていきたいということでもありました。そういうことで具体的な行動はまだなされていないようでありましたけれども、随時こういったことも準備をしていきたいということをお願いいたします。以上であります。

○議長（中尾 正男議員）

教育長のほうで答弁がありますか。具体的に。

○教育長（東 修一君）

具体的にはございませんけれども、やはりこういうこととか被害の防止とかについては、やっぱり小中学校時代の教育というのが非常に大事だということで、具体的な授業等はしていませんけれども、今後そういうことを若いうちから教育していくというのが大事であろうと考えております。

○麥田 博稔議員

今回のこの条例は、「鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例」に基づいてできたと思うんですが、現在そういうおそれがある団体とか、その辺があるのか、必要に応じてつくられたのか、それとも県の指導でされたのか。

それから、先ほど予算的なことが出ましたけれども、この県の条例の中に、結局、県は市町村に対して施策について情報の提供、技術的な助言、そして必要な支援を行うとなっていますので、やはりこれに基づいて県に要請をして、そして財政的にもある程度、県の補助とかを受けてもらうようお願いをしたいんですけど、その辺の話は県から来てないのかどうかをお伺いしておきたいと思います。

○安全安心対策課長（崎野 裕二君）

町内もしくは県内だろうと思いますけれども、そういう危険性があるかどうかということですが、現在、これはさつま警察署に伺った話でありますけれども、県内の暴力団に位置づけられている該当者、暴力団として構成員と準構成員に分けられるということですが、その双方合わせた数字で、700人前後で推移していたということですが、それが最近100人ぐらい、ここ二、三年で減っているということです。600人を割り込んでいるような数字であるということをお伺いしております。

町内への影響ですけれども、町内には構成員に該当する人はいないだろうというふうに言われております。ただし、準構成員となりますと数名、具体的な数字がはっきりしませんけれども、1桁の前半だろうというふうに感じておりますが、該当者として認識しているという話でございました。

該当者のあるなしは別にしまして、全国的な流れとして、この暴力団の排除に関する動きがあるということで警察のほうから要請がありまして、それぞれの警察が、それぞれの自治体に要請を行っているようであります。具体的な事務は県の本庁のほうにも担当課があるわけですが、警察のほうで進めているということでもございました。

それから、県の市町村に対する支援等もうたわわれているわけですが、具体的には何ということではないんですが、そういったことは、こちらはまだ、先ほど申し上げましたとおりノウハウの蓄積がありませんので、一から十まで勉強しながら、それから県あるいは警察のほうにもいろんなことをお伺いしながら進めていきたいと考えております。また、要請もしていきたいと考えております。

○平八重光輝議員

一応、条例ということで、もっともなこととか、せんないかんことが書いてあるわけですが、この中でも、行えば法律に触れるようなものも実際あると思うんですが、そういうものは法律で罰せられるわけですが、条例の場合は、違反といいますか、してはいけませんよということをした場合は、罰則等とかちゅうのは、全く考えなくていいわけですか。

○安全安心対策課長（崎野 裕二君）

御指摘のとおり、この条例につきましては、どちらかといいますと理念条例であります。罰則規定は設けてございません。そういうことで、抵触した場合、あるいは明らかな違反がなされた

場合にどうするかということでありませぬけれども、この条例をもって摘発なり指導なりということとはしないけれども、明らかに何かその他の法を犯しているようなことがあれば、そっちのほうを使って、警察のほうで指導に行くというようなことを聞いております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり総務常任委員会に審査を付託します。

△日程第3「議案第46号 さつま町火災予防条例の一部
改正について」、日程第4「議案第47号 さつま町営
住宅等条例の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第3「議案第46号 さつま町火災予防条例の一部改正について」及び日程第4「議案第47号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

この最後の経過措置についてお伺いしますけれども、46の3ページですが、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の公示がされている急速充電設備のうち、改正後のさつま町火災予防条例第11条の2に規定に適合しないものについては、当該規定は適用しないというふうになっているんですが。

これでは、この12月1日までに、今からつくと、結局、今度のこの急速充電設備の第11条の2に関することは適用されないというふうに理解するんですが、このことは結局、この第11条第1項の第1号から第10号に書いてある、ここの対策でも一応十分というふうに理解すればいいのか。それと、町内に現にもうそういう施設があるかどうかということをお伺いしておきます。

○消防長（高木 卓朗君）

ただいま御質問のありました議案書の46の3ページであります。横に書いてございます経過措置でございますが、これまで電気自動車用の急速充電設備につきましては専門の規定がございませんでした。したがって、各消防本部によって異なっておりましたけれども、火災予防条例第11条の変電設備の規定を準用するというところで行っております。したがって、これまでに設置されたものについては、変電設備の条例が適用されて設置されております。

それともう一点、町内の急速充電設備の設置状況でございますが、聞き取り調査等行いましたけれども、町内にはまだ設置されていない状況でございます。以上であります。

○麥田 博稔議員

この第11条の2ができることによって、非常に安心安全になるんですが、やはり、そういう設備を、今から電気自動車が増えてくれば、つくられると思うんですがけれども、結局12月1日までにつくれば、この第11条第1項の第1号から第10号の、水が浸入し、または浸透するお

そのない位置に設けるとか、その辺である程度、余裕のある設置、条件でもいいんですけども、今後そういうのを設置したいと言われたときには、こういう条例ができるということで、ある程度の指導とか助言はされるつもりなのか。基本的な考えで結構です。

○消防長（高木 卓朗君）

これから設置されるというような設備につきましては、この新条例を適用させていただいて進めます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管の総務常任委員会及び建設経済常任委員会に審査を付託します。

△日程第5「議案第48号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第5「議案第48号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

議案の提案理由については説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○森山 大議員

「議案第48号、平成24年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」について、3点ほど質問をいたします。

まず1点目は、30ページ、6款2項2目、林業振興費の中の竹林整備支援事業補助について、竹パルプ用の竹材を購入した者に1キログラム当たり1円の補助をするという説明でございましたが、私は非常にいい補助事業を始められるなど思っておりますが、具体的にその補助対象は誰なのか。そして予算額の400万円の積算根拠と、この補助事業で期待される効果について教えていただきたいと思えます。

2点目は、37ページの8款3項3目、河川費で河川防災工事費用を500万円計上されておりますが、これは寄州の除去工事の工事請負費であるとのことですが、これも非常に町民の中に要望の多い事業であると私も思っております。

建設課長で結構ですが、このような寄州の除去が必要な箇所というのはどれくらいあるものなのか、把握されておれば教えていただきたいと思えます。また、今回の500万円で何カ所除去される計画なのか、教えていただきたいと思えます。

最後に、46ページ、10款5項5目、図書館費であります。こども図書館の1周年事業の事業費とのことですが、これも日高町長の子育て支援策として始められた事業であります。これまでの利用者の実態と利用者の評価と伺いますか、利用者の声などを含めて、執行部としてはどのように評価されているのかお伺いをいたします。

○耕地林業課長（山口 良一君）

森山議員から竹林整備支援事業補助400万円に関して御質問をいただきましたので、お答えをいたします。

まず、お尋ねの補助金の交付対象者でございますけれども、町内に居住する者からパルプ用竹材を買い取り、竹チップの製造販売を行う事業者に対して交付をするものでございます。内容としては、パルプ用竹材の買い取りにおける上乗せ費用相当分を助成するというものでございます。

現在、業者は1キログラム当たり7円50銭で買い取っておりますけれども、これを業者には1円上乗せし8円50銭で買い取ってもらおうとするものであり、その上乗せ分を業者に助成しようとするものであります。量的には4,000トンを見込んでおります。

これは、さつま林産で申し上げますと年間計画が大体5,000トンということのようでございまして、うち町内の居住者が持ち込むのが8割程度ではなかろうかということから4,000トンということで、4,000トン掛ける1キログラム当たり1円ということで400万円の助成という計画をしたところでございます。

また、その効果であります、1円上乗せすることによりまして竹の伐採意欲が増し、竹林の利活用が促進され、ひいてはタケノコ生産等の地域活性化に資するものと考えております。あわせて、誘致企業である竹チップ業者のさつま林産に対しても、より竹が集まるものと期待しているものでございます。以上です。

○建設課長（三浦 広幸君）

続きまして、8款3項3目、河川維持費、15節の工事請負費500万円の件でございますが、まず背景としましては、河川の伐採、寄州の除去の要望につきましては、あちこちから出されておまして、県河川の場合は県の防災事業として県に要望しています。ただ、町の管理河川につきましては、どうしても地元公民館、あるいはボランティアなどに今現在お願いしている状況でございます。

地元からの要望で一番多いのが、道路も河川も頑張って伐採しているが、河川は足場が悪く、またきのうの質問で岩元議員もおっしゃいましたように、高齢化などで実働人口の減少により河川まで手が回らない。それと、毎年、ヨシの伐採をしているが、もう抜本的に除去してもらわんと、どうしてもなっていないというような要望が来ております。

また、町政座談会や議会報告会の中でも河川の寄州除去、伐採の要望が出されております。これらを踏まえまして今回、要望がありました河川管理上、危険のある箇所を計上しております。

1点目の、町内で何カ所把握をしているかということでございますが、ここにつきましては川の流れは一定ではありませんので全体的なものは把握しておりませんが、ただ、この予算で何カ所できるかということで、例えば町政座談会で出されました時吉の黒田川のちくりん温泉の後ろの寄州とか、そういう箇所を5～6カ所、今回のこの予算で計画しております。

ただ、予定箇所につきましては、例えば寄州があればヨシが生えているというふうなこともありまして極力、予算を効率的に使うために公民館の協力、例えば伐採、焼却、あるいは捨て場の確保、そういうのを御理解いただけたところを優先的に行おうということで考えております。

○社会教育課長（岩元 義治君）

こども図書館の利用状況等についてということでございますが、こども図書館につきましては昨年の10月27日に、幼少のころから読書に親しむ、あるいは親子や友達、家族との触れ合い交流を促進して子育て支援にもつなげるということを目的に設置、オープンいたしました。

これまでの利用状況であります、まず、整備前の利用状況でありますけれども、平成21年度が年間2,856人でした。それから、22年度が3,018人ということになります。こども図書館につきましては、昨年10月27日にオープンいたしまして、一応数字的には8月末までの約10カ月間の利用者数であります9,562人ということになっております。

当初、計画目標としましては7,300人としておりましたが、今のペースで年間見込みに置

きかえますと、大体見込みとしましては1万1,500人ぐらいには年間いくのではないかなというふうに思っております。利用者数としましては、これまでの大体約4倍近くの利用がある見込みでございます。

それから、利用の割合であります、子供部分と一般部分がありますけれども、子供図書スペースの部分が63%、それから一般図書部分が37%という利用割合になっておりまして、この数字から見ましても、設置の目的どおりの子供部分の利用が多くなっているところでございます。

それから、利用者の声ということで新聞等にも当初いろいろ載せていただきましたが、いろいろ聞く中では、乳幼児を連れていても気軽に行けるということが一つはあるようです。小さいお子さんをお抱えですと泣いたり、ぐずったりして、なかなか普通の図書館には行きにくいということがあるわけですが、ここでは気軽に行けるということや、それからカーペット張りということですので、子供と一緒に絵本を見ながら座って、ゆっくりした時間の中で子どもと触れ合えるということで、そういう声を聞くところでありまして、定期的な利用をしているという方も多くあるようでございます。

これまでの利用状況を見ましても人数的にもかなり伸びておりますし、親子の利用割合も多いですので、一定の効果、好評を得ているのではないかというふうに理解しているところでございます。以上です。

○新改 幸一議員

所管が違いますので、1点お伺いしますが、26ページ、畜産業費の全国和牛能力共進会の関係についてお伺いします。全国和牛能力共進会というのは5年に1回開催されると思うんですけども、過去に平茂勝号が、大分の全国和牛能力共進会のときに日本一になったときのことを思い出さずにはいられませんが、

今回、我がまちから二人、徳重さんと羽子田さん、長崎の全国和牛能力共進会のほうに行かれるわけですが、出品者の努力ちゅうのは本当に頭が下がるわけですが、こういうところに出品しますと、「さつま牛」の名声を高めていただくわけですが、本当に御苦労をしてもらってわけですが、その反面、本人たちもちろんですが、振興会の方々の加勢とか、いろいろあると思います。

そういう方々と一緒になって一生懸命、出品されるわけですが、その裏には、かなりの経費が本人さんは必要になってくるわけですが、行政としては出品者に対するどの程度の支援を考えていらっしゃるものか具体的に教えていただければありがたいと思います。

○農政課長（平田 孝一君）

6款1項7目、畜産業費の中の全国和牛能力共進会対策事業費に関連しての御質問であります。質問にありましたように5年に1回、和牛の全国大会ということで開かれております。本町から2頭の牛が、第2区と第9区に出場することが決定いたしております。おっしゃられましたように、この全国和牛能力共進会に出場するという事は、本人もですが町としても、やはりこの「さつま牛」のブランド確立という意味でも、大変栄誉なことであると思っております。

出場に当たりましては、やはり多大な経費がかかります。本年は長崎県の佐世保市で10月25日から29日まで5日間、開催されます。生産者はもちろんですが、それに関係機関一緒になって、そういった上位入賞を目指して頑張っていこうということで、多大な経費も要するところであります。

一応本人につきましては、登録協会のほうからいろんな旅費等も支給されるようであります。これについては1名分の旅費が登録協会のほうから支給されるということで、あと出場牛の世話をする方とか、そういった身内の方の出場経費等は、また別になっております。そういった意味

で、できるだけ生産者の方の負担を軽減するために、町でも、種牛の部で1頭当たり20万円程度、肉牛の部で1頭当たり10万円ということで、当初予算の段階では計上させていただいたところであります。

県内のほかの各地区、それぞれ出場している地区がございますので、そういった各市町にも予算の状況をお聞きしながら、できるだけ負担が少なくなるような形で町としても支援をしていきたいというふうに考えております。

○東 哲雄議員

28ページですけど、農地費の町単独土地改良事業補助、今回は450万円予算計上されておりますけれども、他の予算も言えることなんですが、この補正予算の提案、提出の時期といたしますか、そういうことで、ちょっとお聞きしたいんですが。

当初400万円計上されていたと思うんですけども、5月の時点である程度、執行して、もう予算がないというような話を聞いたわけですけども、当初予算の段階で前年度のいろんな積み残しもあったと思いますし、またそれから、6月に補正を出さないということで9月補正までという算定等もされて、ある程度、当初予算を予算要求されてやったというふうに私は思うんですけども。

毎年、当初予算400万円ぐらい出てくるんですけども、もう5月の時点で執行済みということで、申請もかなりあったと思うんですけども、6月議会もあったわけですから、やはりその段階で補正を組めなかったのか。

これまで当初予算を出して、やはり補正は9月という基本的な考えの中でやられているわけですけども、当然あの段階で、もう執行済みで予算がなくて申請が多く来ていれば、やはり補正を組むべきだった。今回、450万円組まれていますけれども、その辺の考え方をお聞きしておきたいと思います。

○耕地林業課長（山口 良一君）

今回、450万円、補正をお願いしてございます。当初400万円でございますが、大体前年度の実績等を勘案しながら予算要求はしているところでございます。若干、今年度の場合は要望に足らなかったということでございますが、6月補正ではということですけども。

4月、5月に、田んぼの始まる前に暗渠排水等を実施される場合が多いということで、6月計上しますと、もう7月に入ってから執行ということになりますので間に合わないということもありまして、あとはもう田んぼが終わってから、11月に入ってから実施をするという形の内容が多いということから、9月の補正で計上するというようになっております。例年同じような理由から、このような形で補正予算を計上しているところであります。

要望されて、今回6月中にできなかった方々には大変申しわけなく、そしてまた申請があった方々には、それなりに理由を説明して納得していただいております。その方々等については9月以降に事業ができるように話はしているところでございます。年によって、4月、5月に実施する量というのが少しばらつきがありますので、今のところは前年度の内容、実績によって予算計上しているところであります。

○東 哲雄議員

5月でも、まだかなり申請があったと思っております。ですから、そういう状況がもう発生していたわけですから、やはり何とかその辺は考慮してほしかったと、このように思っておりますけれども、そういう状況の中で、町長の考えをちょっとお聞きしておきたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

そういう需要の関係については、毎年非常に多いというようなことは承知をいたしております。

ただ、当初予算を編成をして、まだ時期が間もないというようなことでございますし、交付税がまだ確定をしていない、税収もまだ確定をしてないと、そういう財源の見通しがまだはっきりしない、当初編成をしてからですね、そういう段階にありますので。

やはりその辺の財源の見通しというのが確実に出るのは9月の段階ですね。その時期が、将来の財政見通しを見た上で編成をするというのが今までのやり方でございますので、6月という定期的に先の見通しが無い段階に組み上げていきますと、あとの財政運営上、支障があるというようなこともありますので、従来9月補正とか、あるいは12月は調整の関係が多いかと思うんですけども、そのような考え方に立っておりますので、事業執行との関係は確かにおっしゃるとおりそういう面もあろうかと思っておりますけれども、財政的なそういう財源の見通しを経た上でやっておることを御理解いただければありがたいと思います。

○東 哲雄議員

財源の裏づけも、これは大事なことでありますけれども、やはり農業振興を町長も言っておられますし、いわゆるこの事業を使ってされる方は、いろんな大きな事業等はできずに自らやろうかと、ある程度意欲のあるそういう方たちでございます。

そういうことですので、やはり私としましては定例会が4回あるわけですから、その時期を見て、その予算の執行状況を見ながら、そういう対応ができれば可能な限りやってほしいと、そういうことを要請をしておきたいと思っております。

○米丸 文武議員

所管が違いますのでお伺いいたしますが、26ページの6款、農林水産費の8目、担い手育成費の中で、がんばる集落営農支援事業補助ということで156万円、説明があったわけですが、西郷梅に対する支援ということでございますが、2分の1の補助ということでございますけれども、私の聞き逃しかもわかりませんので、これを、もう一度、御説明をいただければありがたいというふうに思います。

それから次に、38ページ、8款、土木費の中の公園費でございますが、説明では、広瀬公園の水飲み場というようなことで740万円ということしか、ここに書いておりませんので、説明があって聞き逃したかもわかりませんが、水飲み場だけなのか、公園自体をしなきゃ金額が740万円だと余りにも大きいなというふうに思うんですが、ここを、もう少し詳しく御説明いただきたいというふうに思います。

○担い手育成支援室長（高橋 哲郎君）

予算書の26ページで担い手育成支援室の関係でありましたが、がんばる集落営農支援事業、この中身につきましては、一応二つの事業となっております。

一つ目が集落営農を育成する支援事業ということで、地域内の話し合い活動、研修活動等に助成する事業でございます。今回は泊野地区、平川地区、湯田地区の3地区を、それぞれ5万円ずつ定額で助成しようとしております。

それと、もう一つが法人化支援の事業でございます。現在、法人化に向けまして、あながわ営農組合と白男川地区農作業受託組合が、それぞれ集落営農の法人化に向けて取り組んでおりますが、ここにそれぞれ8万円ずつ活動費として助成しようというものでございます。

それと二つ目が集落営農法人の活動拠点施設整備事業ということで、これはハード事業になりますが、農事組合法人薩摩西郷梅生産組合に補助するものでございます。事業の内容といたしましては、梅の酸度と塩分を量る計器、それと小型の金属検出器、それと小型の台車の導入でございます。これが事業費で250万円になりますが、このうちの2分の1の125万円を助成しようというものでございまして、これを合わせまして165万円となっております。以上です。

○災害復興対策課長（松山 兼二君）

8款4項2目、公園費の工事請負費でございます。河川激特事業で築堤用地であることから、平成21年度に廃止した広瀬公園の代替公園として今回整備するものでございます。場所は、さつま町旭町7番の1に考えているところでございます。

整備内容につきましては、これまで3回の地元説明会を行いまして、その中で決められたことがクレーグラウンドの整備、それからベンチ、水飲み場、周辺のフェンス、それから周辺の排水側溝を整備することを考えております。以上です。

○麥田 博稔議員

8ページの歳入の地方交付税について、ちょっとお伺いしますが、これは政府で赤字国債の発行に必要な特例公債法ができなかったということで、結局、約4兆円ですかね、繰り延べて、市町村分は全部支払うと。県のほうを結局、全体で約7,000億円支払い、あとは10月と11月に払うということになったようですけども、私たちのまちには全部来ても、結局、県支出金とか県の補助金等で動いていますから、非常に危うい状況かなと思うんですが、その辺の影響がどのようになってくるのか。

それから、12ページですけども、過疎対策事業債ですが、これが財政課長の説明では、結局2件、土木と消防で減ったわけですけども、説明の中で過疎対策事業債の枠が削られたというような話をされましたけれども、当初の予算の中で4億8,000万円ですか、含まれているんですけども、将来的にどれぐらい削るといって話があるのか、この2,400万円が終わるのかどうか、その辺の見込みをどのように考えておられるのかお伺いします。

それから、15ページ、2款1項14目のふれあい公園のトイレの洋式化ですが、これは町長にお伺いしたいんですけども、今までの予算の中で、ぽつぽつと、このトイレの洋式化が出てくるんですね。いろんな公園、かぐや姫グラウンドとか、それから総合運動場、いろいろあると思うんですが、やっぱり町としては全体的な計画をつくる中で、必要なものからする。

特にかぐや姫グラウンドなんかはサッカーとかラグビーが来ると、試合をして、膝をけがして曲がらないから、座ってするとか、そういうのが非常に困難な選手もいますし、その辺を考えたときに、公共的施設のトイレ改修について、今後どのようにお考えなのかお伺いします。

それから、32ページ、7款1項2目、商工振興費ですけども、当初で500万円組んで、プレミアム付商品券を発行されたんですけども、今回330万円ということですが、例年に比べてちょっと減ったのかなと。その辺の算定根拠というか、どうしてそのようになったのかをお伺いしたいと思います。

それから、同じく32ページの1項4目の物産観光費ですけども、鉄道記念館前の停留所、交通の要衝で、あそこは寒いからということで今度されると思うんですが、関連になりますけれども、物産館を観光協会でするといようなことでクーラーとか入れてされていますけれども、その辺が今現在どのような状況なのかをお伺いいたします。

そして、先ほど出ました38ページの8款4項2目の公園費ですけども、地元と話し合っただけで、フェンスとクレーグラウンド、水飲み場、それから周りの側溝ですが、今後、グラウンドゴルフをしたりとかあると思うんですが、ちょっと狭いという感じですけども、地元の要望が余りなかったというようなことだったんですけども、結局、代替でつくるわけですから、公園にトイレがなくてもいいのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

公共施設、特に公園にありますトイレの和式から洋式についての考え方でございます。今回、鶴田のあび〜る館の公園の関係と、それから湯田のゲートボール場、あそこを変えるというよう

なことになっております。

やはり、和式でなければいけないという方もいらっしゃるし、最近やっぱり、膝が痛いとか、今ありましたようにスポーツ選手で、どうしても和式ではということもあるようでありますから、町のほうで管理をしている施設の中で、やっぱりこの年次的に、全体的に調査しながら、お金も要ることありますから、できるところから計画的に整備をする必要があるかと思っておりますので、全般的に一応、調査を済ませた上で計画を進めていきたいと思っております。

○財政課長（下市 真義君）

まず交付税の関係で、御承知のとおり国会の運営上、特例公債法案の不成立、それを受けまして、いわゆる地方へのそういった交付税の配分に影響が出てきております。先般、9月7日に総務省のほうから通知をいただきまして、議員のほうからありましたとおり、市町村分につきましては昨日、一応、交付をいただいております。昨日が14億7,700万円ということで、ちょうど9月は、半年賦の起債の償還月で、これも約13億円ぐらいの償還があつたんですけれども、かろうじて間に合ったなということで安堵をいたしているわけでございます。

それと県につきましては3分の1の交付ということで決定をみたようでございますけれども、それによる市町村への影響でございますけれども、これにつきましては県のほうからも、現在は、いわゆる遅延といったような通知も来ておりませんので、従来、事業補助等につきましては、年度末に事業が執行してからの交付でありますので、当分のところは影響はないものというように考えているところでございます。

それともう1点、過疎対策事業債の関係でございます。今回の予算の中でも過疎枠の減少ということで減額をいたしたわけでございますけれども、これにつきましても、全体の過疎枠については例年どおりであつただけども、全国的に申請が急に増えたということで、本年の7月19日付で県のほうから、鹿児島県全体で申請が116億6,200万円に対しまして、県のほうで調整しなければならないのが91億4,300万円。したがって25億1,900万円、調整をしなければならないということで通知が参りまして、これまでは充当率100%ということで事業を進めてきておつたんですけれども、本年度に限り78.4%ということでございます。

本町の申請がハード分で4億8,100万円申請をいたしておつたんですが、トータルで1億370万円の減額ということで、調整後が3億7,640万円と例年にならぬ過疎枠ということでございます。

当然、100%充当ということで事業を予定しておつたんですけれども、この7月に通知が参った時点で未執行のところはまず落としてくれということで、町道が2件、藤川境田線、役場前通り線、そして大きなものでは船木分団の消防車庫が未執行でございましたので、一応これは調整をします。

あと過疎対策事業債では無線放送設備の関係、あるいはまた消防ポンプ自動車、小型動力ポンプの関係も入札が終わってございました。そういった関係で3,890万円は調整ができたんですけれども、あと残り6,480万円の調整ということで、このうち今回の予算でもお願いしておりますが、大薄西線についての1,120万円については電源立地地域対策交付金事業のほうに回すということでございます。

あと残りが5,000万円ほど残るわけですが、例年、2次申請というのがありまして、県下で調整をして不用額が出た場合にはそういった申請もできると、そういうふうに期待をいたしておるんですけれども、こういった状況でありますので、残りについては既に事業も執行済みでございます。

大きなものでは中山間地域総合整備事業の県への負担金、これが合わせて2,500～2,600万

円。あと、道整備交付金事業の戸子田熊田線、城之口五日町線、これは2,200万円ほどであります。2次申請の枠がなければ、もう一般財源に振りかえざるを得ないという、例年にない本当に厳しい年でございます。

これが来年度以降どういう状況になるのか、おそらく、ことしがこういった状況であれば、来年以降もこういった状況になった場合は、当然、いわゆる事業費の総体の調整をせざるを得ないという、大変厳しい時代を迎えたなというふうに思っております。

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

プレミアム付商品券の件でございますが、当初500万円、それから今回330万円ということで計上させていただいておりますが、これにつきましては、当初の500万円は、特に、激特事業の工事で虎居地区が大変であると、そういうことで当初から計上いたしました。

今の現状といたしましては、7月7日から7月18日の12日間で完売したということで、そして現在81%の換金率であります。そして大型店との割合が、ちょうど50・50という状況でございます。そういうことで、今回の330万円につきましては、年末に向けての景気対策ということと豪雨災害の復興祈念も兼ねてやりたいと。どちらのほうも町の一般財源でございまして、今回は県とか、そういう助成はございません。

続きまして、待合所の件でございますが、冬場が寒いと、朝は6時20分のバスから、それから空港リムジンで阿久根に行かれる方、ここから乗られる方は夜の10時というのもおります。そういうことで、大体1日80人ぐらいの方が行き来されているということでございます。

それから、あわせて物産館の関係でございますが、4月28日に開場いたしまして、今4カ月ぐらいで約180万円の売り上げになっておりまして、一日の売り上げといたしましては1万5,000円程度でございます。

業者の商品のアイテムが少ないということでございますが、業者が今24社入っております。そして、さつま町のものを取り扱いたいということで、観光協会のほうでも、どういうものを入れてほしいという提案をしてほしいということでございますが、なかなか提案がないというのが現状でございまして、今後、朝市等を計画しながらアイテム数を増やしていきたいと。

それから、前は町母子寡婦福祉会がやっておりましたけれども、地域の方々からの要望で、そのときの商品をぜひ入れてほしいというのも来ておりまして、その辺についても今後検討していきたいと考えているところでございます。以上です。

○災害復興対策課長（松山 兼二君）

広瀬公園の代替公園の整備内容でトイレの必要性についてでございますけれども、この公園の整備内容につきましては、平成22年度から昨年度にかけて3回の地元説明会を開催し、議論をいただいて決定しているところでございます。

この議論の中で、トイレ整備につきましては一番大事なところでございますので、設けてほしいという御意見もある一方、管理が非常に大変であると、それからまた、学生のたまり場になる、ごみが散乱するなど、マイナスのそういった御意見もありました。また、近くに、200メートルのところには若草公園があることから、設置しないことで決まったところでございます。

なお、公園の利用としましては、子供たちも少なくなり高齢化が進んでいることから、高齢者の憩いの場としてグラウンドゴルフなどの練習ができる公園として、広くはない空き地をできるだけ広く活用したいということでもありました。以上です。

○麥田 博稔議員

いろいろ説明、答弁をいただいたんですけども、この過疎対策事業債が削られてくるということは、全国的な枠は一緒でも、やっぱり国勢調査とかあると過疎になるところも出てきたりし

て、そういう要望もあるのかなと思いますが、私たちのまちにとっては非常に大事な財源、財源というか、そうなっているわけですけれども、補助率も一番高いし。だけど、これが削られてくると非常に困ると。そのもとになる過疎地域自立促進計画ですかね、つくっていますけれども。

これは企画課長にちょっとお伺いしておきたいと思うんですが、担当課と財政課で、町長にもいろいろ話をして決めていきますけれども、やはり、どこかで一元的に管理をして優先順位を決めるとか。だから、過疎対策事業債がなくなっても、結局計画をつくっていれば、今、財政課長のほうからは、やはり一般財源でもというような話がありましたけれども、ほかのやつに振りかえるかですね、許可をもらえれば。地方債もいろいろありますから。

補助事業なんかも減ってくる中で大変だと思うんですが、やっぱりその辺は調整の必要があるのではないかなというふうに思います。

それから、トイレのことにしましては町長から答弁がありましたけれども、やはり全体的に調査をしてということですから、それで了解をいたします。今言ったように、やはり財源的に非常に厳しい問題が出てきますので、ぜひ優先順位を決めて、できればやっていただきたいと要望しておきます。

それから、プレミアム付商品券ですけれども今、課長から答弁があったように非常に景気が冷えて、あの辺も車がとまりにくかったりして、売り上げは落ちていると思うんです。このプレミアム付商品券の考え方が、結局、個店を助けるんだというような話ですけれども、町民も助けていますよね、1割安く買えるわけですから。私が、結局1万円のやつを9,000円で買えるという話ですから。だから、町民福祉の向上にも、個店だけじゃなくて、やっぱり町民の方にもそういう恩恵があるんだと。

だから、両面を考えたときに、一般財源ですけれども、やはりお金が町内で回るという仕組みの上でもいいと思うんですが、私たちが聞いている範囲では、売り上げが想像以上に落ちているというような話も聞くし、余り変わらんという人もあって、どこがどうなのかははっきり判らなくて、商工会のほうで、今後また調査もあるんでしょうけれども、厳しい面がありますけれども、必要な措置だと思いますので、ぜひ一般財源で続けていただくように要望しておきたいというふうに思います。

それと鉄道記念館については、やはりちょっと厳しい面がありますけれども、せっかくつくった以上は何とか成功するように、ただ、競争が厳しいですから、ちくりん館なんかとも競合しますし、ただ、あそこに大型バスでもとまれてとなると、また違って、売れば、その24社が何社にもなってきた商品もそろわんですけど、なかなかそこがうまく回るまでが大変だと思います。努力をお願いいたします。

広瀬公園については、200メートル先にトイレがあるという話で、地元の方はちょっとでも広く使いたいということですが、答弁の中にありましたように高齢者が使うんですね。町のグラウンドゴルフ場、あそこの上にトイレがあったんですけど、やっぱりいろいろあって、結局、上に上っていくのは大変だちゅうて下につくって、町のほうにも理解してもらってできたんですが。

やっぱり高齢者の方が200メートル先まで行くちゅうのは非常に厳しいと思う。子供のたまり場になるとかいろんな話があったと思うんですが、公園にトイレがないというのは、やはり環境美化条例とかつくっていながら。

年をとると、失礼な話ですけど、排せつ回数が増えて、男性の方は特にそうだと思うんですが、そうなる可能性もありますので、できたあとに、また何かあったら話し合いをして、トイレは必要だと思いますので、その辺は、私は要請をしておきたいというふうに思います。

○企画課長（湯下 吉郎君）

先ほどの過疎対策事業債の計画に関する御質問でございますが、おっしゃるとおり、非常に町にとりましては大事な有利な財源ということで考えております。近年、行政需要が多くなる中で、6年間の事業計画の中で、総事業費的には180億円ぐらいの事業を計上をしておりますけれども、この過疎対策事業債の配分に当たりましては財政課のほうでしっかりと、緊急性、それから重要性をもとに配分をさせていただいているところですが、先ほどからありますように、事業の優先順位をつけてということは、しっかりとまた財政課と協議をしながら、こちらも計画書にのらないと充当ができないということもあります。

それからまた、先ほど言いましたように行政需要が増えてくるというのは、福祉関連9項目ありますけれども、その中でも、橋梁の長寿命化であったり、あるいは住宅の長寿命化、そんなことを含めて福祉関係もだいぶ出てまいりますので、その配分に当たりましては財政課と十分協議をしながらやっていくということで考えております。

○麥田 博稔議員

今、企画課長から答弁がありましたけれども、この前もちょっと話をしたんですが、やはり交付税が5～6年後には12億円ぐらい減ると。今の調子でいくと、面積は減りませんが、一番この交付税にとって必要な人口要件が大分減ってくる可能性がありますので、やはり10年間の計画にのってないと結局できないと今言われたように、それはもう理解しますけれども。

やはり優先順位のつけ方、ここがやっぱり非常に大事になってきて、福祉とか、その辺はこれからの周辺地域の活性化とかいろんなことを考えたときに、やはり相当めり張りのきいた財政運営をしていかないと、いろんな意見は出てきますけれども、大変だと思いますので、重々理解はされていると思いますが、要請をしておきたいというふうに思います。

○平八重光輝議員

時間もたちましたので、簡潔にお尋ねいたします。

二つほどお尋ねをしようと思ったんですが、一つは、もう重なりましたので、強い要請ということで。トイレの件であります。町長の答弁で、けがされた方、高齢の方がおられるから洋式をという話でありましたが、今、一番洋式が必要なのは、子供たちなんです。小学生や中学生には、和式を余り使ったことがないという子供が結構いるんです。うちにないもんだから。だから、運動公園等については、少なくとも半分ぐらいは洋式化するというようなことで、ぜひやっていただくように要請しておきます。

それと質問であります。23ページのポリオの件で一つお尋ねします。不活化ポリオワクチンということで副作用がないといいますが、少ないということですが、これまでのワクチンで副作用を心配されて、対象の年齢であるけれどもされなかったという方がいらっしゃるものかどうか。それと、これまでのワクチンで重篤な副作用があったというのがあるかどうかお尋ねいたします。

○健康増進課長（小椎八重廣樹君）

保健衛生費の予防接種事業費のことでの御質問でございますが、今回ポリオの予防接種が、9月から新しく不活化ワクチンに変わるということ、これも含めての予防接種の関係でございますけれども、保護者におかれましては、予防接種法に定める時期がありますけれども、それをまた、それなりに解釈されまして、やはりそれを受けられない方も現実的にはいらっしゃいます。

そういう方に対しては、医師会等とも連携をとりながら、事細かくお知らせをしながら進めているところでありますが、そういう方もいらっしゃいます。それから、これまでの予防接種における重篤な医療事故であります。それにつきましては今のところ伺っていないところでござい

ます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり分割して、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第6「議案第49号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第7「議案第50号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第6「議案第49号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」及び日程第7「議案第50号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

議案の提案理由については説明済みであります。

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号及び議案第50号については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から9月14日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第2委員会室、文教厚生常任委員会が第1委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。9月28日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後2時39分

平成24年第4回さつま町議会定例会

第 4 日

平成24年9月28日

平成24年第4回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成24年9月28日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番	森山大	議員	2番	東哲雄	議員
3番	麥田博稔	議員	4番	米丸文武	議員
5番	川口憲男	議員	6番	新改秀作	議員
7番	平八重光輝	議員	8番	平田昇	議員
9番	舟倉武則	議員	10番	岩元涼一	議員
11番	内之倉成功	議員	12番	柏木幸平	議員
13番	楠木園洋一	議員	14番	内田芳博	議員
15番	桑園憲一	議員	16番	市來修	議員
17番	新改幸一	議員	18番	木下敬子	議員
19番	木下賢治	議員	20番	中尾正男	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	萩原康正君	議事係長	中間博巳君
議事係主幹	松山明浩君	議事係主任	神園大士君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育長	東修一君
副町長	和気純治君	教委総務課長	山口正展君
企画課長	湯下吉郎君	商工観光課長	赤崎敬一郎君
環境課長	貴島晃人君	建設課長	三浦広幸君
介護保険課長	中村慎一君	水道課長	脇黒丸猛君
総務課長	紺屋一幸君	監査事務局長	櫛山扶美子君
財政課長	下市真義君		
安全安心対策課長	崎野裕二君		
消防長	高木卓朗君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 4 5 号 さつま町暴力団排除条例の制定について
- 第 2 議案第 4 6 号 さつま町火災予防条例の一部改正について
- 第 3 議案第 4 7 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 4 議案第 4 8 号 平成 2 4 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 5 議案第 4 9 号 平成 2 4 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 議案第 5 0 号 平成 2 4 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 5 1 号 し尿汲取収集車（4 t 車）購入契約の締結について
- 第 8 議案第 5 2 号 平成 2 4 年度さつま町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 9 議案第 5 3 号 平成 2 3 年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0 議案第 5 4 号 平成 2 3 年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 1 1 議案第 5 5 号 平成 2 3 年度さつま町水道事業会計決算の認定について
- 第 1 2 議案第 5 6 号 平成 2 3 年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 1 3 議案第 5 7 号 平成 2 3 年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第 1 4 請願第 1 号 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について
- 第 1 5 請願第 2 号 さつま町立学校適正化基本計画の策定に関する請願書
- 第 1 6 発議第 5 号 3 0 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書（案）の提出について
- 第 1 7 報告第 9 号 平成 2 3 年度健全化判断比率の報告について
- 第 1 8 報告第 1 0 号 平成 2 3 年度資金不足比率の報告について
- 第 1 9 所管事務調査報告の件
- 第 2 0 議員派遣の件
- 第 2 1 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成24年第4回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。代表監査委員から本日欠席する旨、また内之倉議員からは遅刻する旨、届け出がありましたので、お知らせいたします。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第45号 さつま町暴力団排除条例の制定について」、日程第2「議案第46号 さつま町火災予防条例の一部改正について」、日程第3「議案第47号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第4「議案第48号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」、日程第5「議案第49号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第6「議案第50号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「議案45号 さつま町暴力団排除条例の制定について」から日程第6「議案第50号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」までの議案6件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務常任委員長（岩元 涼一議員）

総務常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な内容と質疑について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第45号 さつま町暴力団排除条例の制定について」であります。この条例は暴力団の排除を推進し、町民の安全で平穏な生活の確保を図るために制定しようとするものであります。

平成4年に施行された「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、いわゆる暴力団対策法により、警察の取り締まりが強化されたが、暴力団は組織実態を隠して活動する傾向にあり、活動資金の獲得行動も巧妙化、多様化してきているため、住民の生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼしている。こうした暴力団等の動きに対抗するため、住民や関係機関が連携しながら暴力団排除に取り組むことを定めたものとの説明であります。

次に、「議案第46号 さつま町火災予防条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

これは、近年の電気自動車普及に伴い、電気自動車用の急速充電設備の設置が進められており、今後もさらなる普及が見込まれることから、その特性を踏まえた火災予防上必要な安全対策につ

いて、全国的に統一した基準を定める必要があるため、本条例の対象火気設備等の種類に急速充電設備を追加するとともに、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準が新たに定められたことに伴い、現行の火災予防条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、本条例では20キロワットを超えるものから50キロワット以下の急速充電設備が対象となっているが、一般家庭で電気自動車を充電する場合も本条例の対象となるかただしましたところ、一般家庭用電源と同じ交流電源で利用するものは通常20キロワット以下であるため本条例の対象とならない。対象となる急速充電器は、大容量タイプは50キロワット、中容量タイプは20キロワットで製品化されたもので、現在のところ本町では設置されていないとの説明であります。

次に、「議案第48号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」の関係分についてであります。

歳出の2款1項、総務管理費、行政管理費については、窓口業務サービスステップアップ研修の受講数増加などによる費用として、4万8,000円を計上するものです。窓口業務サービスステップアップ研修は、来庁者の多い部署を対象に3回に分けて研修するもので、第1段階では講師が予告なしに現状を分析、第2段階では現状分析をもとに窓口職員への研修を実施、第3段階では数カ月後に講師が改善状況を観察し評価するというものです。

この研修は、県内では10数団体で実施され、窓口サービスの向上につながっているなど、高い評価を得ていることから、本町でも導入したとの説明であります。

次に、2款1項、総務管理費、財産管理費については、旧宮之城中学校の解体工事の工事請負費として、1億3,800万円を計上するものです。旧宮之城中学校の校舎やプール、屋内運動場等を複数の工区に分割し、解体工事を行うものです。本年度中に旧宮之城中学校の解体工事を完了させ、来年度からメガソーラーを設置、運営する法人への貸付を予定しているとのことであります。

質疑の中で、解体工事は複数の工区に分割して行うとの説明であったが、今回の解体工事の具体的な進め方についてただしましたところ、地元業者を対象に、分割した各工区で入札を行う予定である。また、町の発注する工事では、同一工区内の複数受注に制限を設けており、広く工事が受注できるようになっているとの説明であります。

また、国道に面している旧宮之城中学校周辺での解体工事車両の出入りについて、どのような安全対策をとるのかただしましたところ、交通誘導員の配置や、施工業者間で十分に連携をとった安全対策をとるよう配慮したいとのことであります。

次に、9款1項、消防費、非常備消防費については、消防団員440名分の編み上げ靴と雨合羽を購入する費用として、650万円を計上するものです。現在の消防団員の装備では、災害現場活動及び山林等における行方不明者の搜索等で支障を来していたことから、今回新たに装備を充実させるものであります。

質疑の中で、雨合羽は火災現場や雨天時の出初め式にて着用するのかただしましたところ、火災現場では着用しない。雨天時の行方不明者搜索や大雨時の警戒活動、水防活動等での着用を考えているとの説明であります。

次に、地方債補正については、災害復旧事業債の限度額1,370万円を追加し、変更分として一般単独事業債の限度額を850万円増額、過疎対策事業債の限度額を2,410万円に減額するものであります。

質疑の中で、過疎対策事業債が減額されることにより、未執行の町道整備や消防施設整備の予算も減額されるが、今後、一般財源で対応しなければならない事業があるかただしましたところ、

鹿児島県より1億370万円の減額要請を受けて未執行分3,890万円を調整し、残り6,480万円のうち大薄西線の工事1,220万円は電源立地地域対策交付金にて対応できる。

しかし、中山間地域総合整備事業の宮之城地区と柏原地区の2,620万円、道整備交付金事業の戸子田熊田線と城之口五日町線の2,200万円、内之山線の増額分440万円はどうしても都合がつかないため、他の起債や過疎対策事業債の2次申請等もあるが、今年度については年度途中ということもあり、一般財源で対応せざるを得ない状況であるとの説明でありました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの総務常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで、総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（桑園 憲一議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第48号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分、「議案第49号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、「議案第50号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、以上、議案3件につきましては、慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程について、その概要を申し上げます。

初めに、「議案第48号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分についてであります。

まず、歳出の4款1項、保健衛生費の予防接種事業費に計上された賃金は、ポリオ予防接種において、安全・安心の確保を図るため、事務補助1名を6カ月雇用する経費であります。ポリオ予防接種については、今年9月から生ワクチンによる接種が中止され、不活化ワクチンによる接種が導入されたところでありますが、さらに11月からは、ポリオを含む4種混合ワクチンの導入が計画されております。

今後において、生ワクチンより安全とされている不活化ワクチンに切りかわることで接種者の増加が想定されること、また、対象者のワクチン接種歴によって接種の回数や時期が異なり、それを正確に把握した上で、対象者それぞれに対して適正な接種を促す必要があること等の理由から、担当者の事務負担増が見込まれる。

そこで今回、新規雇用して的確な事務を行うことにより、接種過誤等の医療事故が発生しないようにしたいとの説明であります。

次に、10款5項、社会教育費の西郷菊次郎永野金山鉱業館長就任100周年記念事業費に計上された負担金補助及び交付金は、西郷隆盛の長男、菊次郎が、島津鉱業館長に就任してちょうど100年を数える今年、永野地区内において、永野西郷菊次郎顕彰会による式典等の記念事業が実施されることから、その事業費の一部を補助するものであります。

質疑の中で、補助金額の算定根拠についてたどりましたところ、永野西郷菊次郎顕彰会は全体事業費を200万円として計画しているが、その中から、記念講演の講師やアトラクション参加

団体への謝礼、記念誌の作成費、看板や案内板等の作成や設置に係る経費など補助対象とすべき事業費を抽出し整理した結果、合計で140万円程度になった。今回は、その2分の1である70万円を補助金として計上したとの説明であります。

次に、10款6項、保健体育費の宮之城屋内温泉プール等管理費に計上された工事請負費は、同施設に附帯する駐車場を追加整備するための経費であります。追加整備する面積は、町有地である現況山林部分とプール周辺部分を合わせて約3,420平方メートルであり、この工事の完成によって、新たに87台が駐車可能となり、既存の駐車場分を含めた全体での駐車可能台数は230台程度になると見込んでいるとの説明であります。

この温泉プールでは、大勢の参加者が集まる水泳大会が年に数回開催されておりますが、大会関係者等から新たな駐車場の確保を求める意見も出されていることから、当委員会としましては、現地に赴き、現在の駐車場の状況及び整備予定地を確認した上で、今回の施設整備工事は計画どおり早急に行うべきであると判断いたしましたところであります。

次に、「議案第49号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

歳出の1款1項、総務管理費に計上された備品購入費は、平成19年度に導入した鹿児島県後期高齢者医療広域連合の電算処理システムの更新に伴い、窓口端末としてノート型パソコン4台を新たに購入する経費であります。

質疑の中で、新規購入ではなく、庁舎内で使用している既存のパソコンにシステムを組み込んで運用することはできないのかたどしたところ、既存のパソコンの機能では本システムの正常な作動が保証されておらず、また、保険証発行等を行う窓口端末ということで、もしトラブルが発生すれば、町民に直接迷惑が及ぶ事態になることから、やはり同広域連合が推奨する機能を備えたものを新規に購入する方向で進めたいと考えているとの説明であります。

次に、「議案第50号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳出の3款1項、介護予防事業費の地域介護予防活動支援事業に計上された負担金補助及び交付金は、高齢者元気度アップ・ポイント交付金であり、鹿児島県の新規事業である高齢者元気度アップ推進体制づくり事業を導入して実施するものであります。

本町における事業内容は、65歳以上の元気高齢者が各種検診を受診したり、健康づくりに関する研修会等に参加した場合に、商品券や現金に交換できるポイントを付与するというもので、ことし10月からおおむね来年1月までに実行したものを取り扱い対象とする予定であるとのことであります。

質疑の中で、本年度から取り組んでいる介護支援ボランティア事業との違いについてたどしたところ、介護支援ボランティア事業では、介護施設や地域でのサロン等において、積極的にボランティア活動を行った場合に限ってポイントが付与されるが、今回導入する事業では、ポイントが付与される要件を拡大して、様々な健康づくり関連事業やサロン等に受け身的に参加するといった活動に対してもポイントが付与される。ただし、この二つの事業においては、ポイントを重複して付与できないことになっているとの説明であります。

以上のほか、教育費関連の補正予算の中で、特に、スクールソーシャルワーカー活用事業に対する町単独の予算措置について、町長の見解を求めたところであります。

スクールソーシャルワーカーにおいては、家庭の教育力が低下し、保護者の養育放棄的な態度によって不登校傾向など様々な問題行動を起こす児童生徒に対して指導・助言を行っていただいているところであるが、県予算の本町割り当て分が減額となり、活用できる時間が減ることにな

るとの説明を受けた。全国各地でいじめ問題が深刻化している中、本町立学校においても、いじめが全くないとは言い切れず、現に不登校傾向の児童生徒が存在していることについても情報提供がなされている。

このような状況下では、このスクールソーシャルワーカー活用事業に期待するところが大きいと思われるが、本事業に対する町単独による予算措置について基本的にどのように考えているかただしましたところ、答弁では、スクールソーシャルワーカー活用事業については、町教育委員会において、いち早く取り組んでもらっている。今回、県の予算枠の変更に伴い74万円の減額補正を計上しているが、この措置については、少し事務的な対応になってしまったという思いはある。

町教育委員会が、いじめや不登校などの現状を把握し、それにしっかり対応できる体制を継続してとっていけるように、今後、必要によっては町単独による予算措置も考えていきたいと思っているとのことである。以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔桑園 憲一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで文教厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔川口 憲男議員登壇〕

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、山崎住宅団地、河川寄州2カ所の現地調査を踏まえ、慎重に審査を行った結果、「議案第47号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」及び「議案第48号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分の議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第47号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、平成25年度の山崎団地建てかえに伴い、住宅建設のための造成工事に支障となる国道北側2棟のうち1棟（3戸）を解体し、一部用途廃止とすることから、団地内戸数を12戸から9戸に改める内容であります。

質疑の中で、山崎団地建てかえ計画に係る入居者への周知等についてただしましたところ、団地内入居者は現在5世帯であり、今回解体をする住宅に入居されている2世帯の方へは事前に説明を行っており、また、10月中旬には全世帯を対象にした説明会を予定しているとのことあります。

次は、「議案第48号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」関係分についてであります。

6款1項、農業費の関係であります。7目、畜産業費の活動火山周辺地域防災営農対策事業費に、良質粗飼料の安定確保等を目的とした共同利用機械の導入に係る補助559万2,000円が計上されているが、機械購入後における管理のあり方についてただしましたところ、通常、機械格納庫まで同時に整備するのが一般的であるが、今回の場合、事業主体の組合長が所有する格納庫に余裕があったことから、既存施設を活用して集約管理をしていくことになったとのことで

あります。機械購入後の維持管理については、当初の計画目標等もあるので、長期的に適正な維持管理がなされるよう要請いたしました。

8目、担い手育成費の共生・協働のむらづくり活性化事業は2年間の継続事業で、地域資源の発掘と活用に向け、農村集落が地域おこし団体等と連携した取り組みを行うものであり、本年度は、神子地区の補助金50万円が計上されています。

質疑の中で、この事業は、昨年度に永野地区で実施されたが、地区選定に当たっての基準についてただしましたところ、昨年度とは若干内容を変えて新たにスタートした事業で、本年度は急遽、県から本町への実施依頼があったので各地区への相談を行った。しかし、本年度は人・農地プランの策定作業等もあり、最終的に神子地区で受け入れてもらえたとのことであります。

次は、2項、林業費についてであります。2目、林業振興費の竹林整備支援事業補助400万円は新規事業で、現在、竹パルプ用材をさつま林産等に持ち込んだ場合、1キログラム当たり7円50銭で買い取られているが、これに町で1円上乗せをし、8円50銭となるようにするものです。これにより、タケノコ生産農家等における伐竹意欲の向上と誘致企業であるさつま林産への搬入促進を図ろうとするものです。

質疑の中で、補助金の支出方法と上乗せ助成の対象者についてただしましたところ、実績に基づく事後精算の方式を計画しているため、一時的にさつま林産等で立てかえ払いをしてもらうこととなる。また、助成の対象となる搬入者は町内在住の方としているとのことであります。森林環境の保全と竹林整備のさらなる推進の観点から、今後の動向を見ながらさつま林産等での買い取り価格の値上げに関する交渉も必要ではないかとの意見が出されました。

次は、7款1項、商工費の関係であります。2目、商工振興費のプレミアム付商品券発行事業補助に、今回は事務費を含め330万円が計上されているが、この金額に決定した経緯についてただしましたところ、当初予算では500万円計上したが、激特事業の橋梁工事に伴う商店街への影響等を考慮し、引き続き景気対策が必要なことから計上したもので、商工会と協議をする中で、事務費についても今回は一部助成を受けたいということがあり、この金額になったとのことであります。

次は、8款4項、都市計画費の関係であります。3目、災害復興対策費の中に平成18年豪雨災害復興祭事業費194万7,000円が計上されているが、本年度本町で開催するに至った川内川流域自治体など関係団体との協議内容についてただしましたところ、川内川流域の自治体で組織する川内川改修促進期成会の会合の中で、各市町は激特事業の竣工式を開催したいということであり、また、招待者等が同じであることや開催時期、開催場所については、さつま町の橋梁工事が完成した時期で、開催場所も最も被害の大きかったさつま町でという意見が出され、竣工式については、流域で組織されている3期成会合同の川内川河川激甚災害対策特別緊急事業竣工式協賛会とさつま町の共催で開催することとなったとのことであります。

最後に、次の3点については、特に町長の見解を求めたところであります。

1点目は、河川の適正な維持管理のための継続的な予算措置についてであります。町で管理する河川は170キロメートル余りに及び、多くの場所で土砂の流出やアシ等が群生しているが、地域においては、近年の高齢化の進展や世帯数の減少等により、これら管理の対応に苦慮している状況である。

そのような中、今回、寄州除去等のための河川防災工事費500万円が計上されているが、今後の増額や継続的な予算措置を行う考えがあるのかただしましたところ、本年度の座談会やこれまで担当課へ要望があり、その中でも河川管理上危険性のある場所の寄州除去等に係る予算を計上したが、これ以外にも多くの場所があり、放置しておく災害が発生するおそれもあるため、

危険性、緊急性の状況等を見きわめながら、今後、必要な予算措置について配慮をしたいとの答弁であります。

2点目は、町単独事業に対する予算措置の考え方についてであります。今回の補正予算を審議する過程で、幸いにして本年度は、土木施設、農林業施設における災害発生件数は少なかったが、一方で、地元請負業者にとっては、工事の受注件数が少なく、厳しい環境にある。

近年の請負業者は、技術者、重機オペレーター等を含め若者も多く、定住促進や地域活動の推進における一翼を担っている。このようなことから、地元業者の支援、育成という観点から、公共工事における計画事業の前倒しや町単独事業への予算措置はできないかたまたまのところ、今あったとおり請負業者のクラスによっては、厳しい状況にあると受けとめている。

このようなことから、今回の補正予算における町単独事業についても、従来、道路整備班でやるべきところを工事請負費で計上し、受注機会の増加を図っている。また、金額においても、従来の2、3倍程度の予算規模となっており、十分とは言えないが、一定の配慮を行った。今後においては、旧宮之城中の解体、庁舎建設関係などの工事があるため、地元請負業者による受注の機会は増えてくるものと考えている。

今後、学校施設等の耐震化、防災無線のデジタル化など大規模な事業も控えており、計画された緊急を要する事業等を優先に考える必要があることから、すぐに町単独事業への予算措置というわけにはいかないが、今後の財政運営状況等を勘案しながら可能などころは対応したいとの答弁であります。

3点目は、観光振興のための観光協会組織体制の充実についてであります。現在、町内において各種スポーツ大会、合宿等が開催され、多くの方が来町されているが、これらは、個人的なつながり等で本町を利用されるケースも多いようである。

しかし、このような方々の高齢化や人数の減少により、各種大会等の本町への誘致の継続が危惧される。補正予算の中で、観光PR推進業務として、観光協会において1年間の計画で1名の雇用がなされるが、スポーツコンベンションを初めとする観光推進のためのコーディネーターができる観光協会の組織体制づくりの支援に対する考えについてたまたまのところ、観光振興は、行政を推進する上で重要な分野と考えており、人口が減少する中で、いかに誘客を図り、交流人口を増やすかが今後の重要な問題となってくると認識している。

これには、観光協会が中心になって、行政が支援し、その活動が反映されるよう推進することが最善の方法と考える。最近では、役員の皆さんの意識も高まり、いろんな取り組みをされているので、さらに観光協会自体で収益事業に取り組み、雇用が発生し、事務局体制が充実できるような組織にしてもらいたいと考えている。そして、このことが軌道に乗るまでの間は、行政としての支援が当然必要であるとの答弁であります。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの建設経済常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで、建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第45号 さつま町暴力団排除条例の制定について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第45号 さつま町暴力団排除条例の制定について」は総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

「議案第46号 さつま町火災予防条例の一部改正について」及び「議案第47号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、以上の議案2件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件に対する各常任委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第46号 さつま町火災予防条例の一部改正について」及び「議案第47号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、以上の議案2件は各常任委員長の報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第48号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第48号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第49号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第50号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、以上の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件に対する文教厚生常任委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第49号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第50号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、以上の議案2件は文教厚生常任委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第7「議案第51号 し尿汲取収集車（4t車）購入契約の締結について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第7「議案第51号 し尿汲取収集車（4t車）購入契約の締結について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。「議案第51号 し尿汲取収集車（4t車）購入契約の締結について」であります。

これは、し尿くみ取り収集用の4トン車に係る購入契約を締結しようとするもので、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、環境課長に説明させますのでよろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○環境課長（貴島 晃人君）

それでは、「議案第51号 し尿汲取収集車（4t車）購入契約の締結について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

環境課長にお伺いしますが、この件については当初で1,150万円、備品購入費で予算を組んで、この予定価格を見ますと、789万3,000円ということで約360万円、当初で説明された額から下がっているわけですが、安く買えることはいいことなんですが、装備が変わったのか、この基本になる車が変わったのか、その辺の事情について説明をお願いいたします。

○環境課長（貴島 晃人君）

当初予算は1,150万円ということでお願いしたところでございます。当初予算時に業者に見積もりを取りましたところ1,160万円程度ということでございましたので、若干端数を切りまして1,150万円ということでお願いしましたが、電源立地地域対策交付金を要望する段階において再度見積もりを徴収いたしまして、その段階で一番安いところが845万7,000円というのがございまして、それをもとに決めたところでございます。

○麥田 博稔議員

最初に見積もりをとって1,150万円、それが再度とったらということですが、我々素人に

は全然判らないんです、価格が。だから、予備知識として予算をつくられるときに見積もりを取られますけれども、見積もりをしてもらうときに、やはり慎重な配慮が今後必要じゃないかと思えますので、この点については要請をしておきたいというふうに思います。

○平八重光輝議員

し尿くみ取り収集車、今後また何年かに1回は出てくるかと思われませんが、薩摩川内市との関係もありまして、いろいろあるんですが、この業務の民営化等は検討されていなかったものかお尋ねいたします。

○環境課長（貴島 晃人君）

民営化等の検討はということでございますが、施設の運転管理につきましては、民間委託をということで検討をしたところでございますが、今のところは、現在は直営のままということでございまして、収集等については当分の間はこのままでいきたいと、運転管理等については、退職者等がございました折に、そういう方向でしていきたいとは考えているところでございます。

○平八重光輝議員

現在は薩摩川内市の一部を含めて業務をされて、民間の業者も含めてですが、もう近い将来といますか、恐らくもうすぐそういうのもできなくなると思われます。業者を保護せえという意味ではありませんが、どうしても直営でせんないかんのか、その辺もぜひ検討されて、民間移管できるものであれば、そういうのも検討の余地があるかと思えますので、ぜひそちらの方向でも検討していただきたいのですが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

薩摩川内市との関係で従来委託を受けてやっておったわけでございますが、いわゆる祁答院、入来の問題ですね。しかし、本年度から薩摩川内市においては新しく施設をつくりましたので、し尿のこういった関係についてはすべて向こうで処理をするということになったところでございます。

そういうことで、この台数を減らして、さつま町の区域については直営でやっているというようなことでございます。将来的なそういうことも考えられますけど、今、収益金のある部分なんですよね。当面は職員もおるということでありますので、それも配置転換というふうになりますと、業務的に職が変わるということでもありますから、やっぱりこの職員の退職等をにらみ合いながら民間委託とか、その辺のところを調整をしていく必要があると思っております。

今のところは、ごみの関係について、ことしからプラットホーム作業のところについては、もうシルバー人材センターのほうに委託をしていくということで、徐々にやっぱりそういう形で進めてはきておるところでございます。

○木下 賢治議員

お尋ねしますが、消防自動車等はメーカーが違っても製造の工場は1カ所というような例もあるわけですが、その点はどうかということと、通常入札される場合に3社以上というようなものもあるわけですが、ほかに該当するメーカーはなかったのか。

○環境課長（貴島 晃人君）

ポンプの部分については同じメーカーが製造をしているところでございます。あと2社しかなかったのかということでございますが、今回の4トン車についてはタンクの容量が3,400リットルということでお願いしましたところ、2社しかそれを積載する車両がないということで2社にお願いしたところでございます。

○木下 賢治議員

副町長に尋ねますけれども、ただいまの説明の内容ですけれども、こういう場合に、当然2社

での入札というものがしょっちゅうあつてはおかしいような感じもするわけですが、入札のあり方の中で考え方を伺いたいと思います。

○副町長（和気 純治君）

今回は、2社での指名競争入札ということでございました。我々としましては、原則は3社以上が望ましいということで一つの基準としては持っております。ただ今回は、ありましたように、このタンク容量を扱うのは、照会しましたところ、どうしても2社しかないということで、今回やむなくこの2社での指名競争入札をしたということでございます。

○川口 憲男議員

環境課長に1点だけ。先ほど4台体制を3台体制にすると。これは薩摩川内市の収集業務委託がなくなったから減らすんだということでしたけども、町でも合併浄化槽等の補助を行ってきているわけですが、この収集車でくみ取りをするのが、推移はどういうふうに進んでいるのか、非常に鈍化しているのか、将来的にここあたりの流れがどうなるのかちょっとお聞きしておきます。

○環境課長（貴島 晃人君）

し尿の関係でございますが、やはり毎年120戸程度の合併処理浄化槽が設置されますので、し尿については減っていくということで、先々増えることはないとは考えております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、本件を採決します。

お諮りします。本件はこれを可決することにすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第51号 し尿汲取収集車（4t車）購入契約の締結について」は、可決されました。

△日程第8「議案第52号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第8「議案第52号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第52号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

今回の補正は、衆議院議員鹿児島県第3区選出議員の補欠選挙に伴う経費並びに富士通インテグレートマイクロテクノロジー株式会社の譲渡に伴います、緊急労働相談に要する経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,353万6,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億7,289万3,000円にしようとするものであります。内容につきましては、財政課長に説明させますのでよろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第52号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

投票についてですが、選挙準備についてお聞きしますけれども、本庁舎を今、解体中ということで期日前投票をどうされるのか。この前のときにも広めに駐車場をというようなこともありましたけど、その辺の対策をどのようにとられるのかお伺いいたします。

それから、緊急労働相談費。これは、きょうの南日本新聞によりますと、ハローワークにさつま町の方も何名か見えているというような新聞報道もありましたけれども、この前、担当課から説明を受けたわけですが、そのときもちょっと話をしたんですけども、結局40代、50代ちゅうことで各公民会の中核、役員をしたり消防とかに入っている方がいらっしゃいます。私の公民会でももう何年も会計をしてもらっている方とか。

だから、そういうことになってくると非常に困るんですけども、今後、この前もちょっと要請をしましたけれども、地元立地企業ちゅうか、ものづくりのあれに相談をしてというような話もあって、富士通のほうかどのようになるのか、まだはつきり方向が出ていないようですので、こちらの対策もできないと思うんですけども、町長は基本的にその辺をどのようにお考えなのかをお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

この問題が発生をしましてから、もう直ちに県とかあるいは薩摩川内市も同様でございますが、本町としましても、160人近い従業員がいらっしゃるといようなことで非常に重く受けとめまして、対策本部をすぐ立ち上げたところでございます。

そういうことで、おっしゃるとおり消防団とかあるいは地域の公民会の役員とか、PTAの役員とか、年代層からいきまして、家庭的にも非常に中心的な方々でございますし、社会的にも大きな影響が出てくると想定をいたしております。

そういうことで、やっぱり町としても何らかの対応策というのは必要だといようなことで、このような対策本部を設置をいたしましたわけでございます。具体的に、これから会社のほうからそれぞれの方々への説明というのが始まるといようなことでございますので、そういった内容等を受けて、御本人さんたちが家族の話し合いをされてどういう対処をされるか、これからだと思

っております。

会社とされましては、今のところ、一定の生産を続けながらということですので、その辺のところもありますし、やっぱり大分のほうにも300人ぐらいは送らにやいかんということもありますし、いろんなことが絡んでおりますので、なかなかうちとしても、すぐ先々に手を打てる状況じゃないというのがあります。

そういう経過を踏まえて、先ほどもおっしゃいました、やはり町としていろんな社会的な打撃というのは大きいわけですので、もしそういうことになると、適切な対応というのは必要だというふうに考えて、今回の場合もできるところから、こういった相談業務には当たっていきたいということで予算のほうもお願いしているところでございます。

○総務課長（紺屋 一幸君）

衆議院議員の補欠選挙の関係でございますが、期日前の投票所につきましては、ひまわり館を利用させていただいて設置をする予定でございます。たすけあい室とかございますが、その手前の右奥のフロアをお借りしまして、10月17日から27日までの11日間という期間でございますので、その間、そちらで実施の予定ということでございます。

○麥田 博稔議員

ひまわり館だと、今まではここだったので、多分ここに見えていろいろあると思います。その周知の方法を考えて、して下さるように要請をしておきたいと思います。

○平八重光輝議員

緊急労働相談費についてお尋ねしますが、先ほど麥田議員からもありましたけれども、まだ富士通さんのほうが、はっきりとした方針が出ていない中での事業であるようではありますが、二、三お尋ねいたします。

対象人員がさつま町で160名ということですが、この方々への相談をしますという周知はどのようにされるのか。社会保険労務士の方にお問い合わせということであれば、主に社会保険に関する内容であろうかと思いますが、その相談内容はどの程度まで考えていらっしゃるのか。相談の対象は160名ですけれども、20日間ということでありましたので、どれぐらいの人数を想定されて、20日間と決められたのか。

それと、現在ハローワークのほうにも出かけていらっしゃる方もいらっしゃるということですので、できればハローワークと一緒にといいますか、共同でできなかったものか、そういうのは検討されなかったものか、実際、いつごろから、こういうのをされるのかお尋ねいたします。

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

今後のスケジュールでございますが、まず会社側としては10月1日から個人面談に入ることとございます。それから、先ほど町長のほうからもありましたとおり、県が窓口になって、そして一番多い薩摩川内市、それからさつま町一緒になって、これに対応するというところで連携をとると。

薩摩川内市だけがやるとか、さつま町だけがやるとか、県だけでやるんじゃないくて、連携をとりましょうということで、全部連絡が県のほうからさつま町のほうにも、それから薩摩川内市のほうにも来ております。ほかの日置、いちき串木野については、それを受けて、また各市で対応していくということになっておまして。

現在、県のほうの考え方としては、会社で特別相談会を設けたいと、会社はこちらが出向いて、社会保険労務士も出向いていきたいということで申し出をいたしました。きょう断られたそうです。

断られたということで、今後のスケジュールですが、さつま町は先ほど申しましたとおり、県と薩摩川内市と連携をとりながら、10月末までに個人判断をせんにゃいかんわけですので、それで期間は10月いっぱい、そういう相談会を設けなくてはいけないということが、まず一つ。

社会保険労務士が県内に210人程度いらっしゃいますが、210名の方にこの10月に協力ができますかと、社会保険労務士会から連絡をとっていただいて、そして協力ができるという方で、来月中そのできる日で、さつま町の特別相談会を設置をしたいと。そういうことで、さつま町でできる日を決めて、そしてその日に集中的にやりたいと。

それから、160名の方には、もうさつま町の方は判っておりますので、その方々に通知をします、特別相談会をこういうふうにはさつま町でやりますと。その日に1カ所に集中すれば待たせることもありますので、できたら予約をお願いしますというのも出したいと考えておりますが。

それから、社会保険労務士がどんなことをやるかと申しますと、初期的なことで、労働の全般的なことを知っていらっしゃいますので、あっちこっち相談を回したり、そういうことがないというのがメリットであると。

それから、税とか個人的な情報は、やはり税務課とか、それから健康増進課とかいろいろ課がありますが、個人的なものについては、またそこに、その後行ってもらうようなふうにして各課連携をとりながらやっていきたいと思っておりますので、来ていただいたときは、健康増進課、それから就農したいという人もいらっしゃれば、もちろん担い手育成支援室、そういうのもあわせて連絡をとってやっていきたいと考えております。以上です。

○木下 賢治議員

同じく、富士通関連についてお尋ねしますけれども、今、商工観光課長のほうからもございましたが、就農のお話もございました。実は私も友人から相談を受けまして、この際、農業をやるかなちゅうようなことで、町の支援的なものは何かないものかちゅう尋ねがございました。担当課にはつないだわけですが、本人が今後どうするか、まだはっきりはしてないわけですが。

社員には兼業農家も結構多いんですね。再度新しく仕事を見つけてちゅうよりも、もう年代的に、この際、農業をしようかという人も出る可能性があるかと思っておりますので、就農支援について町独自でちゅうのものなかなか厳しいところもあるかと思っておりますが、県との連携もとれているようですので、県にもお願いして、それぞれ今までの支援策の中に年齢制限とかあるわけですが、そこら辺を特例として配慮するようなことを含めて、できる範囲で就農支援も考えていただきたいんですね、町長の考え方を伺いたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

こういう農村地域からの勤務者ということで、今もございましたとおり、何らかの兼業農家の方もいらっしゃるんじゃないかと思っております。そういうことで、もう就農に専念をしたいということであれば、今ありましたとおり、いろんな関係部署で対応ができるところは対応していきたいと思っております。要は資金的なこととかいろいろあるかと思っておりますので、その辺はまた、県とか十分検討する必要があるかと思っております。

そしてまた、今ちょうど人・農地プランの策定に入っているわけですね。20地区入っておりますが、今後はやっぱりそういった中核的な人、担い手としてやっていくという立場であれば、そういうことの対象にしていく、そしてまた青年就農給付金、そういった制度もありますので、そういったものが対象になればそういうことを受けていただくということも可能性としては出てくるのかなと思っておりますし、いろいろその辺は、また検討、研究させていただきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第52号 平成24年度さつま町一般会計補正予算（第5号）」は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね10時50分とします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第9「議案第53号 平成23年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第10「議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、日程第11「議案第55号 平成23年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、日程第12「議案第56号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、日程第13「議案第57号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第9「議案第53号 平成23年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から、日程第13「議案第57号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」まで、議案5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第53号 平成23年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、「議案第55号 平成23年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、「議案第56号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第57号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

まず、「議案第53号 平成23年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、提案の理由を御説明申し上げます。本決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき監査委員の審査に付し、同条第3項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

顧みますと、平成23年度の国の予算編成は、成長と雇用を最大のテーマとして、景気回復とデフレ脱却を図るべく施策を掲げスタートしようとした矢先に、3月11日に発生した東日本大震災により、直接の被災地はもとより、我が国全体に甚大な被害と影響をもたらすこととなりました。

こうした背景のもと、震災からの復旧復興対策を最優先の課題とする一方で、財政運営戦略に定められた財政健全化目標の達成に向けた取り組みを進めていくため新規国債発行額を44兆円以内、国債費を除いた基礎的財政収支対象経費を71兆円以内という中期財政フレームを定め、歳入歳出両面の抑制を図る中で事業の見直しが進められたところであります。

具体的には、元気な日本復活特別枠の活用により社会保障費の自然増や子ども手当、求職者支援制度などの重点施策や、環境、エネルギーに関する総合的な政策など、新成長戦略のための各種事業等に予算が配分されたところであります。

また、年度後半におきまして、社会保障の充実安定化と、そのための安定財源の確保と財政健全化の面から、社会保障と税の一体改革の方策として消費税増税などの方向性が示されたところであります。

本町における23年度当初予算におきましても、財政の健全化を図るべく、人件費や公債費等の経常経費縮減に努める一方、総合振興計画を柱に、これまで重点施策として取り組んでまいりましたマニフェスト関連事業を推進しながら、町民が夢と希望を持てる元気なまちを目指してまいりました。

本町の予算、決算規模につきましては、合併後の行革大綱に沿って、基本的には経常経費を中心に削減し、縮減に努めてきております。23年度は、国の経済対策交付金関連事業の終了と普通交付税の減少を受けまして、決算規模も昨年対比で減額となったところであります。

主要財政指標につきましては、地方債残高の減少などにより実質公債費比率及び将来負担比率は大幅に改善いたしましたものの、普通交付税の経常一般財源の大幅な減少などによりまして、これまで順調に改善をしておりました経常収支比率は、23年度は一転して上昇する結果となったところであります。

平成23年度は、東日本大震災により先の見えない復旧復興対策の影響を不安視する中で新年度を迎えたところでしたが、幸いに直接的な影響は少なく、当初計画された事業は、ほぼ計画どおりに執行できたと考えております。

住民の防災の意識が高まる中、平成18年度から始まった河川激特事業も橋梁の一部を除き完成しつつあり、川内川流域における安全安心が確保されてきているところであります。今後さら

に、基幹産業であります農業を初め商工業の産業振興、少子高齢化に伴う医療福祉対策など、地域社会の活力再生に向けた取り組みを進めなければならないと強く感じているところでございます。引き続き、議会並びに町民各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

各会計の決算状況について申し上げますと、まず一般会計においては歳入決算額で149億6,783万円、普通会計で149億6,646万3,000円となり、統計上、対比可能な普通会計で、前年度に比較しますと7億472万8,000円、4.5%の減となっております。

また、自主財源と依存財源の割合で見ますと、町税や使用料及び手数料などの自主財源が39億57万5,000円で全体に占める割合が26.1%、地方交付税や国県支出金などの依存財源が110億6,588万8,000円で73.9%となっております。企業収益の回復等によりまして町税等の割合がわずかに上昇したものの、全体に占める自主財源の割合は低く、依然として国県などへの依存財源の割合が高くなっております。

一方、歳出決算額は、一般会計で140億7,588万2,000円、普通会計で140億7,451万5,000円となり、普通会計で前年度に比較しまして6億5,441万5,000円、4.4%の減となっております。決算規模が減となった要因といたしましては、行財政改革の推進により歳出削減の取り組みが進んでいることとあわせまして、平成20年度後半から取り組んでまいりました国の経済対策交付金関連事業が終了したことなどが上げられると考えております。

性質別経費の増減で主なものは、子ども手当の影響で扶助費が4,884万8,000円、2.7%、予防接種や小学校の指導教科書等の物件費が3,290万5,000円、2.7%の増となったところでございます。

一方で、経済対策交付金関連事業の減少等から普通建設事業費が3億9,673万8,000円、17.8%、前年度積極的に基金積み立て等を行った影響で積み立てが2億4,158万2,000円、23.5%、公債費が1億7,349万2,000円、6%、前年度に企業立地促進助成金があった影響で補助費等が5,899万5,000円、8.2%、いずれもそれぞれ減となっております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は8億9,194万8,000円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源4,937万2,000円を控除した実質収支は8億4,257万6,000円の黒字となったところでございます。

主な財政指標につきましては、普通交付税の減少が大きく影響する中で、行財政改革の成果や公債費の減少等により、おおむね行革大綱に沿った改善ができていていると思っております。

具体的には、経常収支比率が85.8%から89.7%へ3.9%上昇しております。この内訳の主なものとしましては、分子側の要因としまして公債費が1億6,524万5,000円、2.5%の減額改善いたしましたものの、人件費が8,396万7,000円、6.9%の増でございます。これにつきましては、議員の共済年金廃止によります地方負担分の増や職員の早期退職者特別負担金及び普通負担金率の改正によるものでございます。

物件費の4,614万5,000円、9.5%の増につきましては、緊急雇用対策の賃金、予防接種、こども図書館図書等の整備費がそれぞれ増額、上昇したことと、分母側の要因としまして普通交付税が大幅に減少したことなどが上げられます。

また、実質公債費比率におきましては、公債費適正化計画に沿った順調な推移によりまして、前年度において地方債許可基準となっている18%を下回り、今年度においても着実に改善をし、3年間の平均値が前年に比較して1.1%改善して15.5%となりました。実質公債費比率は、今後も将来を見据えた中長期視点に立った運用を進めていく予定でありますので、さらに改善が

図られるものと考えております。

なお、基金積立金につきましても、財政調整基金を初め特定目的基金等への積み立てが実施できたところであります。具体的には、財政調整基金が決算積み立てを含め4億4,242万7,000円、庁舎建設基金が3億3,584万8,000円の増となり、新たに地域住民の連帯強化と旧町区域の地域振興等に活用するまちづくり振興基金に2億円、公共施設全般の維持補修等に活用する公共施設整備基金に1億円、それぞれ積み立てたところでありまして、基金総額で9億8,674万5,000円の増となっております。こうした一連の効果から、将来負担比率も昨年に引き続き大きく改善をいたしております。

以上のほか、平成23年度における施策の具体的な内容、成果につきましては、決算書及び主要施策の成果説明書並びに総合振興計画実績調書のとおりであります。

次に、特別会計であります。まず国民健康保険事業特別会計は歳入決算額34億9,797万2,000円、歳出の決算額33億7,802万3,000円、差し引き1億1,994万9,000円の黒字となっております。

国民の生命と健康を支える医療制度につきましては、これまで世界最高の平均寿命や高い保健医療水準を実現してまいりましたけれども、急速な少子高齢化、低迷する経済状況、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化をしております。このようなことを背景に、国保財政運営は非常に厳しい状況にあります。

今後におきましても、医療費適正化対策、保険税収納率向上対策など各種の保険事業への積極的な取り組みを図り、健全な事業運営を目指してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入決算額2億9,067万5,000円、歳出決算額2億8,798万3,000円、差し引き269万2,000円の黒字となっております。総医療費については59億8,381万5,000円で、町負担分としましては一般会計から4億6,942万1,000円を鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ支出をいたしております。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入決算額28億8,230万3,000円、歳出決算額28億806万円、差し引き7,424万3,000円の黒字となっております。歳出決算額は22年度比較で6,074万2,000円、2.2%の増となっております。また、歳出決算額の大部分を占める保険給付費の総額は26億9,474万円で、前年度と比較して5,772万7,000円、2.2%の増となりました。今後におきましても、介護予防サービスや地域支援事業の充実を図りながら高齢者の支援に努めてまいります。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入決算額2,292万7,000円、歳出決算額2,279万8,000円で、差し引き12万9,000円の黒字となっております。歳出決算額は22年度比較で64万9,000円、2.8%の減となっており、今後におきましても、適切な介護予防、ケアマネジメントに努めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。歳入決算額5,011万8,000円、歳出決算額4,481万7,000円、差し引き530万1,000円の黒字となっております。現在の加入戸数は372戸で、前年度に比較しまして19戸の増となって、加入率は84.2%であります。今後におきましても、加入促進を図りながら農業用水の水質保全と農業集落における生活環境の向上に努めてまいります。

次に、「議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第55号 平成23年度さつま町水道事業会計決算の認定について」であります。

まず、「議案第54号 平成23年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。これにつきましては、第1次一括法による地方公営企業法の一部改正により、

地方公営企業の経営の自由度を高める等の観点から、公営企業における資本制度が見直され、利益剰余金の法定積立義務が廃止になり、利益の処分は経営判断に基づき、条例もしくは議会の議決を経て対応することとなったことに伴いまして、平成23年度水道事業会計未処分利益剰余金1,913万3,061円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

次に、水道事業決算の状況であります。年間の総給水量は107万898立方メートルで、前年度に比べ1万2,906立方メートルの減となっており、一人一日当たりの使用量は301リットルとなっております。

給水人口は年度末現在9,719人で、昨年度に比べ80人の減少となっており、人口減の影響で給水人口も年々減少の傾向にあります。給水量が昨年度と比較して減少いたしておりますが、給水人口の減少や節水意識の高まり並びに長引く景気低迷などが要因と考えられ、水需要の減少傾向は今後も続くものと予測されるところであります。なお、給水区域内の普及率は99.2%で、昨年度と同じであります。

一方、経理の状況であります。収益的収支においては収入額が1億4,262万8,000円、支出額が1億2,349万5,000円で、差し引き1,913万3,000円の純利益が生じたところであり、この純利益が当年度未処分利益剰余金となったものであります。資本的収支においては、収入額が2,075万3,000円、支出額は5,852万6,000円で、不足する額3,777万3,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

施設整備につきましては、河川激特事業に伴う山崎橋配水管移設工事のほか、国道328号配水管移設工事などを行い、施設整備の充実を図ったところであります。また、宮之城橋配水管移設工事1工区ほか2件の工事について、橋梁本体工事の進捗状況にあわせ、翌年度へ繰り越したところであります。

次に、「議案第56号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第57号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

まず、「議案第56号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。水道事業会計と同様に第1次一括法による地方公営企業法の一部改正に伴い、未処分利益剰余金1,682万3,015円を建設改良積立金に積み立てるものであります。

次に、簡易水道事業決算の状況であります。年間総給水量は129万7,776立方メートルで、前年度に比べ9,026立方メートルの増となっております。これは倉内工業団地内に鶴田ダム再開発事業に伴う工事事務所開設による増が主な要因であります。

しかしながら、簡易水道事業においても水道事業と同様に給水人口が減少傾向にあり、年度末における給水人口は昨年度と比較して160人減の1万2,680人となっております。給水量につきましては、一人一日当たりの使用料が280リットルで、収益面に直接影響を及ぼす有収率については80.8%で、昨年度とほぼ同数であります。

一方、経理の状況ですが、収益的収支においては収入額が2億3,916万2,000円、支出額が2億2,233万9,000円で、差し引き1,682万3,000円の純利益が生じたところであり、この純利益が当年度未処分利益剰余金となったものであります。資本的収支においては、収入額が8,231万3,000円、支出額は2億1,524万3,000円で、不足する額1億3,293万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補てんをいたしたところでございます。

施設整備につきましては、未普及地域の解消を図るため、紫尾地区の配水管布設工事のほか、

鶴田中央簡易水道の水源地流量計等の取りかえ工事などを行いまして施設整備の充実を図ったところであります。また、佐志中央線の配水管布設工事のほか3件の工事を他の事業との調整により翌年度に繰り越したところであります。

ただいま御説明いたしました議案のうち、議案第54号及び議案第56号につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるもので、議案第55号及び議案第57号の各決算につきましては、同法第30条第2項の規定に基づき監査委員の審査に付し、同条第4項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

以上、平成23年度各会計決算の概要を申し上げましたが、これら各種の事業によりまして、社会資本の整備及び住民福祉の向上並びに水道事業の健全経営に努めてきたところであります。ここに改めて議員各位の御理解と御協力に対し深く感謝を申し上げますとともに、あわせて、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○木下 賢治議員

ここで動議を提出いたします。

ただいま議題になっております議案5件につきましては、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とされることを望みます。賛同、よろしく願います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいま、19番、木下賢治議員から、ただいま議題となっている議案5件について、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とするとの動議が提出されました。

この動議は所定の賛成者がありましたので、成立いたしました。

お諮りします。本動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっています議案5件については、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とするとの動議は可決されました。

お諮りします。決算特別委員会委員の選任については、さつま町議会委員会条例第7条第1項の規定によって、東哲雄議員、平八重光輝議員、平田昇議員、岩元涼一議員、楠木園洋一議員、桑園憲一議員、市來修議員、新改幸一議員、木下敬子議員、以上の9人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました9人を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第14「請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について」を議題とします。

文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（桑園 憲一議員）

当委員会に付託されました「請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について」、審査の過程と結果を御報告申し上げます。

本件は、薩摩郡さつま町求名12761の1、鹿教組北薩支部さつま地区協議会議長瀧山利生氏から、平成24年5月28日に提出されたものであります。

なお、紹介議員は平八重光輝議員であります。

請願の趣旨であります。子供たちに豊かな教育を保障することは社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、教育は未来への先行投資であるということが、多くの国民の共通認識である。このような中、日本はOECD諸国と比べて1学級当たりの児童生徒数や、教員一人当たりの児童生徒数が多くなっている。子供たちは、さまざまな価値観や個性・ニーズを持っており、小1プロブレム・中1ギャップへの対応も必要となってきたことから、一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。

日本の教育を考える10人委員会の調査でも、保護者が思う適正な1クラスの児童生徒数は、30人が45.4%、25人が20.2%、20人が16.0%、35人が8.4%の順という調査結果も出ている。一方、教育予算については、GDPに占める教育費の割合は、OECD諸国平均5.0%に対し、日本は3.3%となっており、OECD諸国の中では最下位となっている。

また、三位一体改革により義務教育費国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体財政を圧迫している。将来を担う子供たちが、全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要がある。こういった観点から、「30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書」の提出を求めるというものであります。

当委員会としましては、まず、6月定例議会の会期中に、教育委員会から意見を聴取した上で審査を行いました。その中で、委員から、さらに慎重に審査すべきであるとの意見が出され、採決の結果、全会一致で継続審査とすることに決定しました。

そして、本定例議会の会期中における審査では、請願者と紹介議員にも出席を求め、意見聴取を行いました。また、前回審査に引き続いて教育委員会からも意見を聴取し、その後、それぞれからいただいた意見を踏まえ慎重に審査を行ったところであります。

委員からは、請願文書中に校正不足が一部見受けられるが、請願者、紹介議員、そして教育委員会から聞いた意見を参考にすると、本請願は妥当であり賛同できるとの意見が出され、採決の結果、全会一致で、請願の趣旨を了として、採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

〔桑園 憲一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。
これから請願第1号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について」は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

△日程第15「請願第2号 さつま町立学校適正化基本計画の策定に関する請願書」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第15「請願第2号 さつま町立学校適正化基本計画の策定に関する請願書」を議題とします。

学校規模適正化対策調査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

〔木下 賢治議員登壇〕

○学校規模適正化対策調査特別委員長（木下 賢治議員）

当委員会に付託されました「請願第2号 さつま町立学校適正化基本計画の策定に関する請願書」について、審査の過程と結果を御報告申し上げます。

本件は、薩摩郡さつま町求名11520番地1、薩摩地区小中学校PTA連絡会議代表幹事本村広充氏ほか6名から、平成24年8月27日に提出されたものであります。請願者7名のうち4名はそれぞれ、薩摩地区内にある小中学校のPTA会長であり、残りの3名は、同地区内の求名、永野、中津川、それぞれの区公民館長であります。

なお、紹介議員は、米丸文武議員、岩元涼一議員、木下敬子議員の3名であります。

請願の趣旨であります。平成23年6月、さつま町教育委員会は「さつま町立小・中学校の適正化計画」、基本計画（案）を示し、その後、町内の全校、全区で説明会を実施された。

そのときの趣旨説明において、児童生徒一人一人が切磋琢磨しながら、夢に向かって生き生きと学ぶことができるとともに、今日のグローバルな世界に伍していく教育のできる学校づくりを目指して鋭意検討を進めた結果であり、子供たちの視点に立って考えたという点については理解するところがあった。しかし、計画案の内容説明では不明な点や疑問が残り、意見交換では理解しがたい言葉が向けられる場面もあった。

これらの経緯を受けて、薩摩地区では、各単位PTAそれぞれが対応に取り組みながら、計画案のあり方等を話し合う場、連携を図る場として、平成24年2月に薩摩地区PTA連絡会議を設置して協議を続けている。

これまでの調査や会議を踏まえて、町教育委員会が進めようとしている計画案には検討の余地があり、また今の状況では賛否判断する以前の状況であることから、現段階で早急に取り組むべき事項を、自分たちの統一見解として要請することにした。

学校適正化の必要性は理解するところもあるが、各地域の核である学校の適正化を子供たちの視点に立って進めるのであれば、子供たちにそのように感じてもらえる、自信を持って言える計画でもあるべきではないかと考える。

こういった視点も重ね合わせながら、地域も、保護者も、子供たちも自慢できるすばらしいさつま町教育の姿が示されることを願って、1、町民生活に大きな影響を与える学校適正化の基本計画を策定する場合、まずは、現在の検討過程において、合意のプロセスを大切にしながら保護者や地域住民との協議を行い、それらの意見を踏まえて、当事者意識を持って慎重に進めるという姿勢を明確に示し、正確で十分な情報提供と説明を行うとともに、当事者の協議、判断を尊重して進めること。

2、薩摩地区など短期的に計画を具体化することが難しい地域については、段階的・中長期的視点に立ち、適正化の協議を重ねる仕組みづくり、その間の児童生徒に対しては、実状に応じて必要な教育支援に努めること。

3、通学距離や通学手段等の通学問題は、計画の検討段階で明確に示すこと。

4、当事者からの積極的な提案は、当事者意識を持って十分配慮すること。

以上、四つの事項を町教育行政に反映させることを求めるものであります。

審査において、町議会では、去る8月24日、町教育委員会に対して、4項目からなる「さつま町立小・中学校の適正化計画」、基本計画策定に関する申し入れを行っているが、本請願の願意は、この申し入れの趣旨と同じであり賛同できるとの意見が出されました。

そのほか、町議会として申し入れは行っているが、本請願についての判断は、町教育委員会の今後の動向を見てから行ってもよろしいのではないかとの意見も出されたところでありましたが、採決の結果、請願の趣旨を了として、採択すべきものと決定した次第でございます。

以上で報告を終わります。

〔木下 賢治議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの学校規模適正化対策調査特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから請願第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾 正男議員）

起立多数です。よって、「請願第2号 さつま町立学校適正化基本計画の策定に関する請願書」は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

育費国庫負担制度拡充に関する意見書（案）の提出について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第16「発議第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（桑園 憲一議員）

ただいま議題となりました「発議第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書（案）の提出について」、趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに採択されました「請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係わる意見書の採択要請について」と同趣旨であります。

お手元に配付してある意見書のとおり、一人一人の子供に丁寧な対応を行うため、国全体での少人数学級の実現と、子供たちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるよう義務教育費国庫負担割合の拡充を要請するため、内閣総理大臣ほか関係大臣に対し、意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同と御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で趣旨説明を終わります。

〔桑園 憲一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

本案は会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に関する意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

△日程第17「報告第9号 平成23年度健全化判断比率の報告について」、日程第18「報告第10号 平成23年度資金不足比率の報告について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第17「報告第9号 平成23年度健全化判断比率の報告について」及び日程第18「報告第10号 平成23年度資金不足比率の報告について」の報告2件を議題とします。

内容の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「報告第9号 平成23年度健全化判断比率の報告について」及び「報告第10号 平成23年度資金不足比率の報告について」であります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき健全化判断比率を、同法第22条第1項の規定に基づき資金不足比率を公表しようとするもので、いずれにつきましても、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容につきましては、財政課長に説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「報告第9号 平成23年度健全化判断比率の報告について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

次に、「報告第10号 平成23年度資金不足比率の報告について」であります。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの報告に対し、お聞きしたいことはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。

これで報告第9号及び報告第10号を終わります。

△日程第19「所管事務調査報告の件」

○議長（中尾 正男議員）

次に、日程第19「所管事務調査報告の件」を議題とします。

文教厚生常任委員長から調査中でありました事項について報告をしたいとの申し出がありますので、これを受けたいと思います。文教厚生常任委員長の報告を許します。

[桑園 憲一議員登壇]

○文教厚生常任委員長（桑園 憲一議員）

文教厚生常任委員会の所管事務調査について御報告申し上げます。

文教厚生常任委員会では、閉会中の調査事項である「町民福祉政策の推進について」、「環境対策への取り組み状況について」及び「教育環境の充実について」、平成24年8月7日から9日までの3日間、兵庫県の養父市、京都府の南丹市及び綾部市において調査を行いました。その主な概要について、調査地別に報告いたします。

まず、兵庫県養父市における調査であります。同市では「町民福祉政策の推進について」、特に「効果的な健康づくり施策について」の取り組みを調査いたしました。養父市は、兵庫県北部の但馬地域の中央に位置し、人口は約2万7,000人、総面積は約422平方キロメートルであり、平成16年4月に八鹿町、養父町、大屋町及び関宮町の4町が合併して誕生した新しい市であります。

まず、同市の医療体制についてであります。病院2カ所、診療所16カ所、歯科医院10カ所と、人口規模の割に医療機関が多く、それが市内全域に点在していることから市民が安心感を持てる体制になっています。内科、呼吸器科など19の診療科を備えた公立八鹿病院が基幹病院

であり、市医師会の事務局も置かれていることから、医師の確保や休日診療応援体制など連携が図りやすく、さらに同病院内の地域医療課では、市職員を交えて病気などに関する情報の共有や課題の検討を行う機会を毎月設けています。

次に、市民に対する健康づくり事業の一つとして実施されている市民ドックについてであります。これは、病気を早期発見し、早期治療を促すことを目的とする総合健診であり、人間ドックと同じ各種検査を行うもので、特定健診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診を組み合わせたものを基本コースとして設定し、腹部エコー検診や前立線がん検診などは、希望により自由に選択できるようになっています。

旧町1カ所の4会場において、日曜日を含む15日間、一日を通して行われ、ドック受診者用の送迎バスは、利用者が少なかったことから現在は運行されていませんが、受診時間を30分単位で事前に指定することにより、待ち時間が短く、そして検査時間も約1時間で終わるように工夫されており、市民にも好評であるとのことであります。

また、市民のレセプトを調査研究することにより健康上の課題を分析し、高血圧、糖尿病、人工透析のそれぞれの患者数の減少を目指して、特定健診の中にヘモグロビンA1c、貧血、尿酸、クリアチニンの四つの検査項目を市独自で追加して実施しています。

同市の特定健診受診率は平成23年度は36.6%であり、本町の受診率約53%と比較して決して高い数値ではありませんが、公立病院や医師会と連携するなど検査体制が十分整い、市民の健康づくり意識を高めるために、保健師を初めとする市職員が各種健康教室等に意欲的に取り組んでいることから、受診率の今後の伸びが大いに期待される場所でもあります。

また、手軽に楽しくできる健康づくり推進の取り組みとして、「やぶからぼうたいそう」があります。これは、市独自で創作して普及を図っている健康体操であり、今では子供から高齢者まで多くの市民に親しまれています。

次に、高齢者の健康づくり施策、特に介護予防事業についてであります。

養父市では、市の将来像を「響きあう心 世界へ拓く 結の郷 やぶ」と定めて、市民の心の中に息づく互助・共助の精神に基づいて、地域住民の支え合いによる取り組みを推進しています。

同市の高齢化率は32.6%で、本町より若干低い数値ではありますが、高齢化の進行は深刻な状況であり、要介護認定者やその家族が安心して暮らせるまちづくりを早期に実現することが課題となっています。

まず、介護予防施策の検討に当たり、介護認定調査医師の意見書により要介護原因の調査研究を行い、国民生活基礎調査の結果と比較した上で、市の特徴は、認知症、脳血管疾患、関節疾患、骨折、転倒の割合が高いことであると分析し、それぞれの予防対策を重点項目としています。

特に認知症予防対策としては、認知症を正しく理解して、早期発見、早期治療に努め、さらに地域における見守り支援体制を充実するために認知症サポーターを約3,600人養成しており、これは総人口比で10%を超え、兵庫県内1位であります。

この成果は、市職員が、全行政区において地域巡回型の認知症サポーター教室を実施したり、地域の要請に応じて出前講座を実施するなど、さまざまな機会をとらえて普及啓発に取り組んだことによるものであるとのことであります。

しかし、さきに報告しましたとおり認知症以外にも要介護原因があり、それらを含む幅広い介護予防施策が必要であることから、市では全行政区を対象に、地域の集会所など141カ所において、住民の健康状態の確認も兼ねた地域巡回型の介護予防教室を実施してきています。こうして市職員も熱心に取り組んできたところですが、なお一層、市民に介護予防意識を浸透させるためには、各地域においては、やはりそれぞれの地域の住民が指導者となって、地域に根差した自

主的な活動を展開できる体制づくりを進める必要があると考え、介護予防サポーターの養成に取り組んできています。

サポーター養成のための研修は7回シリーズで、介護予防の全体像についての講義で始まり、認知症対策、基本的な体操、口腔機能、栄養などの各項目を学び、グループワークにより地域でどんな活動ができるか、どうすれば活動しやすいかをお互いに検討、協議して修了となります。修了後は、サポーターとして自信を持って地域で活動できるように、ボランティアのグループ化を図ったり、定例会などを開いて相談に応じたり、地区の取り組みやグループの活動発表を通して情報交換を行う実践報告会を年1回開催するなど、市職員が手厚く支援しています。

現在の介護予防サポーターは255名で、その約8割の方が60歳以上であります。高齢者クラブやサロンなど地域住民が気軽に集まる場所へ出向き、体操、カラオケ教室、寸劇などさまざまな手法を駆使して、介護予防の知識や技術の普及に努めており、さらに、その活動自体がサポーター自身の健康づくりや介護予防にもつながっているとのことであります。

このサポーター研修の修了生へのアンケートによると、約7割の方が地域で何らかの活動をしていると答えており、市民の介護予防に対する目的意識の高さとともに、保健師など市職員の粘り強い努力を感じたところでもあります。

なお、これまで報告しました養父市の健康づくり施策は、主に健康課と高年福祉課の取り組みであります。いずれの課も管理職を初め、ほとんどが専門の資格を有する女性職員で構成されているという特色ある組織体制をとっていました。

次に、京都府の南丹市における調査であります。同市では「環境対策への取り組み状況について」、特に「生活環境改善に寄与するバイオマスについて」調査いたしました。

南丹市は、京都府の中央部に位置し、人口は約3万5,000人、総面積は約616平方キロメートルであり、平成18年1月に園部町、八木町、日吉町及び美山町の4町が合併して誕生した新しい市であります。

同市は、豊かな自然を守り、安全で美しい快適な生活環境づくりを進めるため、再生可能エネルギーの活用や資源のリサイクルを推進していますが、今回は特に、家畜排せつ物等を適正に処理し、バイオマスとして利活用している八木バイオエコロジーセンターの施設設備及び管理運営状況等について調査を行ったところでもあります。

同センターは、国の補助事業を導入して平成10年に建設され、その後、複数の補助事業を活用して追加整備を行い、その施設整備費の総額は約17億円であります。現在、その管理運営は、財団法人八木町農業公社が指定管理者として、職員7名で行い、市から支出される指定管理料は年間1,700万円であります。

同センター敷地内には、堆肥化とメタン発酵の2種類の施設がありますが、まず堆肥化施設では、旧八木町地域から搬入される年間約9,000トンの肉牛ふん尿とメタン発酵施設から排出される固形物から良質の堆肥を生産し、全て農家向けに販売して農地還元されています。

メタン発酵施設では、同じく旧八木町地域から乳牛ふん尿を年間約2万トン、おからや豆乳などの食品工場残渣を3,000トン、それぞれ受け入れてメタン発酵を行っています。この発酵処理によりメタンを約60%含むバイオガスを発生させ、それをガスエンジン式発電機に送って発電していますが、年間発電量は約100万キロワットで、その電気と発電時に発生する熱はセンター内で使用し、余った電気は電力会社に販売しています。

メタン発酵後に生じる消化液は年間約2万トンに上り、そのうち約4,000トンは液体肥料として活用されており、残りの約1万6,000トンは排水処理設備に送られ、適正な処理を施し、徹底した水質管理のもとに河川へ排出されています。

市では、この液体肥料の利用拡大に取り組んでおり、平成21年1月には農家も役員に含めた液肥利用協議会を立ち上げて普及啓発を図っています。現在は、京都大学に液肥に関する研究を依頼しながら、JAや京都府農業改良普及センターと連携して液肥米のブランド化を検討したり、またその液肥米を環境学習の一環として学校給食で提供できないか、市教育委員会と協議を開始するなど、新たな展開を模索しているとのことであります。

南丹市の取り組みは、農業地域が抱えていた生活環境上の問題解決に向けていち早く着手したものであり、また昨年3月の原子力発電所の事故発生以前から再生可能エネルギーに着目し、バイオマスタウン構想を策定するなど、地域循環型社会の実現を目指した地球環境に優しい先進的な事例であります。施設整備に対する初期投資、管理運営体制の確立やその必要経費、また一部の外国製機器の維持管理など、さまざまな検討課題がありました。

本町がバイオマスを初めとする再生可能エネルギー関連施設の建設、運営に取り組む場合には、将来を見据えた綿密な計画を策定した上で慎重に行うべきであると考えます。

次に、同じ京都府内の綾部市における調査ですが、同市では「教育環境の充実について」、特に「学力向上対策について」調査いたしました。

綾部市は、京都府の中央北寄りに位置する田園都市で、人口は約3万5,000人、総面積は約347平方キロメートルであります。

京都府は、平成22年度全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストにおいて、鹿児島県と比較して良好な成績をおさめています。その京都府内にある綾部市の教育方針は、「すべての大人が教育者であることを自覚するまじ あやべをめざして」であり、その方針に沿って学校教育の目標を、「今ある自分に感謝し、進路実現に向かって懸命に生きる子どもの育成」と定めています。

そして、その目標を達成するための努力点として、1、教育者としての誇りと覚悟、愛情・信頼・尊敬の構築、2、行きたい・行かしたい学校・幼稚園づくり、3、質の高い学力の定着・向上、希望進路の実現、4、温かい人間性の育成、人間としてのよりよい生き方づくり、5、真の健康体づくり、社会活動への果敢な挑戦、6、ふるさとあやべを愛する心、社会の変化に対応する力の育成、以上6項目を掲げ、それぞれに指標を設けて取り組んでいます。

例えば、行きたい・行かしたい学校・幼稚園づくりという努力点に関する指標の一つは、児童生徒、保護者などを対象にしたアンケートにおいて、学校・幼稚園経営や教育活動に対する肯定的評価が8割を超えているということであり、このように指標を設けることによって達成度が判り、教員の問題意識が高まって、学習指導や進路指導等に意欲的に取り組んでいるものと考えます。

また、同市では、社会的・職業的自立や自己実現に必要な能力や態度を育成するために、小学1年生から、それぞれの発達段階に応じたキャリア教育に取り組んでおり、平成23年度にはキャリア教育優良学校として、小学校1校、中学校1校が文部科学大臣表彰を受けています。

その取り組み事例としては、学校の設備改修工事を実施する際に、市の設計担当者や現場で働く技術者を講師として招き、仕事内容や仕事に取り組む姿勢について話を聞くといった機会を地域住民からの提案によって設けたり、また、全ての中学校では進路決定前の生徒を対象に、市長自らが、これまでの人生経験を語る「志講座」を実施しています。

また、国際化が進展する社会の中で活躍していく人材には英語力の定着が不可欠であると考え、平成23年度から英語技能検定受験事業に取り組んでいます。これは、現市長が民間企業の社員として海外で勤務してきた経験を踏まえて打ち出した市独自の施策であり、中学校を卒業するまでに英語検定3級を全員取得することを目標に掲げて、中学2年生と3年生を対象に、その受験

料を市が負担するというものであります。

市立中学校教員の自主的な教育活動としては、生徒が部活動を終えて帰宅する午後7時ごろから、授業内容の理解度に不安のある生徒の自宅を訪問し、そこに集まった複数の生徒に対して補習的な学習指導を行う「訪宅指導」の取り組みがあります。これは、ほとんどの教員が片道30分以内の通勤圏内に居住していることから実施可能な活動であると考えますが、全て教員のボランティアによるものであり、生徒の学力向上に取り組む教員の熱意が感じられたところであり、

このように、綾部市では、義務教育の総和は進路保障にあるという言葉の意味を重要視し、子供たちに確かな学力を定着させ希望の進路へ導くための諸施策を打ち出して、市教育委員会、市長部局、各学校、各地域が連携をとりながら積極的に取り組んでおり、本町における児童生徒のさらなる学力向上を図るために、同市の取り組みには参考にすべき点が多いのではないかと考えます。

ここで、綾部市の学校再編に関する取り組み状況について報告いたします。

現在の市立学校数は、小学校10校、中学校6校、幼稚園3園ですが、平成11年に小学校1校を統廃合し、次に平成17年に小学校2校を統廃合しており、廃校となった地区ではスクールバスを運行することにより通学手段が確保されています。現時点においても、子供の数が減少し再編対象になっている小中学校がそれぞれ1校ずつありますが、今後においては統廃合を行わず、小中一貫教育に取り組む方針であるとのこととあります。

以上、調査の概要を申し上げ、報告といたします。

〔桑園 憲一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから質疑を行います。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。

これで所管事務調査報告を終わります。

△日程第20「議員派遣の件」

次は、日程第20「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第122条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について議員を派遣したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第21「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第21「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって会議を閉じ、平成24年第4回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午後0時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中 尾 正 男

さつま町議会議員 桑 園 憲 一

さつま町議会議員 市 來 修

